

2 0 2 4 年度
自己点検・評価報告書

横浜美術大学

目 次

序 章	1
本 章	
第1章 理念・目的.....	3
第2章 内部質保証.....	6
第3章 教育研究組織.....	13
第4章 教育課程・学習成果.....	17
第5章 学生の受け入れ.....	37
第6章 教員・教員組織.....	46
第7章 学生支援.....	52
第8章 教育研究等環境.....	63
第9章 社会連携・社会貢献.....	71
第10章 大学運営・財務.....	80
第1節 大学運営.....	80
第2節 財務.....	88
終 章	91

序 章

本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、「横浜美術大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、「自己点検・評価委員会」を設置し、定期的に点検評価活動を行ってきた。2015 年度には大学基準協会による第2期認証評価を受審し、大学基準に適合していると認定される一方、1項目の努力課題（学生の受け入れ）と2項目（学生の受け入れ、財務）の改善勧告が付された。これらの提言を真摯に受け止め、2016年4月に学園理事長が学長を兼務し、学園全体で改革に取り組む姿勢を整えた。理事長兼学長のリーダーシップのもと、経費節減を中心とした財政健全化の推進や3つの方針の見直しによる初年次教育等のさらなる充実、教育課程と関連した広報活動の強化等に取り組んだ結果、2017 年より学生募集が好転し、経費節減と入学定員及び収容定員の充足などの相乗効果により学園財政の改善につながることとなった。

2019 年7月に努力課題及び改善勧告に対する改善報告書を大学基準協会に提出し、2020年3月に検討結果を受領したところ、改善勧告の2項目は改善が認められ、努力課題の1項目については「一層の改善が望まれる」とされた。この努力課題（編入学定員に対する編入学生数比率の改善）について再度検証した結果、大学基準協会からの改善勧告後は、入学定員の充足を最優先事項とし、初年次教育の充実等を行ったことにより、大学設置時に比べて編入の利点が若干薄くなっていることが主因と結論づけた。この検討結果により、2024 年度入学生から編入学定員を減じて入学定員を増員する学則変更を行った。

第2期認証評価の受審後は、内部質保証の推進にも取り組んでいる。2016年には運営委員会が設置され、教育研究内容を含めた全学の運営方針を協議し、その協議・決議事項のもとに各委員会にて具体的な教育活動の企画・設計、運用を行いつつ、点検・評価を自己点検・評価委員会が担うという内部質保証体制とした。この内部質保証体制は、PDCAサイクルは図られていたものの、内部質保証の方針や手続きが充分ではなく、役割や権限の明確化や、内部質保証システム自体の適切性及び有効性を定期的に測る仕組みの確立にやや課題があった。そこで、2020年度に自己点検・評価委員会とIR室が中心となってPDCAサイクルの運用方法や役割分担、内部質保証システム自体の適切性を測る仕組みなどについて検討を重ね、2021年1月に内部質保証の方針及び手続（以下「方針及び手続」という。）を制定した。2019年度自己点検・評価報告書と2021年度改善計画書の作成は、この方針及び手続に則って行っている。さらに2021年10月には外部評価委員会を開催し、自己点検・評価報告、改善計画及び内部質保証システムの適切性を諮った結果、現時点において適切であるとの評価であった。

2022年度には大学基準協会による第3期認証評価を受審し、大学基準に適合していると認定されるものの改善課題として4項目「内部質保証システムの改善」「FD活動のさらなる推進」「大学運営における意思決定プロセスの明確化」「財務基盤確立に向けた財政目標の策定・実行」の提言を受領した。この提言を受けて、内部質保証システムの再構築を行い、「運営協議会」を内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織とする変更を行い、2024年度から新内部質保証システムをスタートした。

少子化により大学の周辺環境が厳しさを増しているが、私立大学はそれぞれの特性を生

かし、学生はもとより地域や社会全体に貢献する存在でなければならない。本学は、建学の精神に則り、美術及びデザインに関する学術を教授研究し、幅広い教養並びに高度で専門的な知識及び表現技術を身につけた人材の育成を通じ、社会の健全な発展と地域文化の振興に寄与するため、教職員一丸となって不断の改革を推進しているところである。

第1章 理念・目的

(1) 現状の説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点

○学部、学科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部の目的の連関性

学校法人トキワ松学園（以下「法人」という。）は、1916年に設置された私立常盤松女学校（現在のトキワ松学園小中高等学校）に端を発している。1966年には本学の前身であるトキワ松学園女子短期大学を設置し、その後、男女共学化、専攻・コースの再編成、大学評価・学位授与機構認定の専攻科設置等の改革を重ねつつ、2010年に4年制大学「横浜美術大学」に移行し、現在に至っている。

本学は建学の精神「美術による創造性豊かな人間形成」に則り、大学及び学部学科の目的を横浜美術大学学則（根拠資料1-1）に定めている。

大学の目的として、「教育基本法及び建学の精神に則り、広く知識を授け、美術及びデザインに関する学術を教授研究し、幅広い教養並びに高度で専門的な知識及び表現技術を身につけた人材を育成し、社会の健全な発展と地域文化の振興に寄与すること」を、学則第1条に規定している。また、学部学科の教育研究目的を、「美術及びデザインの理論的な知識と専門的な表現技術を身につけ、アーティスト、デザイナー、教育者等として社会に貢献できる人材の育成」とし、学則第5条に定めている。これらに基づき、教育目標と教育目標の達成により身につく力を次のとおり定めている。

教育目標

横浜美術大学は、学則第1条及び第5条に定める教育研究上の目的を達成するため、次の3つを教育目標とする。

1. 美術・デザインの専門的な表現技術の修得
2. 美術・デザインの理論的な知識の修得
3. 社会性と幅広い教養の修得

横浜美術大学では、上記3つの教育目標を達成し、創造的に社会貢献できる人材を育成する。

横浜美術大学で身につく力（教育目標の達成により身につく力）

美術・デザインの専門的な表現技術	表現力
	創造力
	洞察力
	情報収集能力
	探求力
	プレゼンテーション能力

	デジタルスキル
美術・デザインの理論的な知識	美術・デザインに関する理論・歴史の知識
	美術・デザインに関する技法の知識
社会性と幅広い教養	コミュニケーション能力
	論理的思考力
	問題解決力/主体性
	キャリア形成力
	倫理観/社会的責任

教育研究の内容とそれにより育成する人材について、大学の目的と学部学科の教育研究目的、教育目標において関連性が確認できることから、学部学科の人材育成その他の教育研究上の目的は適切に設定していると判断できる。

点検・評価項目②

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点

○学部、学科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部の目的等の周知及び公表

大学の目的及び学部学科の教育研究目的は、点検・評価項目①で述べたとおり、学則第1条及び第5条において明記している。また、建学の精神や教育目標は、大学案内や学生手帳（2024年度Web化）、履修要項、ウェブサイトに明示するなど、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している（根拠資料1-2、1-3【ウェブ】、1-4、1-5【ウェブ】）。

点検・評価項目③

大学の理念・目的、学部における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点

○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

2017年10月に学長（当時、現在の法人理事長）から「横浜美術大学の将来計画について」諮問を受け、将来計画検討会議（現在の「運営協議会」にあたる）が2018年3月に答申を行った。2019年度は、この答申の内容である「大学院設置計画」とこの目標達成に向けて当時必要と考えられた「新棟建設計画」について検討を行ったものの、当時は法人の財務基盤が不安定であったことから見送ることとした。

このように将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定について大学として検討等を行ってきたが、私立学校法改正を受け、法人寄附行為第31条（現57条）（根拠資料

1－6)に基づき、2020年4月1日に「学校法人トキワ松学園の中期的な計画」(根拠資料1－7)を策定した。本学も点検・評価項目①で述べた大学及び学部学科の教育研究目的等を実現するため、「横浜美術大学中期的な計画」(根拠資料1－8)を同日付で施行している。なお、これらの計画の対象期間は、2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間である。

中期的な計画において、「教育」「研究」「学生支援」「学生募集」「社会貢献」「管理・運営」の6項目の方向性を明らかにし、合計21の計画を立案している。この中で、「カリキュラム改編」「大学院修士課程の新設」等を重点目標とし、ワーキンググループの立ち上げなどにより実現に向けて取り組み、学長から理事会に進捗状況の報告等を行っている(根拠資料1－9)。本計画期間において第3期認証評価を受審し、序章に記載した新たな改善課題の提言を受けたことから、単年度の事業計画において改善対応を計画、随時実行してきた。また、2024年度においては「次期横浜美術大学中期的な計画(2025年4月1日から5年間)」を運営協議会において策定した。

(2)「長所・特色」

建学の精神に則り、大学及び学部学科の教育研究目的を学則に定めている。これらを踏まえた教育目標と、これを達成するべく「卒業認定・学位授与方針(以下、「学位授与方針」という。))」「教育課程編成・実施の方針(以下、「教育課程編成方針」という。))」「入学者受入方針」を定めるなど、体系的に整備している。

前述したとおり、建学の精神、大学及び学部学科の教育研究目的、教育目標等についてウェブサイトや刊行物を通じて学内外に周知を図っており、着実に理解されている。

また、法人と大学双方が2020年度から2025年度における5ヶ年の中期的な計画を策定することで、2020年度以降重点的に取り組む方向性を明らかにしている。さらに、大学において着実に中期計画を実行するため、単年度の具体的な指針となる事業計画(根拠資料1－10)を作成し、その結果を事業報告書で公開している。中期的な計画を実現するための具体的な方向性を示し、単年度計画の作成やワーキンググループの立ち上げ等による実現可能性を担保する一方、自己点検・評価を通して方向性や進捗状況の確認に努めている。

(3)「問題点」

特段なし。

(4)「全体のまとめ」

現状説明で述べたとおり、大学及び学部学科の人材育成その他の教育研究上の目的を適切に設定し、学内外に明示している。また、目的の実現に向けて、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定し、大学の目指す方向性を示すとともに実現可能性を担保し、自己点検・評価を通じて進捗状況の確認を行っている。

以上のことから、大学基準に照らして良好な状態にあるといえる。

第2章 内部質保証

(1) 現状の説明

点検・評価項目①

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点

○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

従来の内部質保証体制として、2016年に運営委員会が設置され、教育研究内容を含めた全学の運営方針を協議し、その協議・決議事項をもとに各委員会にて具体的な教育活動の企画・設計、運用を行いつつ、点検・評価を自己点検・評価委員会が担うという形態を採っていた。この体制は、PDCAサイクルの運用そのものに問題はなかったものの、内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定が充分ではなく、全学内部質保証推進組織の権限や役割、当該組織とその他組織との役割分担、内部質保証システム自体の適切性・有効性を定期的に測る仕組みの制定・確立が不可欠であった。そこで、2020年度からIR室や自己点検・評価委員会が中心となり、PDCAサイクルの運用方法や役割分担、内部質保証システム自体の適切性を測る仕組みなどについて検討を重ね、2021年1月に全学的な方針及び手続（根拠資料2-1）を制定するに至った。

2022年度の大学基準協会による第3期認証評価において、内部質保証システムに関する改善課題を受領した。2024年度より本学における内部質保証システムの改定を実施し、諸規則等を改定している。

現在の本学における内部質保証に関する基本的な考え方については次のとおりであり、ウェブサイトで明示している。

内部質保証の方針

本学における建学の精神、目的、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入方針等に基づき、教育活動やその他の活動の自己点検・評価を行ったうえで、その結果を検証して改善することにより、質の向上に継続的に取り組むこととし、これを達成するため、仕組み（以下「内部質保証システム」という。）を構築する。また、この内部質保証システム自体の適切性、有効性についても定期的に点検・評価し、改善・向上に結びつける。

このように、本学では、建学の精神や大学及び学部学科の教育研究目的、教育目標などの実現に向け、教育研究の質を継続的に向上させるため、内部質保証を推進することを方針としている。

2023年度までは、内部質保証の実施体制として、内部質保証の最高責任者である学長のもと、全学内部質保証推進組織に「将来計画・経営戦略委員会」、全学的な観点で自己点検・

評価を担う組織に「自己点検・評価委員会」を充て、実際の教育研究活動における PDCA サイクルを担う各委員会を「自己点検・評価を行う組織」として規定していた。具体的には、将来計画・経営戦略委員会は、自己点検・評価の方針(項目)の策定、自己点検・評価における結果の検証、改善事項の監理等を担い、自己点検・評価委員会は、各委員会が行った自己点検・評価における結果の取り纏めと全学的な観点における自己点検・評価を実施する組織としている。

しかしながら、2022 年度の第 3 期認証評価において「2019 年度より、「将来計画・経営戦略委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織として中心に据え、改善すべき事項及びその改善計画を検討して学長に報告するとしているが、一部の項目については、教授会と「運営委員会」が実質的な内部質保証を行っているため、教授会及び「運営委員会」が内部質保証システムについて果たす役割を明確にし、方針に基づき、「将来計画・経営戦略委員会」を中心とした内部質保証を有効に機能させるよう、改善が求められる」との改善課題提言を受けた。このため、2024 年度からは、「将来計画・経営戦略委員会」を廃止し、全学内部質保証推進組織として、「運営協議会（旧名：運営委員会から改称）を据え、より内部質保証が有効に機能できるような体制構築を行っている。IR 室の機能については、「将来計画・経営戦略委員会」から「運営協議会」に移設し、教学マネジメントへの支援体制の強化につなげている。

なお、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上については、「内部質保証体系図」（根拠資料 2－2）で学内外に分かりやすいよう示している。

点検・評価項目②

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点

○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

○全学内部質保証推進組織のメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、方針及び手続に則り、2023 年度までは将来計画・経営戦略委員会を充てており、2024 年度からは運営協議会を充てている。前述のとおり、従来の内部質保証体制として、2016 年に運営委員会が設置され、教育研究内容を含めた全学の運営方針を協議し、その協議・決議事項をもとに各委員会にて具体的な教育活動の企画・設計、運用を行いつつ、点検・評価を自己点検・評価委員会が担うという形態を採っていたが、2019 年度までは方針及び手続に則った内部質保証活動と評価するには不明確な部分もあった。2020 年度に前年度の点検・評価を行う過程においてこのことが課題とされたため、IR 室と自己点検・評価委員会が中心となって PDCA サイクルの運用方法等の検討を重ねた結果、2021 年 1 月に全学的な方針及び手続を制定するに至っている。2022 年度の大学基準協会による第 3 期認証評価において、内部質保証システムに関する改善課題を受領したことから、2024 年度より本学における内部質保証システムの改定を実施し、諸規則等を改定している。

運営協議会の審議事項に「内部質保証の推進に関する事項」と規定し（根拠資料 2－4）、

全学内部質保証推進組織としている。構成員は、学長（内部質保証推進責任者）、学部長、図書館長、教務部長、学生部長、学長補佐、研究室主任、各種委員会委員長、事務局長である。方針及び手続において運営協議会は「自己点検・評価の方針（項目）の策定、自己点検・評価における結果の検証、改善事項の監理、結果の公表を担う。また、この内部質保証システムに係る結果の検証及び改善について IR 室が支援を行う。」と定めている。（根拠資料 2－5）

以上のとおり、全学内部質保証推進組織・学内体制は整備されている。

点検・評価項目③

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学の 3 つの方針は、学長を委員長とし、学部長、図書館長、教務部長、学生部長、学長補佐、予算委員会、広報企画委員会、入学試験委員会、教務委員会、学生委員会、キャリア支援委員会、図書委員会、自己点検評価委員会、情報セキュリティ委員会、FD 推進委員会、大学ギャラリー委員会、国際交流委員会及び運営協議会の各委員長及び事務局長、総務課長、学務課長で協議を行い、決定することとしている。2016 年度に改定した際、3 つの方針は、建学の精神を礎とした大学の目的及び学部学科の教育研究目的を達成するために教育目標を設定し、これを実現するため、それぞれの整合性に留意して定めており、これ以降は適宜点検や見直しを行うこととした。2020 年度に当時 3 年次から選択可能であった修復保存コースについて、2 年次から選択できるよう教育課程編成方針の改定を行っている。これは、少人数制による丁寧な指導を背景に 3 年次からの 2 年間で教育目標を達成することで学位授与を行ってきたが、コース選択希望者が増加したことで、これまでの授業運営が困難となり、教育目標の達成に懸念が生じる可能性があるという評価がなされたためである。

点検・評価項目①で述べたとおり、教学における PDCA サイクルは、内部質保証における方針及び手続に則って行っている。具体的には、各委員会が行う点検・評価を自己点検・評価委員会が全学的な観点で点検・評価し、さらに全学内部質保証推進組織である運営協議会が、点検・評価における結果の検証や改善事項の監理を担っている。運営協議会が報告した自己点検・評価報告書及び改善計画書の提出を受けた学長は、これらを精査し、改善の必要性を認めた場合は、運営協議会に対して期限を定めたいえで改善活動を行うことを指示す

る。学長より指示を受けた運営協議会は、改善事項の進捗管理、その達成状況について検証を行い、改善計画報告書を学長に提出するというプロセスである。なお、この PDCA サイクルは毎年度実施することとしている。

2022 年度自己点検・評価報告書において問題点として提起され、学長が改善の必要性を認めたものは 4 項目であった（根拠資料 2－7）。このうち、2023 年 3 月末時点において、中長期課題である教育研究環境整備の 1 項目を除き 3 項目の対応を完了しており、将来・経営戦略委員会にて改善の完了を確認し、所見・検討を付して学長に報告のうえ、担当委員会に対しフィードバックを行っている。なお、認証評価や行政機関等からの指摘については、必ず改善活動を行うよう方針及び手続に規定しており、2022 年度改善計画 4 項目のうち 1 項目が該当している（根拠資料 2－7）。この 1 項目は 2015 年度に受審した第 2 期認証評価で「編入学定員に対する編入学生数比率の改善」が努力課題として求められ、2019 年度に行った大学基準協会への改善報告の検討結果においても「一層の改善が望まれる」とされた事項である。この努力課題について再度検証した結果、入学定員の充足を最優先事項とし、初年次教育の充実等を行った結果、編入の利点やその教育効果について大学設置時に比べて若干薄くなっていることが主因と結論づけたことから、編入学定員を減じて入学定員を増員する学則変更を行った。（根拠資料 2－8）。2023 年度においては、2022 年度の大学基準協会による認証評価結果を踏まえ、同協会から改善課題とされた 4 つの事項を含めた改善計画を 15 項目抽出した。そのうち 6 項目については改善が完了したことを確認し、適切に PDCA が機能し運営されていることを確認した。このうち 2022 年度に受審した第 3 期認証評価で「内部質保証システムの役割明確化と有効機能化」「教授会等の意思決定プロセスの明確化」が改善課題とされたが、2024 年度 3 月末までに改善に向けての対応方針を定め、体制整備を実施し、対応を完了させた。以上のとおり、運営協議会が各委員会において行う自己点検・評価の結果を検証し、改善事項について監理を行うことで、各委員会による PDCA サイクルを機能させるなど、内部質保証活動を推進している。

点検・評価の客観性を高めるとともに、方針及び手続に則り、内部質保証システム自体の適切性、有効性についても定期的に検証するために、外部評価委員会に評価を依頼することとしている（根拠資料 2－1、2－9）。2021 年 10 月に、2019 年度自己点検・評価報告書や 2021 年度改善計画、さらに内部質保証システム自体の適切性を測るため、外部評価委員会を開催し、全ての議題において適切との評価であった（根拠資料 2－10）。なお、内部質保証システム自体の適切性及び 2021 年度改善計画においても、推進が実質初年度であること並びに改善計画全てにおいて完了しているわけではないことから、「方針や手続きに則った PDCA サイクルの継続的な運用が望まれる」とされたが、「現時点において適切である」と評価されている。

点検・評価項目④

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点

○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

○公表する情報の正確性、信頼性

○公表する情報の適切な更新

本学ウェブサイトにおいて、学校教育法及び学校教育法施行規則等の関係法令に基づき、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表している（根拠資料 2-13【ウェブ】、2-14【ウェブ】、2-15【ウェブ】）。

法令で義務付けられている項目のほか、卒業後アンケート、卒業時アンケートといった教学 IR 情報についても公開し、幅広い観点で教育情報の公表に努めている。

財務情報については、私立学校法の規定等を踏まえ「計算書類（内訳表、明細表を含む）」、「財産目録」「監査報告書」のほか、学外者が理解しやすいよう、「事業報告書」において法人や大学といった部門ごとの事業報告に加え、決算については用語の解説や経年比較等を掲載するとともに「学校法人会計の特徴」で企業会計との違いを説明している。（根拠資料 2-15【ウェブ】）。

これらの情報の更新については、基準日を 5 月 1 日とするものは基準日以降、それ以外の情報についても、遅滞なく適宜更新を行うこととしている。

点検・評価項目⑤

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

○点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価項目①で述べたとおり、2019 年度以前における内部質保証システムは、運営委員会が教育研究内容を含めた全学の運営方針を協議し、その協議・決議事項をもとに各委員会が具体的な教育活動の PDCA サイクルを推進したうえで、全学的な点検・評価を自己点検・評価委員会が担うという形態としていた。2020 年度の点検・評価において、この体制は実質的な内部質保証活動を推進していたものの、方針及び手続の制定に不十分な部分が見られること、さらに内部質保証システム自体の適切性を測る仕組みについて、客観性や妥当性の担保に課題があるとされた。これを受け、方針及び手続に内部質保証システム自体の適切性は外部評価委員会が測る仕組みとすることを盛り込み、これを規定する外部評価に関する要項を策定している（根拠資料 2-1、2-9）。この要項と方針及び手続に則り、2021 年 10 月に外部評価委員会を開催し、外部評価委員からは、内部質保証システム自体の適切性について内部質保証システム自体の適切性及び 2021 年度改善計画においても、推進が実質初年度であること並びに改善計画全てにおいて完了しているわけではないことから、「方針や手続きに則った PDCA サイクルの継続的な運用が望まれる」とされたが、「現時点において適切である」と評価されている（根拠資料 2-10）。なお、この外部評価のサイクルは年に 1 回行うこととしているが、実施できていない点改善を要する。

自己点検・評価において適切な根拠（資料、情報）を使用するため運営協議会に IR 室を置いている。運営協議会規程において、IR 室は「教育研究その他大学の諸活動に関する様々

なデータの効果的かつ孤立的な収集及び分析等を行うことにより、本学の戦略的な大学運営に関する意見決定等の支援、教育研究の充実及び業務運営の改善に資することを目的とする。」と規定され、各種アンケート調査の分析・報告等を担うことで、各委員会が適切な根拠（資料、情報）を使用した PDCA サイクルの運用が行えるよう支援している。

自己点検・評価結果に基づき、担当委員会では担当する項目において改善を要する事項は「横浜美術大学自己点検・評価 改善計画・報告書」を作成するとともに、前年度に挙げた改善事項がある場合は改善状況を同書類により運営協議会に提出する。運営協議会では改善の完了確認と継続対応中の項目、新規改善項目を確認することで内部質保証の改善・向上を図っている。

（２）「長所・特色」

本学の内部質保証は、建学の精神に則り、大学の目的、学部学科の教育研究目的及び教育目標の実現に向け、継続的・恒常的に機能させるべく、方針及び手続を体系的に定めている。全学内部質保証推進組織と全学的な自己点検・評価を実施する組織とに分けつつ、両組織に学部長を構成員とすることで、内部質保証活動を円滑に推進することができている。また、外部評価委員会による自己点検・評価や改善活動の妥当性及び客観性を担保しつつ、内部質保証システム自体の適切性及び有効性を点検・評価するなど体系的な内部質保証としている。このことは、外部評価委員からも一定の評価を受けたところである。

（３）「問題点」

上記の通り内部質保証システムを構築し、推進してきたものの、2022 年度の大学基準協会による第3期認証評価においては、改善課題として「2019（令和元）年度より、「将来計画・経営戦略委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織として中心に据え、改善すべき事項及びその改善計画を検討して学長に報告するとしているが、一部の項目については、教授会と「運営委員会」が実質的な内部質保証を行っているため、教授会及び「運営委員会」が内部質保証システムについて果たす役割を明確にし、方針に基づき、「将来計画・経営戦略委員会」を中心とした内部質保証を有効に機能させるよう、改善が求められる。」との提言を受領している。上記の改善課題に関しては、2024 年度より内部質保証に責任を持ち、学長が必要と認める教育研究及び管理運営の課題並びに将来計画及び経営戦略について協議し、併せて大学運営を円滑に実施するため運営委員会改め運営協議会を発足させた。

新しい内部質保証システムにより役割の明確化が図られているが、外部評価が未実施である点については早急に改善が必要である。

（４）「全体のまとめ」

建学の精神に則り、大学の目的や学部学科の教育研究目的及び教育目標の実現に向け、方針及び手続を定めたうえで、3つの方針に基づいた教育活動等を実施している。また、自己点検・評価を通じて、活動等の結果を検証したうえで改善を図り、次のサイクルにつなげていく内部質保証システムを整備しており、改善事項には期限を付し運営協議会の下部組織である IR 室が改善活動の支援を行うなど、全学内部質保証推進組織のマネジメントのもと、迅速かつ着実に PDCA サイクルを運用する仕組みを構築している。これは、外部評価委員会

からも「現時点では有効に機能している」と評価されている。一方で、現行の内部質保証システムは、2024 年度に制定したため、方針及び手続に則った内部質保証活動は初期段階である。より適切に PDCA サイクルが運営・実践できるよう取り組んでいくものである。

内部質保証は、本学の教育・学修等が適切な水準にあることを自らの責任で説明し証明していく恒常的かつ継続的なプロセスでなければならない、これを実現していくためには組織において「質の文化」が醸成されることが重要である。内部質保証の継続的かつ恒常的な取り組みとしつつ、さらなる発展を遂げるため、この文化の醸成に努めていく所存である。

第3章 教育研究組織

(1) 現状の説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点

○大学の理念・目的と学部・学科構成との適合性

○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

○教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

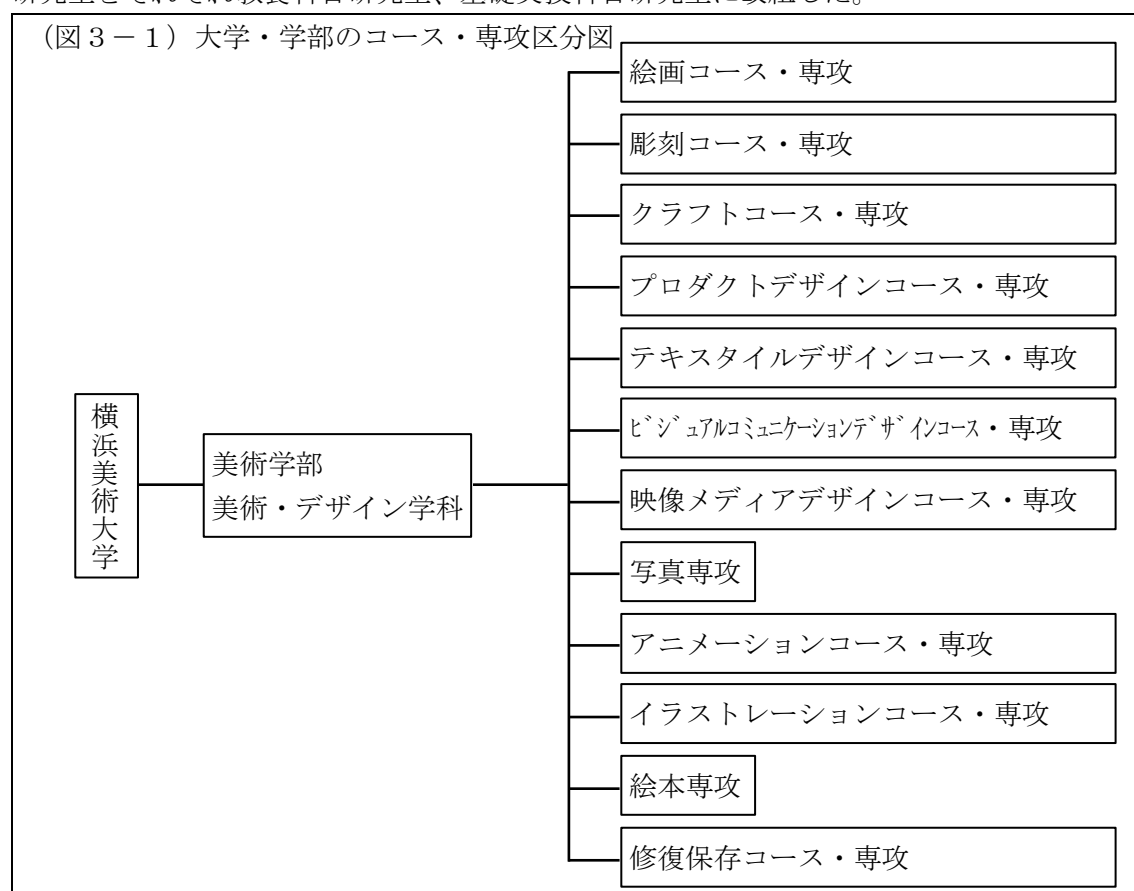
○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は「教育基本法及び建学の精神に則り、広く知識を授け、美術及びデザインに関する学術を教授研究し、幅広い教養並びに高度で専門的な知識及び表現技術を身につけた人材を育成し、社会の健全な発展と地域文化の振興に寄与すること」を目的とし、学則第1条に規定している（根拠資料1-1）。また、学部学科の教育研究目的を、「美術及びデザインの理論的な知識と専門的な表現技術を身につけ、アーティスト、デザイナー、教育者等として社会に貢献できる人材の育成」とし、学則第5条に定めている（根拠資料1-1）。本学は、この大学及び学部学科の教育研究目的を達成するため美術学部美術・デザイン学科を設置している。1学部1学科としているのは、大学の目的に掲げる「幅広い教養並びに高度で専門的な知識及び表現技術を身につけた人材を育成」するためには、現代の美術・デザイン領域が複雑及び細分化する一方、その根幹にある普遍的な表現技術を修得しなければ、この目的を達成するに至らないという考えに基づいている。すなわち、ファインアートとして絵画及び彫刻領域、立体分野における工芸領域、平面分野におけるビジュアルデザイン領域の3領域に区分し、1学部1学科のもとに並列的に配置することで、学生がこれらの領域を横断的に学びながら、表現の幅を拓き発想を豊かにし、基礎的な技術知識を着実に培ったうえで、各分野の専門技術及び知識の獲得を目指すというものである。

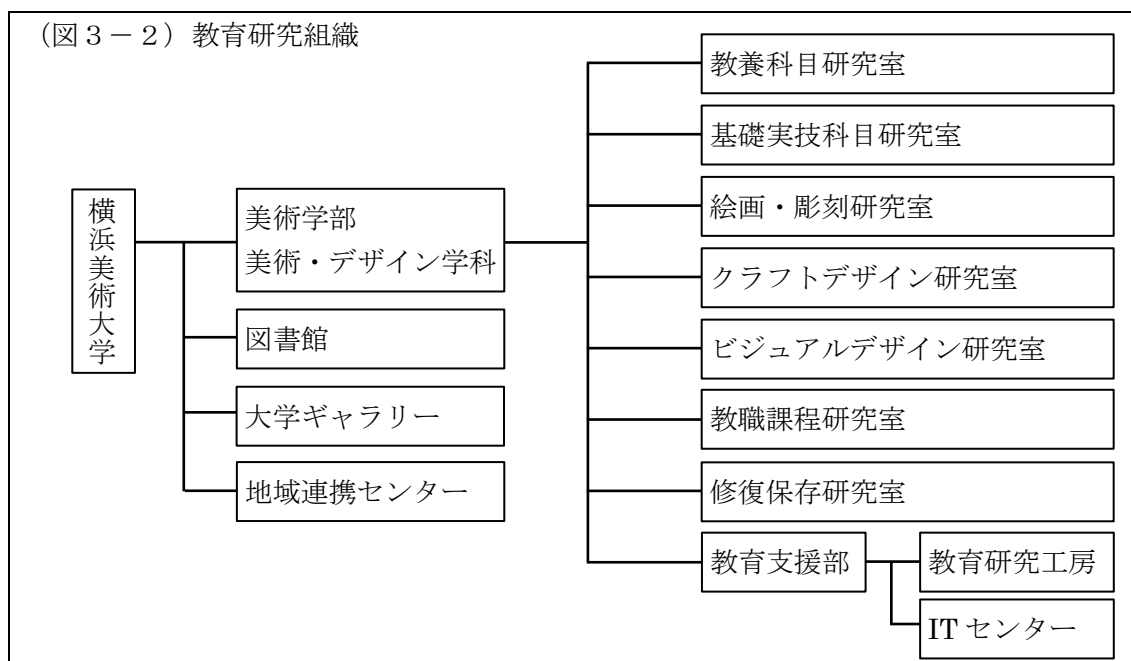
2014年度からA系（絵画・彫刻）、C系（クラフトデザイン）、V系（ビジュアルデザイン）の3つのカリキュラムモデルを設定し、自身の適性を探りつつ、2年次以降の専門教育へ円滑に移行できるよう初年次教育を再編成している（根拠資料3-1）。これと同時に、2年次には絵画、彫刻、クラフト、テキスタイルデザイン、プロダクトデザイン、ビジュアルコミュニケーションデザイン、映像メディアデザイン、イラストレーションの8コースを設置した。さらに、2017年度に寺田倉庫寄付講座修復保存コース、2018年度にはアニメーションコースを新設して、8コースから10コースへと増設を図っている。2018年度より4年次の学びを「専門分野」から「専攻」に名称変更したうえで、既存の10コースに「写真」と「絵本」を加えた12専攻体制とし、さらに細分化して専門的な表現を追究できる教育環境を整備するに至った（図3-1）。

この教育課程を円滑に実施することができるよう「横浜美術大学教育研究組織に関する規程」において必要な研究室等を定めている（根拠資料3-2）。3つの系及び10コースに関する事項を所掌するため、絵画・彫刻研究室、クラフトデザイン研究室、ビジュアルデザイン研究室及び修復保存研究室を置き、これらの系やコースを横断する科目や教職課程を

所掌するため、共通科目、共通実技科目、教職課程を含め合計7つの研究室を設置している。また、学生にとって快適かつ豊かな学習環境とするため、図書館や大学ギャラリーのほか、学部学科に教育支援部と、その附置施設として IT センター及び教育研究工房を置いている。さらに大学の目的である「地域文化の振興に寄与する」ため、地域連携センターを設置するなど、建学の精神や目的を実現するため各組織を適切に設置している（図3－2）。2023年度より新カリキュラムが開始され、1年次は全員が基礎実技科目研究室に所属し、前期は美術・デザイン分野で創造性を養うために必要な基礎実技（共通基礎）を学び、後期においては4つの科目から主領域と副領域として1つずつ選択し、横断的な実技（選択基礎）を学ぶことで分野適性の判断を可能にし、2年次以降の専門教育へさらに円滑に移行できるようにアップデートを行った。それに伴い7つの研究室のうち、共通科目研究室及び共通実技科目研究室をそれぞれ教養科目研究室、基礎実技科目研究室に改組した。



(図 3 - 2) 教育研究組織



点検・評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、内部質保証を全学的に推進する「運営協議会」より「自己点検・評価委員会」を通じて、大学基準協会が定める点検・評価項目及び評価の視点等を明示し、教務委員で改善向上に取り組めるようにしている。

2021 年 4 月、内部質保証推進の一環として、本学のカリキュラムの点検・検討を目的とした「カリキュラム改編 WG」を発足し、現行カリキュラムの問題点等の点検、新規開講科目の検討やディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの見直し、特に初年次教育における基礎実技のさらなる充実を目指して、科目の検討・改編および授業担当者の検討を行った。

また、同年 10 月には、内部質保証システム自体の適切性、有効性について定期的に検証するため外部評価委員会を立ち上げ検証・評価を行った。

「カリキュラム改編 WG」において検討した、新カリキュラムの正式運用は 2023 年度とし、2022 年度においては、6 月から 7 月にかけて、開講される具体的な新規専門科目について、「シラバス公開検討会」を実施、各科目担当者と専任教員との間で授業内容や運営方法について活発な意見交換がなされた。

2023 年度 4 月より、新カリキュラムが開始され、旧カリキュラムより大幅に変更となった 1 年次生における専門科目が終了した期ごとに、学長を含めた専任教員が中心となり、情報交換会を開催した。さらに、1 年次クラス担任教員及び 1 年次専門科目担当教員からの報告を中心に問題点等の確認・情報交換を行い、次年度に向けて授業内容の再確認及び運営方

法の改善や見直しを行った。

(2)「長所・特色」

大学及び学部学科の教育研究目的の実現に向けて、教育課程を効果的に実施するに足る研究室を設けるほか、教育支援部の設置により、学生が学習指導を十分に享受できる環境を着実に整備している。また、地域連携センターは、小中学生から社会人及びシニア層まで幅広い世代を対象とした生涯学習公開講座を実施し、地域社会の文化並びに芸術的發展に貢献するとともに、地域企業や公共団体の要請に応え、ポスターやロゴマークのデザインをはじめとする連携事業を推進するなど、本学目的の達成に資する活動を行っている。

(3)「問題点」

特段なし。

(4)「全体のまとめ」

建学の精神に則り、大学及び学部学科の教育研究目的の実現に向け、進歩する美術・デザイン領域の実情に応じて、教育課程を編成し、これを実践するに十分な教育研究組織を設けている。また、学生の学習環境や快適な学生生活に資する組織を整備していることから、大学基準に照らして良好な状態にあり、適切な取り組みを行っているとは評価できる。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状の説明

点検・評価項目①

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

第1章で述べたとおり、本学の目的は「教育基本法及び建学の精神に則り、広く知識を授け、美術及びデザインに関する学術を教授研究し、幅広い教養並びに高度で専門的な知識及び表現技術を身につけた人材を育成し、社会の健全な発展と地域文化の振興に寄与すること」である。そのために、美術・デザイン学科では、「美術及びデザインの理論的な知識と専門的な表現技術を身につけ、アーティスト、デザイナー、教育者等として社会に貢献できる人材の育成」を教育研究上の目的とし、その卒業認定者に対し、学位「学士（美術）」を授与することとしている（根拠資料1-1）。

前述した目的を達成するため、以下に示す「教育目標」を掲げ、教育目標に基づいた学位授与方針、教育課程編成方針を策定している。2016年度に関係委員会及び教授会で検討を行い、学生が教育目標を達成することにより修得する力を大別・項目化した「身につく力」について、学位授与方針に記載することとした（根拠資料4-1）。2017年度以降の入学生に対しては、卒業時に身につく具体的な力や、学部開講科目と学位授与の関係性をシラバスなどで可視化している（根拠資料4-2）。なお、これらの情報はウェブサイト及び履修要項にて広く公表している（根拠資料4-3【ウェブ】、根拠資料1-4）。

<ディプロマポリシー（2022年度以前入学生）>

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

横浜美術大学は、教育目標に掲げた次の3つを達成し、かつ所定の単位を修得した学生に学士（美術）の学位を授与する。

1 美術・デザインの専門的な表現技術

専門科目64単位（必修6科目19単位を含む）を修得する。

2 美術・デザインの理論的な知識

専門教養（美術史・美術理論）10単位（必修3科目6単位を含む）以上を修得する。

3 社会性と幅広い教養

一般教養から20単位（必修2科目4単位を含む）以上を修得する。

合計124単位以上をもって卒業要件とする。

教育目標の達成により身につく力は、次表のとおりである。

横浜美術大学で身につく力（教育目標の達成により身につく力）

美術・デザインの専門的な表現技術	表現力
	創造力
	洞察力

	情報収集能力
	探求力
	プレゼンテーション能力
	デジタルスキル
美術・デザインの理論的な知識	美術・デザインに関する理論・歴史の知識
	美術・デザインに関する技法の知識
社会性と幅広い教養	コミュニケーション能力
	論理的思考力
	問題解決力/主体性
	キャリア形成力
	倫理観/社会的責任

また、2021 年度には、2023 年度カリキュラム改編に向けディプロマポリシーに係る改正をおこなった。

<ディプロマポリシー（2023 年度以降入学生）>

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
横浜美術大学は、教育目標に掲げた 3 つの目標を達成するため、次の 3 つの科目区分を設置する。これらから学則第26条に定める所定の単位を修得した学生に学士（美術）の学位を授与する。 1 美術・デザインの専門的な表現技術：専門科目 2 美術・デザインの理論的な知識：教養科目（美術） 3 社会性と幅広い教養：教養科目（一般）

点検・評価項目②

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 ○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性
--

教育目標の達成のため、教育課程編成の考え方のもと、教育課程編成方針を専門科目教育課程編成方針と共通科目教育課程編成方針とに大別し、次のとおり定め、ウェブサイト及び履修要項によって公表している（根拠資料 4－4 【ウェブ】、根拠資料 4－5）。

＜カリキュラムポリシー（2022年度以前入学生）＞

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

■ 教育課程編成の考え方

本学では、教育課程編成方針を定めるにあたって、次のような考え方を基盤としている。

- 1 充実した初年次教育により、基礎的表現技術と知識を確実に修得させる。
- 2 横断的カリキュラムにより、柔軟な専門分野選択を可能とする。
- 3 一般教養、専門教養のバランスのよい履修により、社会性と幅広い教養を修得させる。
- 4 専門実技諸科目のアクティブ・ラーニングを通じて、問題解決力・主体性を育成する。
- 5 現代の美術・デザイン表現に不可欠なデジタルスキル（ICT の活用を含む）を修得させる。
- 6 卒業制作作品とその発表をもって、最終的な学修評価とする。
- 7 1～6を専門科目と共通科目の2つの区分に編成する。

■ 専門科目教育課程編成方針：1年次

① 美術・デザインの基礎的技術・知識の学修のため、横断的に履修可能な、A系（絵画・彫刻）、C系（クラフトデザイン）、V系（ビジュアルデザイン）の3つからメインの系とサブの系の学修を可能とするカリキュラムを設定する。

② 専門科目の学修を円滑に進め、確実な成果を得るための必修科目としてデジタル・リテラシー科目（デジタル表現基礎、デジタルプレゼンテーション、映像表現基礎）を設定する。

■ 専門科目教育課程編成方針：2年次

① 美術・デザインの専門的技術・知識の学修のため、絵画、彫刻、クラフト、テキスタイルデザイン、プロダクトデザイン、ビジュアルコミュニケーションデザイン、映像メディアデザイン、アニメーション、イラストレーション、修復保存の10のコースカリキュラムモデルを設定する。

② コース周辺分野の実技学修のため、コンテクスト・アーツ科目群（演習）を設定する。

■ 専門科目教育課程編成方針：3年次

美術・デザインの専門的技術・知識の学修のため、絵画、彫刻、クラフト、テキスタイルデザイン、プロダクトデザイン、ビジュアルコミュニケーションデザイン、映像メディアデザイン、アニメーション、イラストレーション、修復保存のカリキュラムモデルを設定し、合計10のコースとする。

■ 専門科目教育課程編成方針：4年次

専門分野における技術・知識の学修のため、美術研究と卒業制作を設定する。

■ 共通科目教育課程編成方針：各年次

① 幅広い教養の学修と美術・デザインの理論的知識修得のため、一般教養分野として、

初年次教育、人文、社会・歴史、体育、外国語、造形、メディア表現、総合の8つの科目群を設定する。なお、総合科目群にはキャリア教育諸科目を含む。

② 美術・デザインの理論的知識修得のため、専門教養分野として美術理論、美術史の2つの科目群を設定する。

③ ウェブデザイン実務士資格課程科目を設定する。

④ 中学校教諭一種免許状（美術）・高等学校教諭一種免許状（美術）の取得のための教職課程を設置する。

この教育課程編成方針は学位授与方針と適切に関連させて設定している。すなわち、学位授与方針に掲げる「美術・デザインの専門的な表現技術」については専門科目で培うとし、「美術・デザインの理論的な知識」や「社会性と幅広い教養」は共通科目の履修によって獲得するとしている。それぞれの授業内容に応じて、講義、演習または実習での授業形態を採っている。また、年次別に科目を配当し、修学能力に応じた学修を課せられるようにしている。なお、科目ごとの関連性をナンバリングで示しており、これらの情報はウェブサイト及び履修要項で広く公表している（根拠資料4－6【ウェブ】、根拠資料4－7）。また、2021年度には、2023年度カリキュラム改編に向けカリキュラムポリシーに係る改正をおこなった。

<カリキュラムポリシー（2023年度以降入学生）>

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

■ 教育課程編成の考え方

本学では、教育課程編成方針を定めるにあたって、次のような考え方を基盤としている。

- 1 充実した初年次教育により、基礎的な表現技術を修得させ、発想力の基盤を作る。
- 2 横断的カリキュラムにより、柔軟な専門分野選択を可能とする。
- 3 教養科目の履修により、社会性と幅広い教養、および美術・デザインに関する理論的な知識を修得させる。
- 4 専門科目の履修により、美術・デザインの専門的な表現技術を修得させる。
- 5 現代の美術・デザイン活動に不可欠なデジタルスキル（ICTの活用を含む）を修得させる。
- 6 アクティブ・ラーニングを通じて、問題解決力・主体性を育成する。
- 7 卒業制作作品とその発表をもって、最終的な学修評価とする。
- 8 1～7を専門科目と教養科目の二つの区分に編成する。

■ 専門科目教育課程編成方針：1年次

①美術・デザインの基礎的な表現技術を確実に修得するとともに、発想力を養うための実技の学修を可能とするカリキュラムを設定する。

②専門分野の適性を自ら判断するための横断的カリキュラム（主領域と副領域の選択）を設定する。

③専門科目の学修を円滑に進め、確実な成果を得るための必修科目としてデジタル・リテラシー科目を設定する。

④必要な実技学修を補填するため、造形表現科目群を設定する。

■ 専門科目教育課程編成方針：2年次

① 美術・デザインの専門的技術・知識の学修のため、絵画、彫刻、クラフト、テキスタイルデザイン、プロダクトデザイン、ビジュアルコミュニケーションデザイン、映像メディアデザイン、アニメーション、イラストレーション、修復保存のコースカリキュラムモデルを設定し、合計 10 のコースとする。

② コース周辺分野の実技学修のため、コンテキスト・アーツ科目群を設定する。

■ 専門科目教育課程編成方針：3年次

美術・デザインの専門的技術・知識の学修のため、絵画、彫刻、クラフト、テキスタイルデザイン、プロダクトデザイン、ビジュアルコミュニケーションデザイン、映像メディアデザイン、アニメーション、イラストレーション、修復保存のコースカリキュラムモデルを設定し、合計 10 のコースとする。

■ 専門科目教育課程編成方針：4年次

専門分野における技術・知識の学修のため、美術研究と卒業制作を設定する。

■ 教養科目教育課程編成方針：各年次

①幅広い教養の学修と専門性を社会に活かすための知識修得を目的に、一般教養分野として、初年次教育、人文・社会、自然科学、体育、外国語、IT・Web デザイン、キャリア教育、総合の合計 8 の科目群を設定する。

②美術・デザインの理論的知識修得のため、美術教養分野として美術理論、美術史の 2 つの科目群を設定する。

③ウェブデザイン実務士資格課程科目を設定する。

④中学校教諭一種免許状（美術）・高等学校教諭一種免許状（美術）の取得のための教職課程を設置する。

点検・評価項目③

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点

○学部において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・授業期間の適切な設定
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）

- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮
- ・教養教育と専門教育の適切な配置
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

点検・評価項目②で示した教育課程編成方針に基づき、順次的かつ体系的な教育課程とすべく、1年次は「将来の分野適性を判断する」、2年次は「コース選択が表現の基盤をつくる」、3年次は「制作への集中が生きる自信を培う」、4年次は「自己実現と社会への提言」となるよう共通／教養科目、専門科目、教職課程科目を編成している（根拠資料4－8）。この4年間の教育課程を円滑に履修できるよう入学前教育を導入し、物の見方や捉え方、表現力及び発想力など、美術を学ぶ上での基礎力向上を目指し、デッサンに関する講義及び実技指導を2クラスに分けて実施している。

また、中学校教諭一種免許状（美術）・高等学校教諭一種免許状（美術）の取得のための教職課程を設置している（根拠資料4－9【ウェブ】、根拠資料4－10）。さらに、デジタル表現技術の修得を可視化するため、正課の課程において一定の条件を満たせば、ウェブデザイン実務士の資格取得が可能である（根拠資料4－11【ウェブ】、根拠資料4－12）。

○ 共通科目（2022年度以前入学生）

表現者としての総合力を培う共通科目は、創造性の基盤となる幅広い知識や豊かな人間性を育むため、さまざまな基礎教養科目を設定している。開講科目は、一般教養と専門教養の2分野に大別している。

「一般教養」は、「初年次教育」「人文」「社会・歴史」「体育」「外国語」「造形」「メディア表現」「総合」という8つの科目群としている。具体的には、「初年次教育」は、大学に入学直後の学生が、アカデミックな学習へ円滑に適応させることを目的とし、「アカデミックリテラシー」1科目を1年次必修科目として設置している。「人文」には、芸術の基礎となる人間理解に関わる科目を配置している。「社会・歴史」には、将来、社会で活動するために不可欠な法律・経済に関わる科目を配置している。「体育」には、芸術活動を継続する上で資本となる健康や体力に関する科目を配置している。「外国語」には、美術・デザインに関する外国語のカタログやウェブサイトを読む力を修得させる科目を配置している。「造形」には、美術・デザインの基礎となる造形表現に関する科目を配置している。「メディア表現」には、美術・デザインの表現ツールである情報メディアに関する科目を配置している。「総合」には、他の7科目から得られる知識に基づいて総合的に学修する科目を配置するほか、キャリアデザインに関連した科目を設置している。以上のとおり、「一般教養」は美術・デザイン教育を通じて教養が学べるよう体系的に設定している。

「専門教養」は、「美術理論」「美術史」の2つの科目群を設置している。「美術理論」には、美術・デザインにおける基本的な教養科目や美術・デザインと社会とのつながりを考える科目を配置している。また、「美術史」に、美術・デザインを学ぶ者が基本的な教養として身につけるべき歴史に関する科目を配置するなど、2つの科目群の学修を通じて美術に関連する教養を身に付けられるようにしている。

一般教養や専門教養は、学修の順次性を確保するために「横浜美術大学履修規程」第8条により履修の前提科目を設けるなど体系的に配置している（根拠資料4－13）。

○ 教養科目（2023年度以降入学生）

表現者としての総合力を培う教養科目は、創造性の基盤となる幅広い知識や豊かな人間性を育むため、さまざまな基礎教養科目を設定している。開講科目は、教養（一般）と教養（美術）の2分野に大別している。

「教養（一般）」は、「初年次教育」「人文・社会」「自然科学」「体育」「外国語」「IT・Webデザイン」「キャリア教育」「総合」という8つの科目群としている。具体的には、「初年次教育」は、大学に入学直後の学生が、アカデミックな学習へ円滑に適応させることを目的とし、「アカデミックリテラシー」及び「総合美術論」2科目を1年次必修科目として設置している。「人文・社会」には、芸術の基礎となる人間理解に関わる科目及び将来、社会で活動するために不可欠な法律・経済に関わる科目を配置している。「自然科学」には、生命に関わる科学の基礎、自然環境の仕組みや現状に関する科目を設置している。「体育」には、芸術活動を継続する上で資本となる健康や体力に関する科目を配置している。「外国語」には、美術・デザインに関する外国語のカタログやウェブサイトを読む力を修得させる科目を配置している。「造形」には、美術・デザインの基礎となる造形表現に関する科目を配置している。「IT・Webデザイン」には、美術・デザインの表現ツールである情報メディアに関する科目を配置している。また、政府が2019年6月に発出した「AI戦略2019」を取りまとめ、文理を問わず、大学・高専生が、正規課程において初級レベルの数理・データサイエンス・AIを修得し、または自らの専門分野への数理・データサイエンス・AIの応用基礎力を修得することを目標として、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」を創設したことを受け、2025年度開講に向けて「データサイエンス・AI概論」担当教員の選定、授業内容の検討を行った。「キャリア教育」には、キャリアデザインに関連した科目を設置している。「総合」には、知識に基づいて総合的に学修する科目を配置している。以上のとおり、「教養（一般）」は美術・デザイン教育を通じて教養が学べるよう体系的に設定している。

「教養（美術）」は、「美術理論」「美術史」の2つの科目群を設置している。「美術理論」には、美術・デザインにおける基本的な教養科目や美術・デザインと社会とのつながりを考える科目を配置している。また、「美術史」に、美術・デザインを学ぶ者が基本的な教養として身につけるべき歴史に関する科目を配置するなど、2つの科目群の学修を通じて美術に関連する教養を身に付けられるようにしている。

教養（一般）や教養（美術）においては、学修の順次性を確保するために「横浜美術大学履修規程」第8条により履修の前提科目を設けるなど体系的に配置している（根拠資料4－13）。

○ 専門科目（2022年度以前入学生）

専門科目の科目分野は、「基礎実技（主に1年次）」、「コース実技（2年次・3年次）」、「共通（4年次の美術研究と卒業制作）」の3つに区分され、原則必修科目としている。

「基礎実技」は実技指導における初年次教育と位置づけており、主に1年次配当の科目で

ある。専門性を養うため、1年次では、美術・デザインに関する様々な専門分野への導入の役割を果たすA系（絵画・彫刻）、C系（クラフトデザイン）、V系（ビジュアルデザイン）の3つのカリキュラムモデルを用意している。そのいずれかを主軸に、他のモデルについても1つ選択することで、美術・デザイン領域を横断的に学び、絵画・彫刻、クラフトデザイン、ビジュアルデザインの基礎的表現技術を修得できるよう設定している。これらを修得できれば、2年次に進級することができる。また、現代社会においては、情報・メディアリテラシーや表現技術も必須であることから、「デジタル・リテラシー」科目群を卒業時までには修得すべき必修科目として設定している。これらの科目を履修することにより、美術・デザインにおける基礎学力を確実に身につけ、大学での学修について円滑に適応できるようにしている。さらに、多様性に富んだ現代の美術・デザイン分野に対応するため、2年次にはコースにおける周辺実技を学ぶコンテキスト・アーツ科目群を配置し、12科目より1科目を選択必修としている。

「コース実技」は2～3年次配当の科目であり、絵画、彫刻、クラフト、プロダクトデザイン、テキスタイルデザイン、ビジュアルコミュニケーションデザイン、映像メディアデザイン、アニメーション、イラストレーション、修復保存の10の科目群（コース）に区分される。学生は、1年次の学び（選択したカリキュラムモデル）を基に科目群（コース）を選択し、コースごとに設置された実技を学ぶ構造としている。なお、学生の指向にあったより柔軟な学びを提供するため、成績要件等一定の条件を満たした場合は、半期毎に科目群（コース）を変更する機会を設けている（根拠資料4-14）。

4年次の科目群は「共通」とし、学生の研究テーマに沿って、各分野の専門教員が少人数で指導にあたっている。これは、2～3年次のコースで修得した技術及び知識を礎に、学生が各自で定めた研究テーマについて、コースの枠を超えて幅広い見識を修得させるなど大学全体で指導を行うための仕組みである。学生は4年間の学修成果の集大成として、自己表現の確立を目標に作品を制作し、発表を行うことで「卒業制作」の単位取得ができる。2019年度の4年次生から「専門分野」から「専攻」へと変更するとともに、新たに映像メディアデザインから「写真専攻」、イラストレーションから「絵本専攻」をそれぞれ加え、12専攻の体制とした。なお、各専攻での学びと目標は次のとおりである。

○ 専門科目（2023年度以降入学生）

専門科目の科目分野は、「基礎実技（主に1年次）」、「コース実技（2年次・3年次）」、「共通（4年次の美術研究と卒業制作）」の3つに区分され、原則必修科目としている。

「基礎実技」は実技指導における初年次教育と位置づけており、主に1年次配当の科目である。専門性を養うため、1年次では、全員が基礎実技科目研究室に所属し、前期は美術・デザイン分野において創造性を養うために必要な基礎実技（共通基礎）を学び、みる力、つくる力、考える力を身につける。後期は4つの科目から主領域と副領域として1つずつ選択し、横断的な実技（選択基礎）を学ぶことで、分野適性の判断を可能にしている。

これらを修得できれば、2年次に進級することができる。また、現代社会においては、情報・メディアリテラシーや表現技術も必須であることから、「デジタル・リテラシー」科目群を卒業時までには修得すべき必修科目として設定している。これらの科目を履修することにより、美術・デザインにおける基礎学力を確実に身につけ、大学での学修について円滑に適応

できるようにしている。さらに、多様性に富んだ現代の美術・デザイン分野に対応するため、2年次にはコースにおける周辺実技を学ぶ選択実技【コンテキスト・アーツ】を配置、10科目を自由選択科目とし、4単位を上限に教養科目の卒業要件である60単位に含むことができるとしている。

「コース実技」は2～3年次配当の科目であり、絵画、彫刻、クラフト、プロダクトデザイン、テキスタイルデザイン、ビジュアルコミュニケーションデザイン、映像メディアデザイン、アニメーション、イラストレーション、修復保存の10の科目群（コース）に区分される。学生は、1年次の学びを基に科目群（コース）を選択し、コースごとに設置された実技を学ぶ構造としている。なお、学生の指向にあったより柔軟な学びを提供するため、成績要件等一定の条件を満たした場合は、半期毎に科目群（コース）を変更する機会を設けている（根拠資料4-14）。

4年次の科目群は「共通」とし、学生の研究テーマに沿って、各分野の専門教員が少人数で指導にあたっている。これは、2～3年次のコースで修得した技術及び知識を礎に、学生が各自で定めた研究テーマについて、コースの枠を超えて幅広い見識を修得させるなど大学全体で指導を行うための仕組みである。学生は4年間の学修成果の集大成として、自己表現の確立を目標に作品を制作し、発表を行うことで「卒業制作」の単位取得ができる。2019年度の4年次生から「専門分野」から「専攻」へと変更するとともに、新たに映像メディアデザインから「写真専攻」、イラストレーションから「絵本専攻」をそれぞれ加え、12専攻の体制とした。なお、各専攻での学びと目標は次のとおりである。

絵画専攻
ゼミ制のもとで、主たる指導教員と副となる教員が、蓄積された経験と知識から指導・助言を行い、検証を重ねながら卒業制作へと繋げる。ゼミでの学修は、学生の主体的な研究と意欲的な制作が求められ、学内外での発表を奨励している。アーティストや美術指導者など、専門的な知識と高度な表現力により社会に貢献できる人材の育成を目指す。
彫刻専攻
4年次は主体的な研究のもと、各自の表現を追求し、卒業制作へと繋げる。これまでに培った専門的表現技術と経験を生かし、身につけた豊かな独創性を発揮して、新たな時代を担うアーティストや美術指導員など、これからの社会に貢献できる創造的な人物の育成を目指す。
クラフト専攻
ゼミ制により各自のテーマで制作・検証・研究し、卒業制作に繋げる。これまでに培った美術・デザインの専門的な表現技術と経験を生かし、幅広い教養と専門知識を身につけ、広い視野を持ち社会に貢献できるクリエイターを目指す。
プロダクトデザイン専攻
4年次はゼミ制により、各自の研究テーマをもとに、デザイン計画と研究を展開し、後期の卒業制作では、総合的に各自がデザイン提案を完成させる応用力を学ぶ。常に社会や環境のありかたを捉えながら、ソフトとハードを融合して次代のヒト・モノ・場を構想するクリエイターを目指す。

テキスタイルデザイン専攻
ゼミ制により各自研究テーマを決め、これまで学修した知識や技術をもとに計画を立て、試作実験を重ね、卒業制作を意識した研究をする。後期ではこれまで培った知識と技術経験を昇華させ、密に教員とコミュニケーションを取りながら卒業制作に展開させる。柔軟な造形感覚と創造力で社会と深く関わるファイバーの世界で新しいクリエイターを目指す。
ビジュアルコミュニケーションデザイン専攻
3年間学んだことをベースに、ゼミ制により各自テーマを設定し、より複合的な展開を目標に、ビジュアルコミュニケーションデザインの学修成果に向けて研究制作する。そして社会にとって、コミュニケーション手段としてのデザインの有用性を念頭に置き、後期には自由で斬新な発想の卒業制作へと向かい、社会に向けて幅広く発信し、活躍できるデザイナーを目指す。
映像メディアデザイン専攻
4年次前期ではスキルアップのための小課題と並行して、これまでに得た知識と技術、さらに創造的・思考力を生かしたオリジナルテーマによる作品制作に挑む。ここではゼミ制により学生と教員が1対1で対話しながら各自の制作を進める。展示・発表の知識や技術も含め、より完成度の高い作品制作を体験し4年次後期卒業制作へと発展させる。卒業後社会での幅広い場での活躍を視野に、ものづくりの担い手として自由な発想力を身につけることを目指す。
写真専攻
4年次から写真表現に特化する写真専攻では、それまで各コースで学んできた知識と技術を元に、写真の特性を考察しながらテーマを絞った作品制作を行う。ゼミ制となることで、オリジナリティと写真の特性を尊重しながら制作研究をすすめ、表現の幅を広げ展示や発表の方法も含め、完成度の高い作品作りを経験していく。この制作プロセスを通じ、後期の卒業制作へと発展させ、卒業後の進路や創作活動に活かせる弾みをつけ、クリエイターとしての人材育成を目指す。
アニメーション専攻
4年次前期の美術研究Ⅰ・Ⅱでは、これまで培ってきたアニメーションの知識や技術を使い、卒業制作を見据えた研究制作を行う。また更なる創造力向上を目指した小課題も並行して行う。後期の卒業制作では、これまでの学びを活かしながら展示と発表の技術を高め、4年間の集大成を制作する。アニメーション制作で得た様々な経験を通して社会で幅広く活躍できる人材を目指す。
イラストレーション専攻
4年次前期の美術研究Ⅰ・Ⅱでは、これまでに培ったイラストレーションの知識と、積み重ねてきた表現技術やデザインの学修成果を活かし、卒業制作を見据えた研究制作を行い、更なる創造力を身につけていく。学生個々の志向に合わせ、それぞれの課題の枠組みを個別に設定し、教員との対話を通じて各自制作を進める。4年次後期の卒業制作では、これまでの総合的な学びを活かし展示と発表の技術を高め、社会で幅広く活躍する

人材を目指す。
絵本専攻
4年次前期の美術研究Ⅰ・Ⅱでは、これまでに培ったイラストレーションの知識と表現技術やデザインの学修成果を活かし、卒業制作での絵本制作を目標にして幅広い表現を通じて創造力を身につけ、研究制作を行う。学生個々にそれぞれの目標と課題を自ら設定し、教員との対話を通じて各自制作を進める。4年次後期の卒業制作では、これまでの総合的な学びを活かし絵本表現を主軸に制作する。絵本とその周辺分野の表現や複合的な表現を学ぶことを通じて、社会で幅広く活躍する人材の育成を目指す。
修復保存専攻
4年次修復保存の前期の授業は、各自が選んだ絵画、紙、立体作品の中から、3年次で学んだ修復理論、修復技術、保存管理をもとに調査、研究を行い、後期の卒業制作・卒業論文へと展開する。柔軟な感性を持ち、確かな技術で美術品の修復技術者、管理者、修復アドバイザーとして社会に貢献できる人材の育成を目指す。

○ 教職課程科目

「教職課程科目」は中学校教諭一種免許状（美術）・高等学校教諭一種免許状（美術）取得のために必要な科目である。なお、教育学概論、教育心理学、教育哲学及び美術教育論の単位は、共通／教養科目として卒業要件単位に含めている。

2021年度より、教育課程の改善・向上に向け、全学内部質保証推進組織である将来計画・経営戦略委員会を通じてIR情報に基づく提言を行っている。具体的には、2017年度～2021年度入学生について、入試区分ごとにGPA及び離籍者の推移を調査した結果、トキワ松学園特別推薦入試の入学生において離籍者はなく、かつGPAも全体平均以上の水準であったことと、1年次前期成績と累積GPAについて相関関係にあることを認められたことから「高大接続の強化、特別推薦入試実施校の拡充」と「入学前教育や1年次における学習意欲向上、学習姿勢の修得機会の拡充」を提言している。この提言について、入学試験委員会と教務委員会に対し、期限内に回答を行うよう将来計画・経営戦略委員会から通知を行っている（根拠資料4－15）。

以上のとおり、教育課程編成方針に基づき、学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

点検・評価項目④

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点

○学部において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・ 学士課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・ シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容

とシラバスとの整合性の確保等)

- ・ 授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士
のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・ 学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・ 授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・ 授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・ 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・ 学部における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

点検・評価項目③で述べたとおり、本学は教育課程編成方針に基づき、学位授与方針を担保するための教育課程を編成しており、講義、演習または実習といった授業形態を順次性及び体系性を勘案して授業科目を設置している。この授業科目を履修するにあたり、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を次のとおり講じている。

○履修登録単位数の上限設定

自習時間の確保及び適切かつ効果的な学修を目的として、年間あたりの履修登録可能単位数の上限は、卒業要件単位数を最短修業年限で等分し、40 単位としている。但し、在籍年次の成績が GPA3.7 以上の学生については学修に余力があるとみなし、翌年次においてこの上限を超えた履修登録を認めている。これらは、「横浜美術大学履修規程」及び「横浜美術大における授業科目の履修登録単位の上限に関する規程」において定められている（根拠資料 4-13、4-16）。

○シラバスの内容及び学生の主体的参加

シラバスの内容については学生の履修登録開始約 1 ヶ月前にウェブサイトで広く公表している（根拠資料 4-6【ウェブ】）。このシラバスは、各授業担当教員が作成した後、必ず研究室主任等が確認し、公表することとしている。作成に当たり、授業概要、到達目標、1 回ごとの授業計画（テーマ、内容、準備学習）、成績評価の方法、準備学習（事前・事後学習）及び当該科目の学位授与方針との関連性（身につく力）欄は必須記載項目としている（根拠資料 4-17）。これにより、学生が余裕をもってシラバスを精読し、年間の授業履修計画を立案できる環境としている。また、全ての授業科目に準備学習の項目を設け、学生に事前に周知することで、学生の主体的参加を促している。さらに、専門科目においては、課題ごとに講評会を行い、自らの作品について考え、発表させることで、プレゼンテーション及びディスカッション能力の向上を図っている。なお、学期末において授業（クラス）毎に「学生による授業評価アンケート」を実施し、「授業は授業概要（シラバス）に対応していた。」という項目を設定して点検を行っている（根拠資料 4-18）。学生による授業評価アンケート結果は、FD 推進委員会で分析し、授業の実態とシラバスの記載内容に齟齬がある場合は、学部長によるヒアリング及び指導を行うことで、授業内容とシラバスとの整合性を確保している（根拠資料 4-19）。

○ 履修指導

履修登録時の指導ガイダンス期間中に学務課（教務）職員による履修相談・履修登録計画の確認を行っている。また、ウェブポータルサイトを構築し、学生の履修登録を容易にしている（根拠資料4-20【ウェブ】）。このポータルサイトの導入により、卒業や資格取得要件を満たしていない者が履修登録をした場合等のエラーを早期に発見できるなど（根拠資料4-21）、学務課（教務）職員による適切な履修指導を可能としている。

○ 1 授業（クラス）あたりの学生数

教養科目の「コミュニケーション英語または総合英語（選択必修）」、「アカデミックリテラシー（必修・初年次教育）」においては、ガイダンス期間中にクラス分けテストを実施し、1 クラス約 15～50 名程度とし、習熟度に応じたクラス編成を行っている。

専門科目においても、十分な実技指導を行うために、原則 1 クラス約 40 名としてクラス編成を行っている。ただし、一部のコンピュータを扱う授業においては約 60 名のクラス編成を行っている。なお、複数名の教員が担当する、いわゆる「オムニバス」形式の授業の場合は、責任教員（コーディネーター）を明確にするため、コーディネーターがシラバスを作成し、責任教員を明記することとしている。これは、同じ科目でクラスにより教育・学習指導方法、成績評価方法の差が出ないように、学生に対して一貫性を確保するために、教務委員会より依頼している措置である。

○ 学生の学修を活性化するためのその他の措置

個々の学生の資質に応じたきめ細かな指導を行うため、基礎教育期間にあたる 1 年次（基礎実技科目研究室に所属）において、1～8 までのクラスに所属し、そのクラスごとに担任を設け、学生の学習や学生生活を指導している（根拠資料4-22）。また、半期毎に、出欠状況が芳しくない場合、直近の GPA が低い（2.0 以下）場合、配慮申請が出ている場合、外国人留学生である場合、前年度または前期より学籍異動を伴った場合のいずれかに該当する場合には、研究室専任教員による修学状況を確認するための面談を実施している（根拠資料4-23）。配慮申請が出ている場合の対応については、保健室において既に面談を実施していること、配慮の内容については個人情報にあたることを鑑み、2025 年度より、面談の実施対象としないこととした。面談結果は教務委員会及び学生委員会内で報告し、必要に応じて関連授業の担当教員及び研究室に情報を展開している。

また、共通／教養科目におけるメディア表現／IT・Web デザイン科目及び専門科目のうちデジタル・リテラシー科目の一部において、IT センターにティーチングアシスタントを配置することで、きめ細かい指導を可能としている。

○ 教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

点検・評価項目④で述べたとおり、2021 年度より、全学内部質保証推進組織である将来計画・経営戦略委員会を通じて IR 情報に基づく提言を行っている。具体的には、2016 年度～2020 年度の卒業生及び内定報告のあった企業に対して行った卒業生・企業アンケートの結果、「論理的思考力」「問題解決力／主体性」「倫理観／社会的責任」といった能力をより向上させる余地があることが判明したため、これらに対応する一般教養分野（初年次教育、

人文、メディア表現、総合科目群)、特に就職を中心として社会との接続の役割を果たすキャリアデザイン科目において、「論理的思考力」「問題解決力／主体性」「倫理観／社会的責任」といった各能力を向上させるアクティブ・ラーニング型授業の醸成・強化を行っている。

2023 年度より開始された新カリキュラムの初年次教育科目「総合美術論」において、講義の他、演習(制作課題、ワークショップ)、ディスカッション及び講評会を組み合わせた、発展的なアクティブ・ラーニング型の授業を実施している。

点検・評価項目⑤

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

○学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学における成績評価及び単位認定に係る方針の策定、成績評価の厳格性の担保を諮る取り組みについては、教務委員会やFD推進委員会が中心となって検討している。これらの委員会で検討した方針等に基づき、各研究室で実際の教育活動を展開している。実施した教育活動については前述した委員会で点検・評価を行い、改善が必要と思われる事項については運営協議会が監理を担い、改善完了を確認後、所轄委員会にフィードバックを行うこととしている(根拠資料2-1)。

○ 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

本学では各規程等に基づき、単位制度の趣旨に基づく成績評価、単位認定を行っている。具体的には、「横浜美術大学履修規程」において、単位、履修及び成績認定について定め、各授業科目の単位は試験等審査に合格すると認定され、修得単位数の合計が所定の単位数に到達することで卒業を認めることとしている(根拠資料4-13)。1単位は、教室内外あわせて45時間の学修を必要とする内容で構成されており、教室外学修とは、予復習や課題制作といった授業時間外の自主的な学修を指している。講義や演習等の授業形態の差により、教室内外で行う授業時間の割合が異なるが、単位計算の方法として、1時限(90分の授業時間)の授業を「1コマ(2時間)」とし、前後期それぞれ15週、通年30週とし

て計算している。各授業科目を履修し、科目に応じた学修時間を満たし、その試験に合格した者には、所定の単位が与えられる。授業科目の履修認定については、当該学期末に行う試験によって判定する。但し、平常の学業成績やレポート、または作品をもって試験に代えることができるとしている。なお、単位修得のためには、「横浜美術大学履修規程」第4条にて各授業科目とも全授業時間数の3分の2以上の出席が必要である旨を規定しているが、遠隔授業が実施された場合においても、課題提出をはじめとする学生からの何らかのリアクションによって出席を把握し、例年と同様に適切な出欠席管理を行っている。

既修得単位の認定については、学則第33条及び「入学前の既修得単位の認定に関する規程」に則り、30単位を超えない範囲で認定を行っている。単位の認定にあたっては、希望者が認定を希望する既修得科目の成績及びシラバスを提出し、当該科目の担当教員及び各研究室主任等が本学の授業概要と内容を照合し、認定可否を検討している。最終的には教務委員会で協議し、教授会での審議を経て、学長が認定することとしている。なお、3年次編入学の際も同様の手続きを採用しており、その場合は62単位を認定する上限としている（根拠資料1-1、4-24）。

○ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価基準については、2013年度にFD推進委員会で「横浜美術大学試験に関する規程」第7条（成績評価）の項目を策定し（根拠資料4-25）、教員向けには「担当教員説明会事務の手引き」（根拠資料4-26）、学生向けには「履修要項」でそれぞれ明示している（根拠資料4-27）。

成績評価は次のとおりとし、C以上を合格、Dを不合格としている。

評価	AA	A	B	C	D
基準	90点以上	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
判定	合格	合格	合格	合格	不合格

各授業の成績評価方法及び評価基準については、シラバスにおいて事前に到達目標と成績評価の方法・基準を明示しているほか、授業内においても必ず説明を行っている。

各授業の成績は、授業担当教員がシラバスに明示した成績評価方法と基準に則り素点化し、ウェブポータル上で入力している。前後期いずれも成績発表日を学生に周知しており、発表日以降、学生はウェブポータルで成績評価を確認することができる仕組みとしている。なお、当該科目の成績に疑義がある場合、学生は学務課（教務）を通じて授業担当教員に照会することができる。このことについては、履修要項で明示するとともに、各学期末前に「不合格（「D」評価等）・追試験・再試験の場合は、成績発表後5日以内（発表日を含む）に限り、学生より学務課（教務）で問い合わせを受け付ける」旨周知している（根拠資料4-27）。

さらに、成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置として、GPAを導入している。GPAの算出に当たっては、成績評価にそれぞれAA=4点、A=3点、B=2点、C=1点、D=0点のグレードを付与しており、卒業の要件として履修する授業科目を対象に、対象科目の総単位数にグレードポイントを掛けた点の総点を当該対象科目の総単位数で除し、その平均点を算出している。このGPAを用いた評価として次の運用を行っている。

- ・前年度 GPA が 3.7 以上の学生は、学力に余裕がある者として、当該年度は 1 年間に登録できる制限単位数を超えて履修登録が認められる。
- ・GPA 制度による前年度の学業成績が特に優秀な学生のうち、各学年 5 名を上限に特待生として選考し、当該年度の授業料の全額又は一部を免除する。
- ・卒業認定者のうち、GPA 制度に基づく学業成績優秀者 3 名に対して、学長賞を授与する。
- ・前年度 GPA が 2.0 未満の学生に対しては、必要に応じて個別に指導を行う。
- ・コース変更（2 年次後期・3 年次前期）を求める学生は、申請の時点で発表されている GPA1.5 以上を要件とする（2025 年度より）。

GPA については、「横浜美術大学試験に関する規程」で定めているほか（根拠資料 4－25）、学生には履修要項を通じて上記運用も含め明示している（根拠資料 4－27）。

○ 卒業要件の明示と適切な学位授与

卒業要件については、学則第 26 条及び「横浜美術大学学位規程」に規定されており（根拠資料 1－1、4－28）、履修要項やウェブサイトで学生に明示している（根拠資料 4－29【ウェブ】）。なお、卒業に必要な単位数は、学則に掲げるとおり、共通／教養科目 60 単位以上、専門科目 64 単位以上の合計 124 単位以上である（根拠資料 1－1）。また、学修の集大成となる卒業制作については、「横浜美術大学履修規程」第 11 条のとおり、卒業式までに展覧会や発表会等を催すことが審査の条件となっているが（根拠資料 4－13）、大学として卒業制作展を開催し、ここに出展することで審査条件を満たすとともに、広く一般に公開することで、本学の教育研究成果の透明性を担保している（根拠資料 4－30）。なお、この卒業制作においては、最優秀成績を修めた学生を顕彰するため、理事の協力のもと「金兎賞」という卒業制作最高賞を創設しており、創作意欲を高める措置を講じている。

学位授与方針に基づく卒業認定については、学則第 26 条に規定している卒業要件を満たしたうえで、教授会の審議を経て卒業を認定し、学則 34 条 2 項のとおり学位（学士（美術））の授与を行っている（根拠資料 1－1）。

○ 教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動における COVID-19 への対応・対策、またその効果

2023 年度の教育活動における COVID-19 への対応として、講義系科目においては、主に対面（登校）授業を実施し、科目によっては一部遠隔授業を取り入れた。実技系科目においては原則対面（登校）授業とした（根拠資料 4－31）。

授業開始時間の変更としては、2023 年 5 月に COVID-19 が 5 類感染症に分類されたこと及び感染状況等を鑑み、昼休みの時間を 2022 年度における 80 分より 20 分短縮し、60 分間として、午後の授業開始時間を通常より 10 分間繰り下げている。これにより、移動時間等の確保が円滑に行われ、消毒の実施や所謂 3 密を避けるため対策が充分講じられたことで、キャンパス構内での感染、狭い空間におけるクラスターの発生を未然に防ぐことができた。今後も状況に応じて、柔軟に授業の時間割の見直しを継続していくことが望ましいと認識している。

さらに、同年度は一部の講義系科目において、対面（登校）授業と遠隔授業を柔軟に導入

し、遠隔方式で実施した場合は、LMS システムとして Google Classroom を活用し、共通／教養科目（主に講義及び演習）は、教材のオンデマンド配信等により対応した。

遠隔授業の導入により、各担当教員がそれぞれの運用方法の検討を行ったことに加え、FD 推進委員会によって毎年開催されている授業改善研修会では、各教員の授業改善に向けた取り組みが共有され、教員のスキルアップにつながっている。これら遠隔授業で培った効果的な授業の運用方法は、次年度以降も教育効果が見込まれる可能な範囲で取り入れていく予定である。

○合理的配慮の義務化に伴ったオンライン学修の対応

2024 年 4 月 1 日より、全ての事業者に対し、「合理的配慮」の実施が義務化されたことを受け、合理的配慮を希望する学生より、オンライン学修（遠隔授業）の実施について希望があった場合の留意点について教務委員会にて検討を行い、前期授業開始前に学長より全教職員に対して対応依頼を行った。

点検・評価項目⑥

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

○ 学習成果を測定するための指標の適切な設定

学位授与方針で示す 3 つの項目について、「横浜美術大学で身につく力」として 14 項目を定め、公表している。この 14 項目と授業科目の関連性については、各シラバスにおいて明示し、単位修得時における「身につく力」の項目及びその割合を示しており、指標として活用できるものとなっている（根拠資料 4－2、4－6 【ウェブ】）。

また、2021 年 4 月より成績証明書の補足資料として横浜美術大学版ディプロマ・サプレメントの運用を開始した（根拠資料 4－3 3）。導入の背景には、2020 年度に実施した 2019 年度自己点検・評価の結果、この点検・評価項目⑥において、「身につく力」14 項目を学修成果として可視化することにより、学生が就職活動を行うにあたり、有効活用を目指す必要性が確認されたためである。ディプロマ・サプレメントの作成及び運用にあたっては、過去に採用実績のある企業と協定書を締結し、産業界で求められる学修成果の示し方を聴取するなど客観的な評価を受けている（根拠資料 4－3 4、4－3 5）。2021 年 4 月の運用開始

後、2025 年 3 月末時点で 471 件を発行するなど、学生の就職活動において活用されている。なお、ディプロマ・サプリメントの導入に向け、改善計画の立案後、将来計画・経営戦略委員会が監理を担い、改善完了を確認しフィードバックを行っている（根拠資料 2－7）。また、2022 年度の認証評価実施調査において指摘事項となっていたディプロマ・サプリメントの全学的な活用について検討を行い、2025 年 4 月以降に Web ポータルにおいて全学生が自身のプレ・ディプロマ・サプリメントを閲覧することが可能となるシステムを構築することとした。それに伴い、成績証明書を申請した 4 年次生に紙媒体で発行していたディプロマ・サプリメントを廃止する。

○ 学習成果を把握及び評価するための方法の開発

2018 年度に FD 推進委員会において、横浜美術大学学位プログラム（以下「学位プログラム」という。）の成果を把握するための評価方法を定め、PDCA サイクルを用いた教学マネジメントの運用を通じて、教員及び学生が主体的に大学教育の内部質保証に寄与することを目的に、3 つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを策定した（根拠資料 4－3 6 【ウェブ】）。この方針では、入学時、在学時、卒業時を客観的評価と学生の主観的評価それぞれについてアセスメントとなるアンケート等を設定し、点検・評価を行うこととしていたが、個別の委員会での点検に留まっており、教育課程の適切性を点検・改善するにはやや課題が見受けられた。この課題に対し、2021 年度に改善計画が立案され、IR 室の支援のもと、アセスメント・ポリシーの全面的な改正が行われたところである（根拠資料 4－3 7）。

改定後のアセスメント・ポリシーでは、「横浜美術大学で身につく力」14 項目における能力の水準を 4 段階に定めることで、卒業時アンケートや成績評価といった主観的評価と客観的評価を比較し、教育課程等の改善・向上を行えるようにしている。さらに、学修及び教育成果の評価及び測定のため、アセスメント・プランを定め、機関及び教育課程レベル（大学及び学部学科）、科目レベル（授業）の各レベルの評価や 3 つの方針の検証を行うほか、実施・検証組織が必要に応じて目標を設定したうえで評価・測定するなど、内部質保証活動における改善・向上の指針とすることができるよう整備している。今後はこの方針に則り、学習成果を把握及び評価することで、教育課程等の改善・向上を図っていく所存である。

なお、コースによっては学修ポートフォリオを用いて、学修内容や指導内容等を記録することで、学生と教員双方で共有しながら学びの深化を可能にしている（根拠資料 4－3 8）。個別の授業においても一部、学修の達成度を自己評価するための項目を検討しているところである。

前述したとおり、2020 年度には卒業後アンケート調査を行っている（根拠資料 4－3 9）。具体的には、2016 年度～2020 年度の卒業生及び内定報告のあった企業に対し、「横浜美術大学で身につく力」14 項目について、在学中にどの程度獲得したか、卒業後の就業において活用されている水準等を調査したものである。この結果、「論理的思考力」「問題解決力／主体性」「倫理観／社会的責任」といった能力をより向上させる余地があることが判明したため、これらに対応する一般教養分野（初年次教育、人文、メディア表現、総合科目群）、特に就職を中心として社会との接続の役割を果たすキャリアデザインにおいて、「論理的思考力」「問題解決力／主体性」「倫理観／社会的責任」といった各能力を向上させるアクティブ・ラーニング型の授業の強化を実施している。なお、この卒業後アンケート調査の結果につい

ては、ウェブサイトにて公表している（根拠資料4-40【ウェブ】）。

点検・評価項目⑦

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

○点検・評価結果に基づく改善・向上

教育目標を達成するため、学位授与の方針を踏まえた教育課程編成・実施の方針を定め、各コース、専門分野の特性に応じ、初年次教育から卒業制作までカリキュラムマップやナンバリング制を用いて、適切な授業科目を配置し、教育課程を編成している。本学における教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価は教務委員会が中心となって行っている。

この適切性のアセスメントとしては、授業評価アンケート、卒業時アンケート及び前述した卒業後アンケートを実施し、結果に基づいて改善活動等を実施している（根拠資料4-18、4-19、4-39、4-40【ウェブ】、4-41）。

2020年度からは新しく定めた方針及び手続に則り、教務委員会を中心に点検・評価を実施して作成した自己点検・評価報告書（素案）を自己点検・評価委員会に提出している。自己点検・委員会は提出された自己点検・評価報告書（素案）を全学的な観点で取りまとめを行い、自己点検・評価報告（案）を作成する。これを運営協議会が精査し、改善の必要性が認められるものは、改善計画を立案し改善活動を行うこととしている。この改善活動の監理は運営協議会が担っている（根拠資料2-1）。

なお、ディプロマ・サプリメントの運用及びアセスメント・ポリシーの改定については、将来計画・経営戦略委員会の下部組織であるIR室の支援のもと、改善活動の完了を確認している（根拠資料2-7）。さらに、前述したとおり、アセスメント結果に基づきIR室から所轄委員会に提言を行うことにより、適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価の実施と改善・向上活動を行っている（根拠資料4-15）。

授業の実施方法といった細部の改善・向上については、点検・評価を踏まえ、教務委員会を中心に授業の改善点等について検討するとともに、FD推進委員会が授業改善研修会を開催し、各教員の教育力の向上や教育方法の改善等に努めている（前出資料4-42）。この授業改善研修会においては、学部長及び教務部長が教育力向上に特に寄与したと認める教員1名に対し、顕彰金を支給する仕組みとしている（根拠資料4-43）。

なお、各授業科目のシラバスの作成・公表にあたり、学位授与方針に対応した身につく力、到達目標、授業計画及び評価方法といった授業担当教員が記載した内容の適切性について、各研究室主任等による点検を実施している（根拠資料4-17）。

（2）「長所・特色」

本学では、建学の精神、大学及び学部学科の教育研究目的、教育目標及び3つの方針等の各概念に則り、順次性及び体系性を意識した教育課程を編成している。具体的には、1年次

は「将来の分野適性を判断する」、2年次は「コース選択が表現の基盤をつくる」、3年次は「制作への集中が生きる自信を培う」、4年次は「自己実現と社会への提言」となるよう各授業科目を設置し、美術・デザインの領域を基礎から横断的に学び、専門的な技術や知識を培ったうえで、社会に通用する表現力を養う4年間としている。また、これを実現するために学生数に配慮したクラス編成を行うほか、履修指導や学生指導等きめ細かい対応を行っている。さらに公開授業や授業改善研修会等を通じて、授業の実施方法について改善が行える体制を整備する等小規模大学の特性を十分に生かした取り組みを行っている。

（３）「問題点」

2018 年度にアセスメント・ポリシーを策定したが、それぞれのアセスメント結果が個別の委員会における点検・評価にとどまっており、総括までには至っていないという点においてやや課題があった。この課題に対応するため、具体的な評価指標とすべく、2021 年度改善計画を立案し、IR 室による支援のもと、2022 年 1 月に改正を行ったところである。今後は、改正アセスメント・ポリシーに則り、自己点検・評価委員会及び運営協議会のマネジメントのもと、教育課程の点検・評価を行っていく必要がある。

（４）「全体のまとめ」

本学では、建学の精神、大学及び学部学科の教育研究目的、教育目標及び3つの方針等の各概念に則り、教務委員会及びFD推進委員会が中心となって教育課程や授業科目等を点検・評価し、改善・向上に努めている。2021 年度からは新たに制定した方針及び手続に則り、将来計画・経営戦略委員会（現運営協議会）による監理のもと、ディプロマ・サブリメントの作成やアセスメント・プランを盛り込んだアセスメント・ポリシーの策定など改善活動に取り組むことができた。さらに、各種アセスメントの結果を IR 室が分析を担い、将来計画・経営戦略委員会（現運営協議会）による審議を通じて改善・向上に資する提言を行うなど、教学における PDCA サイクルを着実に進歩させている。以上のことから、今後さらに向上を図る必要はあるものの、教育課程の編成・実施に係る各種の取り組み、及びその点検・評価に基づく改善活動等 PDCA サイクルも機能していると判断できる。

今後は新しく制定したアセスメント・ポリシーに則り、規定したアセスメントにより、教育課程や授業科目の点検・評価を実施し、結果に応じて改善・向上を図ることで、引き続き学修者本位の教育を追求し、教育課程及び学修活動の活性化に向けて取り組む所存である。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状の説明

点検・評価項目①

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学の入学者受入方針は、建学の精神や大学及び学部学科の教育研究目的や教育目標のもと、学位授与方針及び教育課程編成方針を踏まえて設定している（根拠資料5-1【ウェブ】）。

現行の入学者受入方針は、学校教育法施行規則の改正に対応すべく、2016年度に入学者受入の方針について改正したものを踏襲しているが、2020年度実施の2021年度大学入試改革に向けた内容について再度検討し改訂したものである。

入学者受入方針においては、第4章で述べた教育目標や学位授与方針、教育課程編成方針と連関させるよう設定するほか、求める人材像を示し、選抜するための基準を次のとおり明確にしている。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

横浜美術大学は、教育目標を達成するため、美術・デザインに強い関心をもつ次のような入学者を求める。

- 1 美術・デザインに関する基礎的・専門的な技術や知識を修得しようとする人。
- 2 社会性と幅広い教養を身につけようとする人。
- 3 将来は、美術・デザインの技術・知識を活かし、創造的に社会貢献しようとする人。

選抜基準＜全入試共通＞

- (1) 美術・デザイン分野において、実績を有している。あるいは、美術・デザイン分野以外における実績を有し、今後、美術・デザイン分野に活かしていこうとする意志がある。
- (2) 高等学校までに履修する各教科・科目の内容を理解している。
- (3) 入学後、横浜市など本学に関連する地域における各種の文化・芸術事業などに積極的に参加しようとする意志がある。

具体例として、本学に入学するにあたり修得しておくべき知識・技能等の内容やその水準の測定方法として「鉛筆デッサン」を活用しているが、入学試験問題集に合格者のデッサン作品を掲載して、受験生の参考としての修得しておくべき水準を明示している（根拠資料5-2）。また、無料のデッサン講習会である「描き講習」を開催し、教員による直接的な指導を行うことで、受験生の入試対策のみならず、入学後に必要となる知識・技能等の水準を直接示している（根拠資料5-3【ウェブ】）。

この入学者受入方針については、学生募集要項、ウェブサイト等にて公表するほか、オープンキャンパスや学外進学相談会、高校訪問等で周知を図っている（根拠資料5-1【ウェブ】、5-4）。

さらに、2016年4月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障害のある学生への全学支援体制再構築と実施内容の整備を行い、同年7月に「障害学生支援に関する基本方針」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規程」をそれぞれ審議のうえ策定しており、前者についてはウェブサイトで公開している（根拠資料5-5【ウェブ】、5-6）。また、併せて10月に「学生対応マニュアル」を作成し、教職員全員に配布のうえ、考え方や対応について周知している（根拠資料5-7）。このマニュアルは、現状に即すよう随時改定し、例年3月に行われる教員説明会等で非常勤の職員に対しても周知している。このマニュアルは、2024年度使用分について、2023年度を踏襲し「学生対応ガイドブック」として、更新している。

入学試験や入学後の授業において特別な配慮を必要とする受験生については、事前相談を受け、対応することを学生募集要項に明示し、事前相談に基づき入試の際に配慮を行っている（根拠資料5-4）。また、入学後において「学生生活に関する申告・支援申請書（合理的配慮申請書）」（2021年、2022年様式改定）が提出された場合は、その申告内容に応じて支援内容を決定するとともに、教員に対しては支援に関する配慮依頼を通知する等の支援体制を整えている（根拠資料5-8）。

点検・評価項目②

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
 - ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施
 - ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

本学では、学生募集活動については広報企画委員会が担い、入学試験制度や実施方法については入学試験委員会が所管している。

○ 入学者受入方針に基づく学生募集活動

学生募集活動は、オープンキャンパスや描き講習の企画・実施、大学案内等広報印刷物の作成、ウェブサイトの作成・運用、進学相談会の企画・実施、高等学校への訪問、進学情報誌や進学情報サイトへの情報掲載等を主軸にしている。なお、これらの企画立案及び推進については広報企画委員会が所管している（根拠資料5-9）。

本学は、入学前における美術・デザイン分野の実績を必ずしも求めていない。これ以外の

実績を有し、美術・デザイン分野に生かそうとする意欲や学位授与方針に規定した3つの能力及び知識を修得し生かそうとする意志を重視している。これは前述した入学者受入方針においても明記されている（根拠資料5-1【ウェブ】）。この方針に基づき、学生募集活動においては「描き講習」と題した無料のデッサン講習会を開講し、美大受験において必要な科目である「鉛筆デッサン」を、初心者であっても受講できる環境を整備することで、美術・デザイン分野の経験や実績に関わらず、意欲の高い受験生獲得を目指している（根拠資料5-3【ウェブ】）。このほか、オープンキャンパスやガイダンスで分かりやすく情報提供を行うとともに、大学案内やウェブサイトでも、1年次に横断的な基礎学習を行い、2年次以降に専門技術や表現力を培うカリキュラムを掲載することで、美術・デザインに興味や関心をもち、技術や知識の獲得に意欲のある高校生が安心して受験できるよう努めている（根拠資料1-2）。

2020年度以降 COVID-19の影響により、前述した描き講習や来場型のオープンキャンパス、ガイダンスへの参加の中止を余儀なくされたこともあったが、これら来場型のイベントの代替として、オンラインオープンキャンパスの実施や描き講習（自宅編）の刊行を行った（根拠資料5-10【ウェブ】、5-11【ウェブ】）。

オンラインオープンキャンパスは、大学全体説明に加え、各コースのアトリエや実習室からのライブ中継を交えた学べる内容の紹介、入試制度の解説など年度内で18回実施し、約1,150名の参加者を動員した。オンラインオープンキャンパスに加え、キャンパスの施設や設備、雰囲気を感じられるよう「バーチャルキャンパス見学」と題し、ウェブサイトですトリートビューの公開を行った（根拠資料5-12【ウェブ】）。

描き講習（自宅編）は、描き講習（来場型）の代替として、美術初心者でもデッサンに取り組めるよう、本学教員が監修したテキストの刊行とウェブサイトへの公開を行った（根拠資料5-11【ウェブ】）。さらに、高校教員の指導により教育の特色や入試制度を理解して受験に臨めるよう、高等学校等教員対象説明会をオンラインで実施した。以上のとおり、コロナ禍において例年以上に情報収集が難しい高校生や保護者に対し、可能な限り寄り添った学生募集活動を実施している。

○授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業料その他の費用といった情報については大学案内、学生募集要項及びウェブサイトなどで周知している（根拠資料1-2、5-4、5-13【ウェブ】）。

近年、入学試験合格後に入学金や授業料が期日までに納入できない事例が増加してきている。経済的支援に関しては、特待生や奨学金制度についても同様の媒体で公表し、オープンキャンパスや学外進学相談会などで説明するとともに、個別に相談を受け付ける体制を整えている。また、合格発表時に高等教育の修学支援新制度の案内を同封し、該当する場合は、授業料の納入を猶予するなど、金銭面で修学をあきらめることがないように対応を行っている。

○入学者受入方針に基づく入試制度の設定、実施等

本学は、2021年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（通知）に則り、2021年度入試から入試区分の名称を変更している。また、見直しに係る予告で述べられている「学

力の3要素」「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を多面的・総合的に評価するという趣旨を踏まえつつ、志願者ニーズを考慮し、面接、デッサン、学科及び共通テストのいずれかで受験できる仕組みを導入し、建学の精神や大学及び学部学科の教育研究目的等を踏まえ、入学者受入方針に則った複数の入学者選抜制度を採用している。また、入学前教育を行い、入学後の学修を円滑に取り組めるよう体制を整えている。さらに、全入試区分の合格者のうち希望者は「特待生チャレンジ」（鉛筆デッサン）に参加することが可能であり、成績優秀者には、授業料を一部減免している。これらについてはいずれも学生募集要項により受験生に周知している（根拠資料5－4）。また、特待生チャレンジについては制度内容を精査し、2023年度より1年次前期必修科目の学修成績上位者12名を上限に、1年次授業料の1/4を減免すると内容を変更した。このことにより、1年次の科目履修への意欲向上と、2年次のコース選択の幅を広げてもらう学修効果を期待している（根拠資料あり）。

2021年度入学試験から、COVID-19に対応すべく、総合型選抜試験の選択テーマ「作品持参」「美術作文」「実績アピール」を選んだ受験生と学校推薦型選抜試験の受験生に対しては、オンライン面接が選択できるよう入試制度を改正している。さらに、2025年度入試から、総合型選抜試験の選択テーマ「指導付実技」を「アイデア提案」とあらためたことにより、すべての選択テーマでオンライン面接を選択できるように改正した（根拠資料5－4）。

また、近年災害の増加などから災害被災者特別選抜試験を新設した。

入試区分毎の概要は、次のとおりである。

一般選抜試験（A・B・C日程）
学科試験または実技試験により判定する。学科試験は、本学が独自に実施する学科試験による「学科選択」と大学入試センターが実施する大学入学共通テストの成績を利用する「共通テスト選択」を用意しており、2020年度入試から併願を可能とした。「学科選択」の科目は、国語と英語の2科目である。「共通テスト選択」については、選択科目①では、国語か外国語の2教科3科目からの選択、選択科目②では、6教科30科目より①で選択した科目を除く1教科1科目を選択することとなっており、受験生の得意とする科目で受験することが可能となっている。 実技試験は、「デッサン選択」として3時間の鉛筆デッサンを課している。なお、一般選抜試験A・B日程は特待生選抜試験を兼ねており、合格者の中から成績優秀な者6名を上限として特待生を選抜し、1年次の授業料の全額または半額を減免している。また、2020年度より「デッサン選択」「センター選択」の併願も可能とした。
専門学科・総合学科卒業生入学試験
出願書類及び持参作品を主な資料としてプレゼンテーションを含む面接試験及び調査書により判定している。
帰国子女入学試験
日本国籍を有する帰国子女を対象に、出願書類及び持参作品を主な資料として、プレゼンテーションを含む面接試験により判定している。
社会人入学試験

1年以上の職務経歴を有する者を対象に、出願書類及び持参作品を主な資料として、プレゼンテーションを含む面接試験により判定している。
外国人留学生入学試験
外国人留学生を対象に、鉛筆デッサン 2 時間の実技試験及び面接試験により判定している。
災害被災者特別選抜試験（2025 年度入学試験より新設）
災害などの影響により受験をあきらめることのないように、災害救助法適用地域で被災された世帯の受験生に対し、検定料免除、1 年次授業料 1/2 減免を行う試験を新たに設置した。2 年次以降は横浜美術大学災害奨学生として申請すれば、書類審査の上で、授業料の減免を引き続き受けることも可能である。
総合型選抜試験
学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に賛同し、本学への入学を強く希望する者を対象に、総合型選抜試験を実施している。選択テーマをとおした自己アピールに基づき面接を主とした選抜を行う。2025 年度入学試験より選択のテーマの一つである「指導付実技」を「アイデア提案」へ改変し、「作品持参」、「アイデア提案」「美術作文」「実績アピール」の 4 つのテーマから 1 つを選びプレゼンテーションを含む面接を行うこととした。これは、美術学習の経験値に関わらず、高等学校までに履修した各教科・科目の内容を活かし、本学のアドミッション・ポリシーに賛同し、本学への入学を強く希望する者を選抜する試験区分である。
学校推薦型選抜試験
本学で指定した高校のうち、学校長の推薦を受けた者を対象に、調査書、推薦書、志望理由書及びプレゼンテーション面接試験により判定している。 なお、希望者には特待生選抜として実技試験を課し、成績優秀者上位 10 名を上限に 1 年次授業料の免除を実施している。但し、COVID-19 の影響下に行われた 2021 年度入学試験の特待生選抜は、指定時間内に自宅でリモート制作したデッサン課題の提出に変更し、公平性に留意しつつ、受験生の移動や来校を回避する方法で行った。2022 年度については十分な感染症対策を講じた上で、従来の来校型の方法に戻し実施している。
編入学試験
大学・短期大学を卒業した者または卒業見込みの者等を対象に出願書類と持参作品を主な資料として、プレゼンテーションを含む面接試験により判定している。

入学試験日程、選抜方法、実施運営方法、選考基準など入学試験全般に関わる事項を協議、立案するため、入学試験委員会を設置している（根拠資料 5－15）。入学試験委員会において、入学試験大綱を協議・立案し、教授会で審議を諮っている（根拠資料 5－16）。この入試大綱に基づいて学生募集要項を作成するとともに、入学試験委員会にて入試毎に実施要領を作成し、試験を実施している（根拠資料 5－17）。

また、2023 年実施の 2024 年度入試から入学者選抜をより公平に詳細に行えるように、採点基準の見直しを行い、試験を実施した。さらに 2025 年度入試においても面接試験の採点基準だけでなく、書類選考を含めた採点基準の見直しをおこなった。次年度に向けてさらに改善を続けていく予定である。

入学試験問題の作成・出題は、学長から委嘱された入学試験問題出題委員が担当しており、問題内容の点検は、担当科目毎に出題委員が分担して行っている。出題ミスや誤記などがないようにさらに入試委員による複数回のチェックも行っている。また、事務処理については事務局学務課が担っている。入学試験問題は、入学試験問題集として冊子やウェブサイトで公表しており、解答についても同様である（根拠資料5－2）。

試験当日には、学長、学部長、入学試験委員長、入学試験副委員長、入学試験委員会教員、事務局長及び学務課長で構成する入試本部を設置している。試験の監督及び採点は専任教員が担当し、回収された解答は非特定化が施され採点される。採点結果は、入学試験委員会教員、事務職員によるトリプルチェックを行い、厳正に採点された結果をもとに教授会で合否判定を行っている。判定資料に関しても公正を期すため、氏名や性別など属性を伏せる対応を実施している。

学生募集要項には「入学試験において特別な配慮を必要とする方」の相談を受けられることを記載している（根拠資料5－4）。相談があった場合は「受験上の配慮申請書」の提出を受け（根拠資料5－18）、入学試験委員会で内容を検討し、可能な限り合理的配慮を実施している。2024年度に行われる2025年度入学試験においては、3件の相談があり、内出願のあった2名が配慮申請を行った。また、当該受験生の入学が決定した場合は授業等に対する配慮依頼申請の記入を促し、公平な学修機会を享受できるよう体制を整備している（根拠資料5－8）。2024年の入学試験委員会への正式な相談はこの3件だけであるが、オープンキャンパスなどでの個別相談には随時応じている。

○ 入試における COVID-19 への対応・対策

2024年度以降、COVID-19への対応・対策は緩和傾向にあり、マスクの着用は任意とした。また入退室時の手指消毒、保健師常駐の上で安全な動線を確保した体調不良者用の試験予備室の設置などは現在も継続している。これらはいずれも入学試験実施要領に記載し、教職員がこれに則り対応している（根拠資料5－17）。さらに、入試制度とマニュアルを整えることにより、前述したとおり、総合型選抜試験において、すべての選択テーマでオンライン面接の導入を実現させることができた（根拠資料5－19）。

また、2022年度以降は「地震発生時の対応」資料を、「入学試験における地震発生時の行動フローチャート」に改正。軽中度の揺れの場合と建物倒壊等の大きな揺れの場合に分けた具体的行動の流れ図を作成し、入試実施要項への掲載、試験会場へのチャート添付と確認会議での訴求を行った。

点検・評価項目③

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率

- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応

本学の収容定員は、入学定員 190 人、3 年次編入学定員 6 人の計 772 人であった。2015 年度に大学基準協会による第 2 期認証評価を受審した際は、大学基準に適合していると認定される一方、本項目において入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率について改善勧告が付され、編入学定員に対する編入学生数比率についても努力課題とされた。これらの提言を真摯に受け止め、経費節減を中心とした財政健全化の推進や 3 つの方針の見直しによる初年次教育等のさらなる充実、教育課程と連関した広報活動の強化等に取り組んだ結果、2017 年より学生募集が好転し、経費節減と入学定員及び収容定員の充足などの相乗効果により学園財政の改善につながることもあった。なお、一方で、編入学定員に対する編入学生数比率は依然として定員を下回っている（大学基礎データ表 2）。このことについては、2020 年度自己点検・評価においても課題として認識されており、検証を行っている。その結果、同じく改善勧告を付された財務に対し、より寄与度の高い 1 年次入学定員の充足を最優先事項とし、初年次教育の充実等を行った結果、編入の利点やその教育効果について大学設置時に比べて若干薄くなっていることが主因と結論づけられている。このことから、編入学定員を減じて入学定員を増員する学則変更を行い、収容定員 772 名のまま、入学定員を 192 人、3 年次編入学定員を 2 人としたところである（根拠資料 2－8）。この学則変更は、2023 年度に行われる 2024 年度入学試験より適用された。

2024 年度に行われた 2025 年度入学試験においては、編入学試験の志願者は 4 名であり、その内 3 名が入学し、定員を充足することができた。また、1 年次の募集人数 192 名に対して入学者は 214 名となっており入学定員の適正な充足が続いている。

2024 年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 855 名であり、収容定員に対する在籍学生数比率 1.10 倍であることから、適正であると評価できる（大学基礎データ表 2）。

また、2024 年度の離籍者（退学者及び除籍者）は 45 名となっている（大学基礎データ表 6）。退学者防止対策としては、学生委員会が作成した学生相談体制チャートに基づき研究室、事務局及び保健室（カウンセラー）が連携して学生指導を行っている（根拠資料 5－20）。2017 年度に、退学した学生の再入学への対応ができるよう「横浜美術大学再入学に関する規程」を整備している（根拠資料 5－21）。また、休学者に対する指導としては、教職員が必要に応じて連絡を行い、休学中の生活状況や復学に向けての準備状況等を把握するとともに必要な助言を行っている。

なお、学費未納による除籍については、経理担当と研究室での面談との連携体制強化を図っているところである。

点検・評価項目④

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価については、学生募集活動に関わる項目は広報企画委員会が担い、入試制度や選抜の実施といった入試に関する事項は入学試験委員会が担っている。これらの委員会が行った点検・評価を、自己点検・評価委員会が全学的な観点で取りまとめ等を行い、運営協議会で改善事項等を検証し、自己点検・評価報告書及び改善計画書の作成、さらに改善事項の監理を行っている（根拠資料 2－1）。

2020 年度自己点検・評価の結果、本章において課題とされたのは、点検・評価項目③でも述べたとおり、編入学定員に対する編入学生数比率の改善であった。初年次教育の充実等を行った結果、編入の利点やその教育効果について大学設置時に比べて若干薄くなっているという検証結果により、現行のままでの編入学者の募集及び受入はやや難しいことから、収容定員 772 名のまま、入学定員を 192 人（＋2 人）、3 年次編入学定員 2 人（▲4 人）と学則変更を行った。なお、この改善活動は 2020 年度に制定した方針及び手続に則って実施し、将来計画・経営戦略委員会（現運営協議会）の監理のもと、広報企画委員会及び入学試験委員会が対応している（根拠資料 2－7）。この学則変更は、2023 年度に行われる 2024 年度入学試験より適用された。その結果、点検・評価項目③でも述べたが、2024 年度に行われた 2025 年度入学試験においては、編入学定員 2 名に対し 3 名の入学者、1 年次の入学定員 192 名に対して 214 名の入学者を確保している。

（２）「長所・特色」

入学者受入方針に基づき、求める人材像を明確にし、入試区分別に選抜するための基準を明示している。この方針に、「美術・デザインに関する基礎的・専門的な技術を修得しようとする人。」「美術・デザインに関する基礎的・専門的な知識を修得しようとする人。」と定めているとおり、入学後に美術・デザインの領域を基礎から横断的かつ専門的に学修できる教育課程と入学前の美術・デザイン分野の実績に関わらず意欲の高い受験生を対象とした広報活動とを連関させている。その成果として、開学以来課題であった入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率が改善したところである。

2020 年度は COVID-19 の影響により、描き講習や来場型のオープンキャンパスの開催、ガイダンスへの参加の中止を余儀なくされたが、代替手段として、オンラインオープンキャンパスの開催や描き講習（自宅編）を刊行するなど、コロナ禍において例年以上に情報収集が難しい高校生や保護者に対し、寄り添った学生募集活動を実施している。また、入学試験においても試験会場における感染症対策のみならず、オンライン面接を整備することで、公平性を担保しつつ、受験生が安心して入試に臨める環境を整備している。

（３）「問題点」

編入学定員に対する編入学生数比率については、2024 年度入試より従来の 6 名から 2 名へ募集人数を変更し、2024 年度は 1 名の入学者を確保した。引き続き芸術系短期大学や専門学校への編入学推薦依頼の送付を行い、次年度以降は定員充足 100%を見込んでいる。今後の安定した充足率を図るため、選抜方法や単位振替方法について再来年度の入試改正を目指す。

（４）「全体のまとめ」

入学者受入方針は、建学の精神や大学の目的及び学部学科の教育研究目的等に基づき、学位授与方針及び教育課程編成方針を踏まえ、適切に設定し、ウェブサイトや学生募集要項等により受験生やその保証人、高等学校教諭等広く公表している。

また、学生募集活動においてはオープンキャンパスや学外進学相談会等一般的な広報企画イベントに加え、「描き講習」と題した無料のデッサン講習会の開催やテキストを刊行することで、美大受験において必要な科目である「鉛筆デッサン」を、初心者であっても受講できる環境を整備するなど特色のある広報イベントを企画し、美術・デザイン分野の経験や実績に関わらず、意欲の高い受験生獲得を目指している。このように、入試制度を含めた学生募集活動と教育課程を連関させることにより、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の改善につながっている。さらに、前回の認証評価において指摘された編入学定員に対する編入学生数比率についても編入学定員を減じるなど改善を図っているが、今後状況を注視しながらさらなる改善を図る所存である。

以上のことから、本学における入学者受入方針の設定やその公表、学生募集及び入試制度や運営体制の適切な整備と実施、入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理、また、それらに係る点検及び改善活動は適切に行われているものと評価できる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状の説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や学部等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点

○大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

○学部の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、大学及び学部学科の教育研究目的を達成するため、教員に求められる基本的な要件として、専門教育、一般教養及び専門教養それぞれの分野、優れた教育研究者としての能力並びに資質を有することとし、求める教員像としては次のとおりとしている。

- 教育・研究者として、学生と向き合い、学生の能力を引き出せる教員
- 教育・研究者として、専門分野について高い能力・資質を有する教員
- 教育・研究者として専門以外の分野についても見識を持つ教員
- 大学運営に積極的にかかわることができる教員
- 教育・研究をもって社会・地域に貢献しようとする教員

なお、この求める教員像については採用募集要項で明示している（根拠資料6-1）。教員の採用や昇任については、「横浜美術大学教員選考規程」「横浜美術大学教員の選考基準に関する内規」等の選考基準を設けている（根拠資料6-2、6-3）。

教員組織については、学則第48条に「本学に、学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く」と規定している（根拠資料1-1）。また、教員組織の編制方針としては、教育研究の円滑な運営を図ることを目的として、「横浜美術大学教育研究組織に関する規程」を制定している（根拠資料3-2）。この規程は、学長、学部長および図書館長の職制と職務に加え、研究室を設置し、主任を置くこととその職務を定めている。そのほか、「横浜美術大学教務部長の設置に関する規程」、「横浜美術大学学生部長の設置に関する規程」及び「横浜美術大学学長補佐の任用に関する規程」においては、それぞれ教務部長、学生部長及び学長補佐の職制とその職務を規定するなど、教育研究に係る責任を明確にしている（根拠資料6-4、6-5、6-6）。

なお、2019年には、助手の職務内容を次のとおり整理し、非常勤の助手との相違を明確化し、後者の呼称を副手としている。また、「副学長の任用に関する規程」を制定し、学長の職務を助けるために副学長を置くことができることとした（根拠資料6-7）。

本学で専任助手と呼称されている教員は、任期の定めのある専任教員である。今後は本学の規則に従い、その呼称を「助手」とする。「助手」の職務内容は、「教育研究に関する専門的な知識・技術等に基づいて、教授等と連携して教育研究活動を補助することを主たる職務とする」とする。

点検・評価項目②

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 ○大学全体及び学部ごとの基幹教員・専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性 ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任明確化と協働・連携 ○指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等） ○教養教育の運営体制

本学における専任教員の配置は、大前提として大学設置基準により定められた必要専任教員数を満たし、適切な教育研究環境を維持することとしている。2024 年度においては、同設置基準で求められる 25 名を大きく上回る教員数を配置している(大学基礎データ表 1、基礎要件確認シート)。「横浜美術大学教育研究組織に関する規程」において研究室及び教育支援部を規定し、教育研究目的の達成に向け、指導能力を有する教員を研究室毎に配置している。その内訳は、専任助手を含め、教養科目研究室 5 名、基礎実技科目研究室 5 名、絵画・彫刻研究室 6 名、クラフトデザイン研究室 8 名、ビジュアルデザイン研究室 13 名、教職課程研究室 3 名、修復保存研究室 2 名である(表 6-1)。

(表 6-1) 専任教員数 (2024 年 5 月 1 日現在、() は女性で内数)

研究室 \ 職名	学長	教授	准教授	助教	助手
教養科目		3 (2)	1	1 (1)	
基礎実技科目		1 (1)	1	1	2 (2)
絵画・彫刻		1 (1)	2	1 (1)	2
クラフトデザイン	1	1 (1)	3	1	2 (1)
ビジュアルデザイン		6 (2)	3 (2)		4 (2)
教職課程		1 (1)		1	1 (1)
修復保存		1		1	
合計	1	14 (8)	10 (2)	6 (2)	11 (6)

なお、年齢構成や性別は次のとおりであり、年齢は 30 代から 50 代が中心で、男女比は 6 対 4 と特定の性別・範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた性別及び年齢構成となっている(表 6-2)。

(表 6－2) 専任教員年齢及び性別の構成 (2024 年 5 月 1 日現在、() は女性で内数)

年齢層 職名	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	合計
教授				8 (5)	7 (3)	15 (8)
准教授		1	4 (1)	5 (1)		10 (2)
助教		3 (1)	3 (1)			6 (2)
助手	8 (4)	3 (2)				11 (6)
合計	8 (4)	7 (3)	7 (2)	13 (6)	7 (3)	42 (18)

点検・評価項目③

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点

○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の採用は公募を原則とし、ウェブサイト及び JREC-IN において、採用情報を掲載している。また、美術・デザイン系統の学部学科を設置する大学に募集要項を送付する等可能な限り幅広く周知を図っている。

教員の採用・昇格の基準は「横浜美術大学教員選考規程」及び「横浜美術大学教員の選考基準に関する内規」に定めているが、選考基準については講義系担当教員と実技系担当教員で求められる研究業績等が異なるため、「横浜美術大学教員の選考基準に関する内規」においてそれぞれ定めている（根拠資料 6－2、6－3）。「横浜美術大学教員の選考基準に関する内規」については、2023 年度より昇任基準に関する年齢又は経験年数の追加や講義系教員及び実技系教員の資格基準について見直しを行い、一部改定した。

手続については「横浜美術大学教授会規程」及び「横浜美術大学人事委員会規程」に規定している（根拠資料 6－8、6－9）。具体的には、採用・昇格候補者について、人事委員会で審議し、「横浜美術大学教授会規程」第 2 条に基づく人事に関する教授会の議を経て、学長の内申により理事長が採用・昇格を行うことを明記し、これに基づいて実施している。なお、候補者の教育研究業績等の調査は、人事委員会のもと専門委員会が担っている。専門委員会は、本学の教授や准教授の中から、学長が委嘱する若干名の委員をもって構成し、専門委員会に主査を置くこととしている。専門委員会においては、授業科目と採用候補者の適合性を調査し、その結果を学長に報告したうえで、学長を議長とする人事委員会及び人事に関する教授会において審議することとしている。

点検・評価項目④

ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点

○ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

○指導補助者に対する研修の実施

○ ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施

本学では学部長を委員長とした FD 推進委員会を設置し、教員の自主的な教育改善に関する取り組みを組織的に支援している（根拠資料 6－10）。具体的には、外部研修会等の参加を促進し、ここで得た知見を報告書の提出または報告会の開催など FD 推進委員会及び教授会において、専任教員同士で共有を図っている。また、FD 推進委員会担当委員による部会を設け（根拠資料 6－11）、アセスメント・ポリシーをはじめ、教育に関する組織的な運用の企画立案・点検・評価体制等、大学として社会的に取り組まなくてはならない事項への対応と、本学の学生に特化した対応や授業方法の共有等、日頃より教員から寄せられる悩みや課題に対する FD を、それぞれの担当教員が企画立案のうえ、FD 推進委員会が開催・運営している。FD 研修会は毎年数回開催しており、参加率は資料のとおりである。（根拠資料：2023FD 研修会）教員や助手・副手、事務職員を対象としているが、特に専任教員は全員参加を原則としている。研修会は専任教員が主体となり、本学の現状に即した FD を企画・促進することで、時代のニーズに即した教育の充実を図っている。研修会はテーマや内容に従って適宜、対面形式、オンライン形式（後日オンデマンド視聴可）、で開催することとしている（根拠資料 6－12、根拠資料 6－13【ウェブ】）。

○ 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

第 4 章点検・評価項目⑦でも述べたとおり、学生による授業評価に加え、授業の改善と充実を図り、本学全体の教育力を高めることを目的として、建設的な意見交換を行う「教員の教育力向上のための授業改善研修会」を毎年実施している。全専任教員が作成したティーチング・ポートフォリオと、各コース・研究室の代表者が作成した研修会用資料をもとに、質疑応答や意見交換を行っている。

この授業改善研修会のほか、教員や助手・副手間において情報交換を行うため、授業方法等の共有を目的とする情報交換会を実施した。第 1 回目の情報交換会として、生成 AI の内容である「Chat GPT や生成 AI についての各研究室における扱い」、第 2 回目には、2023 年度より開始された新カリキュラムの質の担保を目的とした「2023 年度以降入学生新カリキュラムの教員報告」を実施した。2024 年度に全ての事業所において合理的配慮が義務化されたことにより、2022 年度より実施している合理的配慮に係る研修会を、2024 年度も全教職員対象に実施した。講師は、福祉社会学の研究者であり臨床心理士である京都大学学生総合支援機構・准教授の村田淳氏へ依頼した。その際、合理的配慮について全教職員が深く理解し、教育実践に活用できるように、講義及びグループワークを対面で行った。（根拠資料 6－14）

また、FD に係る活動実績をポイント化した FD 顕彰ポイント制度を導入し、最終的に合計ポイントの高かった教員について、顕彰金を支給することにより、教育活動への評価を行っている（根拠資料 4－43）。

さらに、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化に係る組織的な FD 活動としての地域連携事業を教員自らが地域と密接に連携し、研究活動及び社会貢献等に積極的に取り

組んでいる。(根拠資料6-15)

点検・評価項目⑤

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、大学の目的及び学部学科の教育研究目的を達成するため、求める教員像を定めるほか、「横浜美術大学教育研究組織に関する規程」で教育研究組織を規定している(根拠資料3-2)。この規程は教授会で必要に応じて見直しを図っている。

教員の募集、採用及び昇格については「横浜美術大学教員選考規程」、「横浜美術大学教員の選考基準に関する内規」等により適切に行っている(根拠資料6-2、6-3)。人員配置や採用方針は「人事に関する教授会」で検討しており、2016年度に教員人事の当面の考え方を整理し、それに基づいて執り行っていたが、2023年度に「横浜美術大学教員の選考基準に関する内規」の一部改定を実施し、教員の募集、採用及び昇格に関しより明確な運営を行えるよう見直しをした。

(根拠資料6-15)。点検・評価項目①で述べたとおり、2019年度は専任教員である専任助手と非常勤職員の助手の呼称及び職務内容を整理したうえで明確化を図っている。

2021年度からは2020年度に制定した方針及び手続に則り、本章は人事委員会を中心に点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会が取りまとめ、運営協議会により精査することとしている。その際に改善の必要性が認められる事項については、改善計画を立案し、運営協議会の監理のもと、改善活動を行っている(根拠資料2-1)。

2020年度に実施した2019年度自己点検・評価において、点検・評価項目④で述べたとおり、教員の研究業績の管理方法にやや課題があることが指摘されているが、システムを導入し、全ての専任教員が入力を完了したことで、教員の研究業績管理を円滑かつ迅速に行えるよう体制を整備することができた(根拠資料2-7)。このことは、中期的な計画の重点項目であり2021年度より進捗を図っている大学院設置の検討において、設置基準に求められている教員資格要件を調査するにあたり有意義に活用されている。

さらに、外部研修会への参加を促進するほか、教員相互の授業参観及び授業改善研修会等の実施を通じ、教員の資質向上に努めている。

(2)「長所・特色」

建学の精神に則り、大学及び学部学科の教育研究目的や3つの方針を踏まえた教育課程を実践し、教育目標を達成するため、求める教員像を明確にしたうえで、規程に則り、教員の募集、採用及び昇格を適切に行っている。

FD研修会を積極的に開催し、授業相互参観や改善研修会等により、教員間の連携や共有のしやすさという点で小規模大学かつ単科大学の特性を十分に生かし、授業実施方法等の改善に向けて全学一体となって取り組むことができている。

（３）「問題点」

2022 年度の大学基準協会による第 3 期認証評価においては、改善課題として「教育に係る F D 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているが、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化に係る組織的な F D 活動については実施しておらず、改善が求められる」との提言を受領している。

（４）「全体のまとめ」

本学では各種規程において各教員の役割、責任所在等を規定しており、研究室に専門性を有し、教育研究活動に十分な教員を配置している。また、教員の募集、採用等についても規程や内規に基づき、人事に関する教授会で公平に審議したうえで採用するなど、募集、採用及び昇格について適切に対応している。

FD 活動については FD 推進委員会が中心となり、研修会等を開催し、教員の資質向上に努めている。さらに FD 顕彰ポイント制度を導入することで、教員による教育活動の評価を実施している。今後は、新たに導入したシステムを活用し、教員の研究業績の管理を着実に実行していく所存である。

以上のことから、大学及び学部学科の教育研究目的を達成するために必要な教員組織を整備し、教育研究活動の水準を高めるための諸活動を着実に実施していると評価できる。

第7章 学生支援

(1) 現状の説明

点検・評価項目①

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、建学の精神、大学の目的及び学部学科の教育研究目的、3つの方針の実現に向けて、学生の修学や生活、進路、正課内外における活動に係る諸活動の支援に係る方針を「横浜美術大学学生支援に関する基本方針」として2014年度教授会にて次のとおり定めている（根拠資料7-1、7-2）。

横浜美術大学学生支援に関する基本方針

学生が、心身ともに健康で安全かつ安定した学生生活を送り、主体的に社会に貢献できる人間となるよう支援するための基本方針を次のとおり定める。

- 1 学内の諸施設などの学習支援環境を充実する。
- 2 学生が安心して学業に取り組めるよう奨学支援制度を充実する。
- 3 学生相談や保健指導など学生生活支援体制を充実する。
- 4 4年間を通したキャリア形成を支援する。
- 5 課外活動など学生に有意義な活動を支援する。

学生支援の具体的な内容については、ウェブサイト及び学生手帳に学生生活支援全般を明示し学生に周知している（根拠資料7-3【ウェブ】、7-4）。項目としては、学生生活のルール、生活設計、特待生制度、被災学生に関する特別支援措置、特待生・奨学金、障害学生支援、社会人学生に対する育児支援、健康管理、学生相談、金兎賞、進路・就職、キャリアサポート、就職・キャリア支援イベント、オフィスアワー、表彰制度、ハラスメント防止等に関するものである。

点検・評価項目②

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点

○学生支援体制の適切な整備

○学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援

- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

○学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

○学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンター支援室の設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

○ 学生支援体制の適切な整備

点検・評価項目①で掲げている学生支援に関する基本方針に則り、着実に学生支援を行うため、学生委員会を設置している（根拠資料7-5）。さらに、学生委員会が所掌する事項を円滑に推進するため、学生生活部会、芸術祭部会、卒業制作展部会を設置しており、各部会で学生支援に関する検討・協議を具体的に実施し、これを学生委員会で総括することとしている。なお、芸術祭部会、卒業制作展部会については、従来ひとつの部会であったが、それぞれに関する事項についてより丁寧な検討を行うことを目的に、2020年度より分割し現在に至っている。

また、基本方針4で掲げているキャリア支援、特に就職活動に関する支援については、キャリア支援委員会を設置し、各種対策を講じている（根拠資料7-6）。なお、キャリア支援委員会は2015年度まで学生委員会内に設けていたキャリア教育部会を、就職支援と連携を計ることを目的に、就職支援委員会と統合し、現在に至っている。

2016年度より使用している、学生との面談や助言を行う際の重要事項をまとめた学生対応マニュアルを年度更新・整備し、3月に実施する教員説明会において配布のうえ、周知している。2022年度に刷新整備をおこない、名称を「学生対応ガイドブック」と変更し内容の充実を図った。さらに2024年度使用分について、現在の状況に合わせるように変更等を行い内容のブラッシュアップを行った（根拠資料5-7）。

○ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育

中学や高校での美術の授業時間減少により、幅広い美術の分野について知識のないままに入学する学生も増えており、学びたい分野を確定しきれない学生もいる。第4章で述べたとおり、こうした学生が適性を判断し4年間で円滑に修学できるよう、1年次に3つのカリ

キュラムモデルを設定していたが、さらなる学習効果を期待し、2023 年度入学生より 1 年次のカリキュラム改編を行うこととなった。2022 年度は、2023 年度入学生がスムーズに修学できるようにオープンキャンパスなどで内容説明や周知を行った。1 年次前期に共通基礎「絵画」「彫刻」「デザイン」「造形」の 4 分野を学ぶことで適性を確認し、1 年次後期の選択基礎で自分の関心のある主領域・副領域の科目を選択し、専門分野の適性をより具体的にさぐることで、2 年次以降に専門的な技術及び知識を学べる教育環境を整備している。（根拠資料 4－8）。さらに、コース決定後についても変更を希望する場合は、一定の条件を満たすことで変更を認めている（根拠資料 4－14）。

この 4 年間の修学を全うできるよう支援するため、新入生への修学支援及び補習教育として、入学予定者全員に対し入学前教育を実施している。入試制度が多様化する中で、美術・デザインに関する基礎や英語等基礎学力に差が生じているが、その差を入学時まで解消を目指し取り組んでいるものである（根拠資料 7－7）。

入学式後のガイダンス期間において、授業への取り組み姿勢、授業に向けた準備学習等についての説明を行うことで、学習への意欲を向上させるなど、大学における学修活動を円滑に行えるよう支援している。また、必修科目の英語はクラス分けテストを実施し、各学生のレベルに合わせたクラス編成により授業を行っている。

なお、学生がその能力に応じて制作を行える環境を整備するため、アトリエは原則 21 時まで開放している。2020 年度から COVID-19 への対応・対策の観点から、利用制限を設けていたが、社会情勢に鑑みつつ、徐々に解除し、学生の制作時間の確保に努めることとしている。

○ 留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生支援の一環として、2016 年度に学生生活の不安解消や学生生活への順応、交友関係の構築等を目的に、留学生懇談会を実施した。懇談会には教職員、留学生及び日本人学生が参加し、和やかな交流の場とすることができたため、これ以降毎年度実施している。2020 年度、2021 年度は、COVID-19 への対応・対策の観点から、Google Meet を使用し、留学生ガイダンスを行なったが、社会情勢が落ち着いてきたため、2023 年度より対面型の留学生懇談会へと戻している。2024 年度はガイダンスを 2 部制として構成し、1 年生には在籍確認および在留資格に関する説明を行った。また、2～4 年生にはキャリア支援室による就職ガイダンスを実施した。さらに、ガイダンス後には 1～4 年生合同の座談会を実施し、学年間交流の促進を図った。

また、2019 年度の学生手帳に留学生の在籍管理についての項目を設け、年に 4 回在籍管理を対面で行い、在留資格を喪失しないよう指導しつつ相談にも対応できる体制を整えている。2022 年度からは、留学生の在籍管理を徹底するため、Google Forms などを活用し、時間のある時に状況を報告できる体制を整えた（根拠資料 7－8）。

さらに、前後期に行われる学生面談の際に研究室教員が留学生の状況を確認し、相談や助言を行っている。2020 年度、2021 年度は COVID-19 の対応・対策の観点から、メール、電話及び Google Meet などのビデオ会議ツールを活用し、在籍確認などの留学生支援を行っていたが、2022 年度からは対面での面談を中心とする方式に戻っている。

○ 障害のある学生に対する修学支援

障害のある学生に対する修学支援の方針や規程として「横浜美術大学における障害学生支援に関する基本方針」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規程」を定め、毎年担当教員説明会や学生対応マニュアル等で定期的に教職員へ周知・説明を実施し、ウェブサイトで情報を公開している（根拠資料 5-5【ウェブ】、5-6）。また、障害者差別解消法が 2018 年 4 月に施行したことに伴い、本学としても取り組みを再構築し、「障害のある学生への支援体制再構築と実施体制についての中期実行計画」を立案し、PDCA を図っている（根拠資料 7-9）。

第 5 章点検・評価項目①で述べたとおり、障害のある学生に対しては、入学前に事前相談を受け、大学の現状と支援の内容を説明している。入学後においては、任意で申告書を提出させ、学務課において必要な支援を確認・研究室と共有している。2022 年度からは学生生活に関する申告・支援申請書（合理的配慮申請書）について様式を改良し、記入者にも対応者にも配慮内容についてわかりやすいように変更した。さらに 2023 年度より合理的配慮の流れについても整備し、申請書を提出する学生にわかりやすいように学生説明用の資料を整備した。申請者本人と保健室担当者が面談し状況の確認や相談を受け付けるとともに、申請内容に応じて研究室や学務課等で共有することで、当該学生が円滑に修学できるよう取り組んでいるほか、授業担当教員に対しても授業対応に配慮するようスプレッドシートなどを利用し情報共有を行っている。その際には、許可した者のみしか閲覧記載できないようにすることで、個人情報ที่ไม่適切に共有されないように配慮している。さらに、各学期終了後にフォローアップ面談を行うこととし、支援の内容や配慮が学生に適切なものであったのか、見直しが必要なものなのか振り返る機会を設け、該当学生の修学機会が失われないように、また、他の学生との公平性を欠くことになっていないかを点検している。

聴覚障害者に対しては情報保障を行う学生を募集するなど支援を行っている。2017 年度より正課授業「キャリアデザインⅠ」の中で、「多様性を理解する～障害者理解～」の項目を立て、障害者理解と支援方法に関する外部講師による講義を実施している。また、同年度より聴覚障害者に対しては、情報保障学生を有償ボランティアとして整備し、引継ぎ資料の作成や研修会を実施しており、2024 年度からは、「キャリアデザインⅡ」で実施している。募集については、特待生懇談会の際に、特待生に対して協力依頼を行っているほか、ガイダンスなどで聴覚障害をもつ学生本人が自発的に説明を行うことで、学生間での理解と支援が深まるよう促している。

2020 年度より、COVID-19 の対応・対策の観点から、配慮依頼等についてクラウドサービスを利用してファイルを共有するなど、情報共有を図ることをおこなってきた。なお、遠隔授業における聴覚障害者への対応として、発言音声文字起こし、画面上に表示するなど支援を行っている。

○ 成績不振の学生、留年者及び休学者の状況把握と指導

成績不振の学生への対応としては、前学期の GPA が 2.0 未満の学生及び前後期の各学期の早い段階で欠席の多い科目のある学生を対象に、各研究室所属の教員が分担して面談を行うことで、問題の早期発見と学生に対する指導を行っている（根拠資料 4-23）。

また、留年者及び休学者に対し、新年度にこれらの学生を対象とするガイダンスを実施し、

履修指導を行っている。

○ 退学希望者の状況把握と対応

休・退学者の状況把握として、学生相談体制のチャートを作成しており、対象となりうる学生の存在を確認し、研究室、事務局学務課及び保健室が相互連携することで、対応することとしている（根拠資料5－20）。また、クラス担任制度を設け、クラスアワーや個別面談を実施するとともに、休退学を希望する学生については、研究室主任が面談を行っている。2013年度には「横浜美術大学再入学に関する規程」を制定し、一度退学した者に対して再入学の機会を与えている（根拠資料5－21）。2014年度からは、オフィスアワー制度を設け、気軽に教員に相談できる体制を整備しており、年度毎に状況を確認し、随時改正を行っている。

休学・退学希望者についても前述した「学生対応マニュアル」に則り、コースや研究室の専任教員が面談を行い、相談への対応や助言を行うこととしている（根拠資料5－20）。この面談の結果、止むを得ない事情で休学若しくは退学に至る場合は、面談教員から理由を確認した旨の報告書を学務課に提出している。また、面談の際には復学や再入学についての説明についても実施している。

○ 奨学金その他の経済的支援及び情報提供

奨学金等の経済的支援としては、「横浜美術大学奨学生規程」「横浜美術大学特待生規程」「横浜美術大学学費延納に関する内規」を制定し、特待生制度、奨学金制度及び授業料延納制度といった各種制度を整備するとともに、外部機関における各種制度の情報提供等を行っている（根拠資料7－10、7－11、7－12）。また、特待生、奨学生ともにそれぞれ選考基準を定めている（根拠資料7－13、7－14）。なお、1年次特待生の取り扱いについては、第5章（学生の受け入れ）に記載のとおりである。

特待生としては、学校推薦型選抜試験、一般選抜試験A・B日程において、合格者の中から成績優秀な者を特待生として選抜し、1年次の授業料の全額又は1/2、若しくは1/4を減免している。また、特待生チャレンジについては制度内容を精査し、2023年度より実施方法を変更するために2022年度に検討を行った。検討の結果、すべての入学者のうち希望者が特待生チャレンジに参加できることは変わらないが、1年次前期必修科目の学修成績上位者12名を上限に、1年次授業料の1/4を減免すると内容を変更した。このことにより、1年次に基礎をしっかりと身に付けてもらい、2年次のコース選択の幅を広げてもらう学修効果を期待している。また、「横浜美術大学特待生規程」により2～3年次生の前年の成績上位者5名を上限として特待生を選出し、1年間の授業料の全額から1/4を減免している（根拠資料7－11）。

奨学金制度は、「横浜美術大学奨学生規程」に基づき、在学生（1年次生を除く）のうち、学習意欲の高い者で、経済的理由により修学が困難であると認められる者（一般奨学生）や在学生で災害などの理由により学費の支弁が困難な者（災害奨学生）、家計が急変し修学の継続が困難な者（緊急奨学生）のうちから奨学生を選考し、年間授業料の全額又は1/2、若しくは1/4を免除している（根拠資料7－10）。奨学生の選考は、学生からの申請に基づき学生委員会で行い、教授会の議を経て学長が決定している。

私費留学生に対しては、「横浜美術大学私費外国人留学生授業料減免規程」の見直しを行い、在留資格が「留学」であること、収入証明書の提出などの条件を明確化した上で、従来の要件と併せてこれらを満たす者に対し、年間授業料の全額又は1/2、若しくは1/4を免除することとしている（根拠資料7-15）。

なお、2020年度より本学は「修学支援新制度」の対象機関となったため、同年4月に「横浜美術大学奨学生規程」を改正し、日本学生支援機構給付奨学金に採用された者は、横浜美術大学特別給付等奨学生として採用し、その区分に応じて学費の減免を行うこととした。従来の奨学生のみならず、横浜美術大学特別給付等奨学生を規定したことにより、意欲のある学生が経済的な理由で修学を断念する事象の減少が期待できる。これら諸制度については、学生手帳やウェブポータルに掲載し、全学生に周知を図っている（根拠資料7-16）。

また、授業料延納制度を運用しており、経済的事情等特別の事情により期日までに学費の納入が困難な者については、学費延納願により学長の許可を受けた場合は、延納を認めている（根拠資料7-12）。

さらに、日本学生支援機構奨学金や本学提携の金融機関など、学外の諸制度を利用する学生に対して、相談の受付や指導などの支援を行っている。本学以外の機関による奨学金や給付制度などは募集の案内があった際、ウェブポータルを通じて学生に通知し、応募できるよう取り図っている。

このほか、キャリア支援室でアルバイトの求人情報を提供するほか、「横浜美術大学学内ワークスタディ事業実施要項」により、学内行事等においても学生アルバイトとして採用する機会を増やし、学生の経済的支援につなげている。

○ 学生の相談に応じる体制の整備

前述したとおり、学生相談体制のチャートを作成し、教職員、保健師及びカウンセラーによる全学的な相談体制を整備している（根拠資料5-20）。

具体的には、学業や制作に関する相談について、コースを所掌する研究室毎に教員や助手、副手が日常的な相談を受け付けている。一方、心身に関する内容の相談については、保健師とカウンセラーが連携して対応している。保健室に隣接するカウンセリング室を設置し、スクールカウンセラー1名（臨床心理士）が相談に応じている。原則として予約制であるが、予約者がいなければ随時利用できることとしている。このほか、学生相談箱や手紙、メール、電話等による相談を随時受け付けている。

○ ハラスメント防止のための体制の整備

本学では「横浜美術大学ハラスメント委員会規程」を定め、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントの定義を明確にしている（根拠資料7-17）。ハラスメント委員会は、ハラスメント及びハラスメント防止に関する情報の収集、教育研修及び啓蒙活動に関する事項、学内外機関との連携及び協力等のための連絡調整に関する事項、個別の事案であるハラスメントの防止及び排除のための活動を行っている。ハラスメントに関する問題に適切に対処するため、男女それぞれ複数のハラスメント相談員を置き、学内に周知している（根拠資料7-18）。また、ハラスメント委員会主催で、ハラスメント防止に関する研修会を開催している（根拠資料7-19）。なお、2015年度よりハ

ラストメント相談の専用メール窓口を設置し、周知を図っている（根拠資料 7-18）。

○ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

毎年 4 月に学生の定期健康診断を行い、健康診断結果、健康調査書（学生本人が記入）及び学生生活に関する申告・支援申請書（合理的配慮申請書）に基づき、学校医の指導のもと、保健室において健康管理を行っている（根拠資料 7-20）。

設備としては、自動体外式除細動器（AED）は 2 基設置するほか、緊急時対応マニュアル（学生手帳：「いざという時に備えて」や授業に関する手引き：「授業時の事故発生時の対応」など）を作成し、緊急時の対応方法を定め安全管理に配慮している（根拠資料 7-21）。また、学生がインターネット等を安全かつ有効に利用することができるよう、ソーシャルメディア利用ガイドラインを制定し、ウェブサイト等で公表・周知を図っている（根拠資料 7-22 【ウェブ】）。

さらに、学生生活への生活支援、健康支援の観点から、学生生活部会において例年、春に運動会、12 月には学生応援 Day として、お雑煮会を開催し、卒業制作の繁忙期である 1 月には、カフェテリアにおいて「100 円朝食」を実施していたが、2020 年、2021 年については、COVID-19 の影響により実施を見送った。代替りの学生支援を検討した結果、運動会の代替案として、マスクデザイン公募を企画し実施した。全学年よりデザインを公募、投票してもらい、受賞者を決定、最優秀者のデザインは、副賞として、不織布マスクに印刷後全学生に配布し、マスク使用の推進の一助とした。2022 年度は COVID-19 の影響がおちついてきたため、コロナ禍で下火になってしまったクラブ活動を盛り上げようと、部活祭という形でイベントを開催した。

お雑煮会、100 円朝食の代替案としては、クリスマスイベントとして全学生へのお菓子の配布、プレゼント抽選会を開催した。また、古着などの無料配布会を開催し、困窮している学生の支援をおこなった。2022 年度も引き続き、クリスマスイベントとして全学生へのお菓子の配布、プレゼント抽選会、古着などの無料配布会を開催した。社会情勢が落ち着いてきた 2023 年度からは、お雑煮会を復活させることができ、2024 年度においても盛況のうちに終わることができた。

○ 学生の進路に関する適切な支援の実施・学生のキャリア支援を行うための体制

キャリア支援については、「企業就職」だけでなく、美術大学の健全な進路としての「創作活動」や「進学」含めて、キャリア支援委員会を設置して支援している。月に 1 回程度委員会を開催し、学生のキャリア形成及び就職に係る企画立案及び実施を担うなど各種対策を講じている（根拠資料 7-6）。なお、キャリア支援を行う事務体制としては、キャリア支援室を設置し、常時 2 名で相談等に対応している。

具体的なキャリア支援方法については、進路情報の提供方法を効率化している（特設キャリアサイト開設・オンラインヴァーチャル支援室開設など）。学年毎にキャリアガイダンスを実施するとともに 3 年次全員にキャリアコンサルタントによる進路面談も実施している（根拠資料 7-23）。さらに、各コースにおいても教員との面談も実施し、常時各コースとキャリア支援室が学生の進路希望や活動状況などの情報を共有し、通年通して総合的な進路支援を行っている。

教育課程においては、社会で自立し活躍するための教養科目「キャリアデザインⅠ～Ⅳ」（選択必修）を設置し、1～3年次まで体系的に学修するとともに、インターンシップ等を通じての実践を評価する科目を設けている（根拠資料7-24【ウェブ】）。

○ 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

2016年度から、新入生を在学生在が歓迎する「新入生歓迎 Day（迎祭）」を毎年開催しているが、2020年度に関しては COVID-19 の影響により開催を中止、2021年度は、入学式で、動画でのクラブ勧誘をおこない、別日に感染対策を行った上で、対面でのクラブ勧誘会を開催した。2022年度は上記の通り、部活祭という形でクラブの人員を募集するイベントを開催した。2023年度は、対面型での新入生歓迎 Day を復活させた。

また、芸術祭においては、作品発表の方法として SNS を中心とした広報活動が活発となってきた。こうした状況を踏まえ、作品の公開方法や制作過程において学生一人ひとりが著作権への理解と意識を高める必要があることから、日本著作権教育研究会より講師を招き、全学生を対象とした著作権講習会を開催している。

本講習会は 2022 年度より毎年実施しており、2024 年度には在在学生に加え、教職員にも広く参加を呼びかけた。

部活動については、「横浜美術大学クラブ活動に関する規程」に則り、前年度の活動実績に基づき、活動費の補助を行うこととしている（根拠資料7-24）。2020年度は15団体が活動する予定であったが、COVID-19 の対応・対策の観点から対面での活動を禁止せざるを得なかったため、支給についても取りやめている。2021年度は社会情勢に鑑みながら、一律での活動費補助を行った。2022年度には課外活動規程を整備し、2023年は、COVID-19 以前の活動へと戻りつつある。また、壁を塗りなおしたり、棚を設置したりし、部室の利用がしやすいように整備した。

制作活動の支援としては、在 student や卒業生が展覧会等に出展する場合、ウェブサイトや SNS において情報の掲載を行うこととしている。また、在 student 及び卒業から3年以内の卒業生を対象に、学外での作品の出品や研究成果・論文等の発表にかかる経費の一部を支援する「出品・発表支援制度」を設けている（根拠資料7-25）。2021年度は、この制度を拡充しつつ、利用促進の観点から周知を従来よりも広く行うことができた。また、2023年度には、海外での出品発表でも適応できるように規程を整備した。この他、学外での活動の功績を表彰する「学長表彰制度」を設けており、2020年度は優秀賞1名、奨励賞3名を選定している（根拠資料7-26）。

○ その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生生活アンケートを実施し、学生の実態と要望の把握に努めている。2020年度は COVID-19 の影響により制約のある中で実施せざるを得ず、回答数も前年を下回った。2021年度には対面授業が再開した中で実施することができたため、回答数もやや回復している。2021年度は IR 室による分析のもと、COVID-19 の影響年度の前後において、学生生活の実態や学生からの要望等における変化の有無について報告書を作成している（根拠資料7-27）。この報告書に基づき、学生の要望に対応した学生支援が行われるよう、その内容について学生委員会に諮ったうえで、教授会等で報告するなど、改善・向上に向けた取組を行うよう働き

かけている。施設等については、2021 年度のアンケート結果等をもとに、2022 年度に Wifi の安定的な接続のために基地局を増やすなどの対策を行った。また、アンケートにカフェテリア営業時間外にパンなどの軽食が食べたいとの要望があり、パンとお菓子の自動販売機を設置した。2023 年度のアンケートには、就職試験などにおいてオンライン面接、説明会等で使用できる教室の貸し出し希望があり、貸し出せる教室を整備した。また、部室や体育館が暑いということから、部室にはエアコンを設置し、体育館には冷風機を増設した。

○ 学生支援における COVID-19 への対応・対策

修学支援においては、前述のとおり、配慮依頼のあった学生について依頼内容をクラウドサービスにおいてファイルの共有を行うことにより、情報共有を図るほか、聴覚障害者には遠隔授業において、発言音声を文字で起こし、画面上に表示するなどの支援を行っている。

なお、学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮の項でも述べたが、COVID-19 により、中止になってしまったイベントや行事について、代替イベントなどに振替つつ、感染対策を行いながら安全な形で実施できるようにし、学生生活の面での意欲を失わないように支援した。

また、進路支援においては、キャリア支援室での個別相談を、学生の希望に応じてオンライン若しくは対面のどちらでも対応できる体制を整えている。ともに事前予約制とし、対面の際は所謂 3 密対策を徹底して実施している。

点検・評価項目③

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、前述したとおり、建学の精神、大学の目的及び学部学科の教育研究目的、3 つの方針の実現に向けて、学生の修学や生活、進路、正課内外における活動に係る諸活動の支援に係る方針を「学生支援に関する基本方針」として定め、これを実現するために学生生活委員会が中心となって PDCA を推進している。

主なアセスメントとして、学生生活アンケートを毎年同時期に実施し、学生生活の実態や学生からの要望等の把握に努めている。2017 年度には要望の多かったトイレを改修し、2018 年度には教室や学生が使用できるスペースが不足しているとの意見を受けて、N 棟を改修し、1 階に総合工房、2 階に多目的スペースを整備している。また、2019 年度は食堂の老朽化について言及した意見が多かったことから、カフェテリアとして改修することとなった。自動ドアを導入するなど一部バリアフリー化を施し、2020 年 4 月に快適な学生生活に資する施設として竣工することができている。2021 年度は、学生の心身の健康を優先し、COVID-19 により、中止になってしまったイベントや行事について、代替イベントなどに振替つつ、感染対策を行いながら安全な形で実施できるように計画実施し、学生生活での意欲を失わないように尽力した。2022 年度は対面での授業が復活してきたことから、カフェテリア

営業時間外の軽食の希望が上がり、カフェテリア入口付近にパンとお菓子の自動販売機を設置した。2023 年度は就職活動などでオンラインでの説明会や面接の増加により、これらの際に使用できる教室の希望があったため、教室を確保し、予約制で使えるようにした。また、部室へエアコンを設置し、作業がしやすいように整えた。今後も社会情勢を確認しながら、アンケート等の要望に取り組んでいく予定である。

2020 年度からは、制定した方針及び手続により、本章に係る項目について、学生生活委員会が行った点検・評価した結果を、自己点検・評価委員会が取りまとめを行い、将来計画・経営戦略委員会によって精査することとしている。改善を要する事項があった場合には、改善計画を立案し、将来計画・経営戦略委員会による監理のもと改善活動を行うこととしている。なお、2020 年度に実施した 2019 年度自己点検・評価では、聴覚障害者のための情報保障学生の確保や身体障害者への設備・環境面での対応について課題が浮き彫りとなった（根拠資料 2－7）。これを受け、情報保障者の確保のほか、学生支援を強化する目的でチューデント・アシスタント制度を制定する改善計画を立案し、IR 室の支援により、同制度を制定することができた（根拠資料 7－28）。また、身体障害者への設備対応については、エレベーターの設置を改善計画としており、現在は設置準備として調査を行っている。また、キャリア支援においても、2019 年度に就職内定率が 2 年連続で悪化していることから、低学年や個別でのキャリア支援拡充等を計画し、現在改善活動に取り組んでいるところである（根拠資料 2－7）。

さらに、2021 年度に実施した学生生活アンケートは、点検・評価項目③で述べたとおり、IR 室が COVID-19 の影響前後による学生生活の実態や要望の変化を比較した報告書を作成している（根拠資料 7－28）。この報告書に基づき、学生の要望に対応した学生支援が行われるよう、その内容について学生委員会に諮ったうえで、教授会等で報告するなど、改善・向上に向けた取組を行うよう働きかけている。

（２）「長所・特色」

本学の学生支援は、教育課程や学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置が連動している。例えば、きめ細やかな教育指導を可能としている少人数制やクラス担任制を採用し、教育現場と事務局、スクールカウンセラーを含む保健室が相互に連携することで、成績不振や心身の不調といった退学等につながる懸念のある学生の早期発見につながっている。

さらに、点検・評価項目③で述べたとおり、学生生活アンケートを実施し、学生の要望に真摯に対応するなど、学修者本位の大学運営となるよう努めている。

（３）「問題点」

2021 年度改善計画に定めた、聴覚障害者のための情報保障学生の確保や身体障害者への設備・環境面での対応について着実に進捗を図る必要がある。また、対面授業が復活してきたことにより、学生ホールなど授業時間以外の学生の居場所について、整備の必要が生じてきている。

（４）「全体のまとめ」

本学には、幅のある美術経験や障害も含めた様々な個性、家庭の経済的な状況など多様な背景を有する学生が入学し修学している。この多様な学生が総合的な学力と美術の専門的な技能を高め、就職や創作活動などキャリア形成が行えるよう、学修や学生生活の環境を着実に整備している。また、学生支援の改善や向上を目指し、学生生活アンケートをアセスメントとして、適切に活用し、学生の要望に真摯に対応することができている。

以上のことから、引き続き改善すべき課題はあるものの、教育課程や学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置との連携も含め、学生生活を支援するための体制を整備しており、その目的を明確にした様々な施策により、充実した学生生活を送ることのできる環境を整備していると判断できる。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状の説明

点検・評価項目①

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、学部の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学の教育研究等環境に関する基本的な考え（資料8-1）は、次のとおりである。

第1条 教育研究を円滑に実施するために必要な施設・設備を整備する。

第2条 実技科目に必要な施設・設備を整備する。

第3条 図書館や自習室等教育研究に必要な図書や資料を整備し、快適な学修環境を確保する。

第4条 学生に必要なアメニティを確保し、快適に過ごせる教育環境とする。

第5条 改修を計画している建物を整備する際、新たに全体計画を考慮し円滑かつ効果的な教育研究環境を確保する。

この基本的な考え方における第1条から第4条は、第1章点検・評価項目①で述べた大学の目的と学部学科の教育研究目的を礎としている。すなわち、美術・デザインに関する専門教育を教授し、学生自らが教養や知識を深めるための施設や設備を整備するとともに、社会の健全な発展のためには心身ともに健やかである必要があることから、学生生活を快適に過ごせる教育環境を整備することとしている。一方、第5条については、小規模大学で財源が限定的であることを踏まえ、全体計画を適切に見直しながら円滑かつ効果的に教育研究環境を整備するという意図によるものである。

なお、この考え方は教職員が閲覧可能なクラウドサービスを利用し、学内で共有を図っている。

点検・評価項目②

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点

○施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は青葉区鴨志田町にキャンパスを配置している。校地面積 39,680 m²（うち運動場用地 8,018 m²）、校舎面積 16,467 m²を有しており、大学設置基準上の必要面積を満たしている（大学基礎データ表1）。また、教育研究等活動に必要な施設として、研究室、講義室、

実習室、情報処理学習施設、カフェテリア（学生食堂）、保健室、体育館、図書館のほか、キャリア支援室や学生相談室、学生ホールといった厚生補導施設を設置している（根拠資料 8－2【ウェブ】）。なお、実習室にはアトリエや金属工房、木材工房、染工房、織工房、版画工房、撮影スタジオを備えるほか、校地各所に卒業作品を展示するなど美術大学特有の施設や環境を整備している。

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器については、学生が制作するデジタルコンテンツが大容量化していることから、コンピューターを使って快適な環境で制作ができるようクライアント機器と学内ネットワークを含めた全学的な高速インフラ環境を整備している。2017 年度には、これらの機器が導入から一定期間が経過しているため、「情報システム検討ワーキング」を設置し、リプレースの検討を行った結果、新しい端末に入れ替えることとした。コンピューター端末については 2018 年度以降も学生数増加に対応すべく端末の追加導入を行い、2020 年度には合計 334 台を設置している。また、2020 年度より全学的に無線 LAN の整備を行い、講義室を中心に 46 台のアクセスポイントを設置することで、学生の所有するノートパソコンやスマートフォン等の端末を活用した学修環境を整備した。2021 年度にはさらに 62 台を追加導入し、その拡充を図った。なお、2023 年度の入学生・在学生から課題や作品の制作、情報リテラシーや情報処理技術能力の向上を図るために、ノートパソコンの購入もしくは既所有のパソコンを利用してもらう PC 必携制度の導入を実施している。2024 年度には、全学的な授業で必要とするソフトウェアライセンスの更新や、図書館におけるシステム体制の再構築および 5 年に 1 度の PC 更新を行い、最新の教育研究環境を維持している。

施設、設備等の維持及び管理については、可能な限り既存施設を改修することにより円滑かつ効果的な教育研究環境の確保に努めている。例えば、老朽化し倉庫として活用していた N 棟を実習室学生が自由に使用できる多目的室に改修したほか、利用人数が伸び悩んでいたコンビニエンスストアを廃止し、プロダクトデザインコースが利用する実習室に転用した。また、2019 年度から 2020 年度にかけ、学生数の増加に伴い手狭になりつつあったカフェテリア（学生食堂）のリニューアルを実施し、屋外テラスも合わせて 350 席に増席した。なお、カフェテリアのある 1 号館の 2 階には学生ホールがあり、休息や軽作業も行えるよう約 100 席の椅子とテーブルを備えている。このほか、美術大学に必要な画材店を福利厚生棟に設置するなど、点検・評価項目①で述べた教育研究等環境に関する基本的な考えに則った整備を行っている。

構内の安全確保については、防犯カメラを 26 台設置するとともに、24 時間常駐の警備員 1 名及び日勤の警備員 1 名の原則 2 名体制で警備を行っている。また、「横浜美術大学安全衛生委員会規程」に則り、安全衛生委員会が安全衛生の確保のための対策を策定・実施している（根拠資料 8－3）。

バリアフリーへの対応として、体育館の出入り口にスロープを設置するほか、多目的トイレを 4 ヶ所、エレベーターを本館及び 7 号館に 1 基ずつ設置している。また、前述したカフェテリアの改修工事の際、室内に通じる扉を全面自動ドア化したところである。

教育課程の再編成や学生数が増加に伴って校舎や設備の増設を進めた結果、構内の案内誘導に乏しく利用者の利便性に欠けるといった問題が生じた。これを受け、2018 年度よりキャンパスサイン計画を始動させ、案内サイン（構内マップ）、誘導サイン、施設記名サイン、

各階表示サインをそれぞれ設置するなど対策を行った（根拠資料 8-4）。2023 年度には、本学の中長期計画の一環として、南門の正門化工事を始めとする新棟建設計画を含めたキャンパスマスタープランWGを設置し施設設備の在り方について検討した。本学への通学の主要手段である東急バスが2連節バス運用に移行したことから、東急バスと協議により、これまで「すみよし台」というバス停名称であったバス停名を「横浜美術大学(すみよし台)」に変更し、2024 年度に旧南門を正門とする工事を完了した。

大学の情報セキュリティに関する基本方針として、「横浜美術大学情報セキュリティポリシー」を定めている（根拠資料 8-5）。また、この基本方針に基づいて情報セキュリティ委員会を置き、このポリシーの改定や情報セキュリティに関する事項について企画・立案を行うこととしている（根拠資料 8-6）。さらに、「横浜美術大学情報ネットワークシステム維持・管理規程（根拠資料 8-7）」「横浜美術大学ソーシャルメディア利用ガイドライン（根拠資料 7-22）」を整備しており、本学教職員や学生が遵守すべき義務、基準等を明示している。なお、新入学生に対してはガイダンスを実施し、情報処理学習施設の利用方法やソーシャルメディアを利用した情報発信についての留意点等について説明を行っている。

学生の自主的な学習環境や教員の教育研究環境の整備対応・対策としては、前述したとおり、2020 年度に Wi-Fi のアクセスポイントを 46 台設置、2021 年度に 62 台追加設置することで、遠隔授業や分散授業を円滑に行えるよう対応している。また、ICT による学習環境と遠隔及び分散授業への対応を促進するという観点から、学生個人がコンピューターを購入する際、一部補助を行う制度を整え、学生に通知している（根拠資料 8-8）。

基本的な考え方にに基づき、施設・設備の改修等を実施しているものの、学生数の増加や教育課程の編成に伴い、若干手狭になっているのが現状であり、点検・評価項目⑥で後述するとおり、改善に向けて計画を履行中である。

点検・評価項目③

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点

○図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館は、横浜美術大学図書館規程第 1 条に規定するとおり、本学における教育、研究及び学習上必要とする資料を収集、管理し、教職員及び学生の利用に供することを目的としている（根拠資料 8-9）。また、図書館長を委員長とする図書委員会を設置し、予算及び決算に関する事項、図書館資料の選定に関する事項等を協議・立案するなど、図書館を円滑に推進する体制としている（根拠資料 8-10）。

図書館は図書約 58,000 点（うち外国書約 10,000 点）を所蔵している（表 8-1）。学術

誌は国内外合わせて 104 タイトルを紙媒体で受け入れているほか、契約電子ジャーナルによって、芸術・人文の 241 タイトルが閲覧可能である。電子ジャーナルの契約には、芸術・建築・デザイン等の画像オンラインデータベースも含まれている。その他、百科事典のオンラインデータベース、新聞記事オンラインデータベースとそれぞれ契約しており、図書館外でも学内の端末からアクセスが可能である。

また-COVID-19 感染拡大下の 2021 年 4 月から、在宅で利用可能な知的リソースとして電子図書館 LibrariE（ライブラリエ）を導入したが、2023 年 4 月に図書館の利用制限が解除されて以降、利用件数が著しく低下したため、終了を決定した。2025 年 3 月 31 日まで 76 件の電子書籍を利用できる状態を維持し、4 月 1 日をもって閉鎖とした。

（表 8－1）所蔵資料の内訳

図書の冊数			定期刊行物の種類		視聴覚資料 の所蔵数 (点数)	電子ジャー ナルの種類 (種類)	オンライン データベース (契約数)
58, 069			163				
内国書	外国書	電子書籍	内国書 (うち学術 誌)	外国書 (うち学術 誌)			
47, 988	10, 005	76	129 (75)	34(29)	1, 838	241	3

美術学部美術・デザイン学科の単科大学であるため、図書、雑誌、視聴覚資料いずれも美術・デザイン分野が中心である。図書の分野別内訳では「芸術」が半数を超えており、教員・学生の専門分野に照らして適切な構成である（表 8－2、8－3）。美術・デザインの専門書に加えて関連分野の学術書と大学レベルの教養書を中心に収集しており、学生からの購入希望資料は、図書委員会が適切性を判断したうえで収書に至っている。

（表 8－2）過去 3 年間の図書受入状況

年間受け入れ図書冊数（うち外国書）※電子書籍を除く		
2022 年度	2023 年度	2024 年度
761 (161)	731 (162)	830 (254)

（表 8－3）図書の分野別内訳 ※電子書籍を含む

区分	2024 年 3 月末時点	増減			2025 年 3 月末時点
		受入	除却	分類変更	
総記	1,745	35	4	0	1,776
哲学	3,109	24	1	0	3,132
歴史	3,305	16	0	0	3,321
社会科学	5,468	52	18	0	5,502
自然科学	2,392	11	0	0	2,403
技術	2,888	42	3	-1	2,926
産業	1,523	14	0	0	1,537
芸術	31,341	609	17	1	31,934

言語	1,104	8	6	0	1,106
文学	4,337	19	0	0	4,356
合計	57,212	830	49	0	57,993

蔵書データベースはOPACで公開しており、館内の検索端末は6台設置している。学外からでも資料検索が可能であり、国立情報学研究所、美術図書館連絡会の提供するシステムや、国立国会図書館、神奈川県立図書館、横浜市立図書館の検索システムへは、ウェブサイトの図書館情報ページにリンクを張り、資料検索の利便性を高めている。

学外の組織として、日本図書館協会、神奈川県図書館協会、私立大学図書館協会に加盟している。例えば、神奈川県図書館協会に加盟することで、学生や教職員が神奈川県内大学図書館共通閲覧証の提示により同協会に加盟している大学の図書館を利用できるようにしている。これにより、大学相互の資料活用の利便性が増し、単科大学の収書の限界を補ううえで有効であるとともに、本学の美術専門書・貴重書を広く利用提供することにつながっている。また、非加盟の学外者に対しては、紹介状により閲覧希望を受け入れている。

図書館利用環境として、図書館総面積715㎡（うち視聴覚ブースと情報端末スペースを含む閲覧室は670㎡）で、閲覧座席数138席を設けているが、これは収容定員の18%に相当する。閲覧室では学内無線LANへの接続が可能であるほか、視聴覚資料閲覧のため、ビデオ・DVD再生機4台、Blu-ray Disc再生機1台、DVDリージョンフリー再生機1台を設置し、再生用コンピューターを設置した席を含め閲覧ブースを8席設置している。なお、通常開館時間は平日の9時10分から18時30分までとし、臨時の開館や休館、時間短縮等の情報は図書館ウェブページと掲示により周知を図っている（根拠資料8-11【ウェブ】）。

なお、2024年度の貸出冊数は2,852点、入館者数は18,462名である。

図書館スタッフは専任職員1名、非常勤職員2名である。専任職員、非常勤職員ともに全員が司書資格を有しており、貸出や案内など図書館業務の遂行のみならず、企画運営・資料の選択といった図書委員会の所掌事項を、専門職の観点から支援できる体制としている。学生に対しては、4月に提供する図書館ガイダンスの中で、レポートのための資料探しに困った時には司書に相談するよう案内している。カウンター内の誰に聞いても、適切なアドバイスを受けることができるのは、強みである。

点検・評価項目④

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点

○研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチングアシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

研究に対する基本的な考え方は、学則第1条に掲げるとおり「教育基本法及び建学の精神にのっとり、広く知識を授け、美術及びデザインに関する学術を教授研究し（中略）社会の健全な発展と地域文化の振興に寄与する」（根拠資料1-1）としている。

教育研究活動の支援環境として教務補助及び学生指導補助を行うため、「横浜美術大学教育研究組織に関する規程」第7条に教育支援部を置くことを規定している（根拠資料3-2）。この教育支援部には、全ての助手（専任教員）及び副手（非常勤職員）が配属されており、研究室の枠を超え、大学全体の教育研究支援を行うこととしている。また、デジタル教育を担当する助手1名がパソコン操作方法に関して学生を指導しており、共同研究室において教員が大型出力機を基軸としたワークステーションを使用する際も支援している。

専任教員には研究室を提供し、規程に則り個人研究費を支給している（根拠資料8-12）。また、複数の教員による共同研究については規程を整備するとともに、共同研究費を確保しており、研究計画調書の審査会による審査を経て、学長が採択を決定している（根拠資料8-13）。なお、研究時間確保のために担当授業科目の状況に応じ研究日を週1日以上確保している。

教育研究の成果の公表の機会として、教育研究の質の向上を図るべく、「横浜美術大学教育・研究紀要」を発行することとしており、この研究紀要は専任教員だけでなく非常勤講師の研究発表の場ともなっている。2013年度には「学長表彰制度」、2021年度には「助手・副手発表支援制度」を制定、2023年度にはより利用しやすくかつ明確化のため「助手・副手発表支援制度」を改定するなど、教員や助手、学生等の学外で行う発表活動等を奨励している（根拠資料7-26、8-14）。

点検・評価項目⑤

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点

○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理を遵守し、不正防止対策を徹底するため、「横浜美術大学公的研究費の取扱い及び研究活動における不正行為等の防止規程（以下、「不正行為防止規程」という。）」及び「横浜美術大学における公的研究等に関する行動規範」といった規程を整備している（根拠資料8-15、8-16）。「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき、不正行為防止規程に不正行為の定義を追加するとともに、2021年2月に改正のあった「文部科学省研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（以下「実施基準」という。）」に基づき、基本方針や不正防止計画を明確にしている（根拠資料8-17、8-18）。また、監事の役割や内部監査に関する事項を明示したほか、この不正行為防止規程と並列して存在した「横浜美術大学における公的研究費の取扱い及び管理・監査の実施要綱（平成22年10月1日制定）」を廃止し

統一化を図るなど、法令や基本方針及び不正防止計画に則った改善活動を行っている。

研究倫理教育及びコンプライアンス教育については、2020 年度より日本学術振興会が提供している「研究倫理 e ラーニング」を全専任教員及び公的研究費取扱事務担当者を対象に受講を義務付けており、受講者には誓約書の提出を求めている（根拠資料 8－19）。また、全学部生に対し、研究倫理等に係る内容を含む授業（アカデミックリテラシー科目）を必修化し、意識醸成を行っている（根拠資料 8－19）。

これらの取り組みのほか、公正な研究活動の推進や公的研究費の管理体制に関して点検し、実施基準に基づく体制整備等自己評価チェックリスト及びガイドラインに基づく取り組み状況に係るチェックリストを文部科学省に提出するなど、適切に対応している。

点検・評価項目⑥

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性における点検・評価は、方針及び手続の策定以前は、各委員会からの点検・評価結果に基づき運営委員会が改善・向上の施策の検討を行っていた。具体的には、点検・評価項目②で述べた N 棟やカフェテリアの改修、さらには Wi-Fi の敷設は、学生生活アンケートによる要望に端を発している。学生生活アンケートを所掌する学生委員会からの点検・評価をもとに、運営委員会がこれらの改修や設置を検討し改善・向上を図ってきた。

2020 年度からは方針及び手続に則り、施設整備の点検・評価を総務課が行い、図書館は図書委員会が担当している。但し、施設設備については教育研究や施設等の将来計画に関する事項を所掌し、全学内部質保証推進組織でもある将来計画・経営戦略委員会が計画の策定や進捗状況の監理を担っている（根拠資料 2－1）。

点検・評価項目②で述べたとおり、学生数の増加や教育課程の編成に伴い、施設設備が若干手狭になっている。2019 年度自己点検・評価においても課題とされたため、これを解消すべく、新校舎建設を改善計画としている（根拠資料 2－7）。この改善計画に則り 2021 年度に担当部署である総務課が外部への委託も含め用地調査を行うなど、新校舎等の建設に向けて進捗を図っているところである。2023 年度には、本学の中長期計画の一環として、南門の正門化工事を始めとする新棟建設計画を含めたキャンパスマスタープランWGを設置し施設設備の在り方について検討した。具体的には、授業に支障が出ている問題個所、作業スペースの広さ、必要な学生共有施設などを洗い出し、WGで議論。検討し、優先順位をつけて対応していくこととした。

（2）「長所・特色」

特徴のある各種工房やスタジオを備え、美術・デザインの作品を学内の随所に展示している。これは、毎年優秀な卒業制作を購入若しくは借り受けて校地各所に一定の数を展示す

ることで、学生が優れた作品から発想や技法・材料の知識をいつでも得ることができる環境とするためである。また、8,018㎡を擁する総天然芝のグラウンドは、授業はもとより、学生の憩いの場になっており、快適な学生生活を送るうえで欠かせない設備として機能している。

図書館機能も特色のひとつである。蔵書の約半数が芸術、特に美術・デザイン分野である。カラー図版が豊富な作品集や凝った装丁の書籍など、高価で個人での購入が難しく、他大学や公立図書館でも珍しい資料を多数所蔵している。首都圏で開催された美術展の図録もほぼ網羅的に収集しており、美術・デザインの専門的学修資料が充実していると判断できる。また、画像オンラインデータベースArtstor（2024年8月に雑誌・論文データベースJSTORに統合）は、世界中の主要な美術館やアーカイブが提供する総数200万点を超えるデジタル画像や細部の観察に堪える高解像度の画像が保存されていて、視覚イメージの研究に極めて重要な役割を果たしている。

（３）「問題点」

点検・評価項目⑥で述べたとおり、教育研究を円滑に実施するために必要となる施設・設備を整備するべく、着実な改善計画の履行を目指し、新校舎等の建設に向けて進捗を図る必要がある。

（４）「全体のまとめ」

本学における教育研究等環境においては、大学の目的や学部学科の教育研究目的に則った基本的な考え方のもと、学生の要望や点検・評価結果に基づき、着実に整備を進めている。

以上のことから、美術・デザインの専門教育を施し、学生が快適に学生生活を送るに足る施設設備を有しており、建学の精神に則り教育研究活動を行うことのできる環境を整備していると判断できる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状の説明

点検・評価項目①

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、学部の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、学則第1条に則り、教育研究の成果をもって社会の健全な発展と地域文化の振興に寄与することを目的（根拠資料1-1）とし、キャンパスのある横浜市をはじめ、基礎自治体や産業界と広く連携及び協力を推進している。また、文化の向上に資するため、学則第56条に公開講座を定め、生涯学習公開プログラムを研究開発し、公開講座等を開講することで地域の児童や生徒、社会人に対して学習機会の場を提供している。この地域連携事業の推進と生涯学習公開講座の実施については、地域連携センターが行うこととし、「横浜美術大学地域連携センター規程」で所掌事項を定めている（根拠資料9-1）。また、大学の所蔵作品を保管し、学内外の展示計画を立案・実施するため、大学ギャラリー委員会を設置している。事業内容や基礎自治体や産業界の要望に応じ、地域連携センターと大学ギャラリー委員会と協働して連携事業を行うことで、学生や教職員の作品を展示することを可能とし、課題解決に最適な方法を選択できるよう努めている。2023年度には大学全体における社会連携活動に関する定義、方針等を明確化するため、「横浜美術大学社会連携活動ポリシー」を制定し、また、「横浜美術大学地域連携センター規程」を改定した。

また、社会連携・社会貢献に関する方針及び目的については、地方自治体や高等学校及び企業等との個別の協定等によりそれぞれ具体的に明示している。例えば、横浜市青葉区と「横浜美術大学と横浜市青葉区との連携・協力に関する基本協定書」を締結し、「人材の育成、学術研究の向上ならびに活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与する」としている（根拠資料9-2）。また、群馬県にある道の駅「たくみの里」を運営する株式会社たくみの里との連携においては、「横浜美術大学と株式会社たくみの里との包括連携に係る協定書」において「道の駅「たくみの里」の活性化及び問題解決、並びに学生の育成を目的」と掲げている（根拠資料9-3）。2021年には株式会社三越伊勢丹、株式会社東急、公益財団法人横浜市緑の協会（金沢動物園）などと協定を締結し、方針や目的をそれぞれ設定したうえで連携事業を行っている（根拠資料9-4、9-5、9-6）。

地域連携事業は、美術・デザインに関する技術や知識を培った学生が在学中に学修成果を社会で生かせる重要な教育の場として捉えている。2020年度はCOVID-19の影響がありながら12件実施、2021年度は32件、2022年度は38件、2023年度は29件の案件に取り組んだ。日頃の教育研究成果を社会に還元するとともに、学生に学修成果を実感させる機会を提供することができた。なお、この地域連携事業の成果は、ウェブサイトに掲載している（根拠資料9-7【ウェブ】）。

点検・評価項目②

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点

○学外組織との適切な連携体制

○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

○地域交流、国際交流事業への参加

地域連携センターが学外組織との連携窓口となり、連携する事業内容に応じて、大学ギャラリー委員会との協働や担当する教員を選定している。例えば、前述した株式会社三越伊勢丹との連携事業においては、同社の課題解決にあたり作品展示が最適な手法であったことから、大学ギャラリー委員会と連携して2020年度卒業制作のパネル展示を行うなど、学内外と適切な連携体制を構築している。

地域連携事業としては、横浜市が主催する大学・都市パートナーシップ協議会に参画するとともに地方公共団体や学校、企業から地域連携・産学連携事業依頼書の提出を受け、前述のとおり地域連携センターが担当教員を選定し推進している。

2023年度は、牛乳石鹸共進社株式会社が主催する牛乳石鹸「赤箱 AWA-YA」企画展示において絵画、彫刻、クラフト、テキスタイルデザイン、映像メディアデザイン、イラストレーション各コースの有志学生が作品を制作・展示を行った。また、最寄りの青葉台駅に隣接する複合商業施設「青葉台東急スクエア」23周年アニバーサリーキャンペーンのキービジュアルのデザイン制作を学生が担当した。このデザインは、同スクエア公式ウェブサイトにて22周年記念のアイコンとして用いられているほか、館内各所に掲出されている。

横浜市青葉区と青葉区内にある6大学との協定事業においては教員が「青葉6大学連携講座」（根拠資料9-11【ウェブ】）を開講し協力するとともに、芸術文化の振興を目的に開催される「あおば美術公募展」では、本学教員が実行委員長、審査員として深く関わっている。2013年から継続して実施している青葉警察署前の交通安全看板のデザインや交通安全ポスターのデザイン審査などの取り組みにより、公益財団法人神奈川県交通安全協会から「交通安全優良団体」として表彰されるなど、本学の取り組みは、地域社会に着実に評価されている（根拠資料9-12【ウェブ】）。2023年度は、本学学生が青葉区制30周年を迎えるにあたり、区から依頼を受けて学内公募を行ったうえで30周年記念ロゴマークデザインを作成した。今後、30周年祝いのイベントや区の広報等で活用されていくものであり、地域貢献に寄与している。

青葉区及び近隣にある団体や企業以外にも、本学の教育研究成果を社会に還元する試みがなされている。例えば、点検・評価項目①で述べた、群馬県にある道の駅「たくみの里」を運営する株式会社たくみの里との連携においては、「横浜美術大学と株式会社たくみの里との包括連携に係る協定書」を締結し、道の駅「たくみの里」のブランドデザインや製品開発に学生が携わることやまた、公益財団法人横浜市緑の会（金沢動物園）との間で協定書を締結し、夜の動物園に竹灯籠を設置することで、地域社会の課題解決に向けて協力するとともに、培った学修成果を発揮・確認する場としても機能している。

このほか、美術大学としての芸術文化振興を目的とした活動として、学外において本学主催の展覧会の開催及び外部団体主催の展覧会へ参加している。

(表 9-1 地域連携事業一覧表)

年度	番号	案件名	連携先
2022	1	三井アウトレットパーク横浜ベイサイド New Marina Life デザイン制作	(株)エクスプレス
	2	三越伊勢丹横浜店「FOOD&ART」作品展示	(株)三越伊勢丹
	3	SPRAS 青葉台「スマホ de 春のフォトウォーク」イベント開催	(株)はじまり商店街
	4	うちわのデザイン制作	青葉ふるさと協議会(青葉区地域振興課)
	5	SPRAS 青葉台「子どもたちあつまれ! 手作りおもちゃ」ワークショップ開催	(株)はじまり商店街
	6	羊毛を使ったフェルトワークショップ	雪印こどもの国牧場
	7	「青葉台東急スクエア」22 周年アニバーサリーポスターデザイン制作	株式会社東急モールズデベロップメント
	8	テキスタイル素材「ソアロン」を使ったクリエイションによる研究実験発表会	三菱ケミカル株式会社
	9	絵本の巡回「くるくる絵本サーカス」実施	青葉区こども家庭支援課
	10	CD ジャケット制作	KOSSACK OMF
	11	第 6 回あおば美術公募展 協賛、審査	あおば美術公募展実行委員会(青葉区役所地域振興課文化・コミュニティ)
	12	青葉区役所区長室等の作品展示	青葉区総務課
	13	チェコセンター東京「街角詩人ロボット」イベント開催	チェコセンター東京
	14	SPRAS 青葉台 1 周年記念施設内作品展示	SPRAS 青葉台
	15	山内図書館での絵本作りワークショップ	青葉区保育支援課
	16	横浜ワールドポーターズ「アロハシャツデザイン」	(株)ライズ
	17	ナイト金沢 ZOO 竹灯籠制作	公益財団法人横浜市緑の会
	18	金沢動物園と横浜美術大学との連携授業 PD 表現Ⅲ ストリートファニチャデザイン	公益財団法人横浜市緑の協会
	19	「PomPon ポコスのフラワーポット」ワークショップ開催	青葉台東急スクエア
	20	東急百貨店たまプラーザ店 40 周年・たまプラーザテラス 12 周年アニバーサリー記念冊子	(株)東急モールズデベロップメント
	21	「手軽に楽しむキッチン染色」講座開講	横浜市鴨志田地域ケアプラザ
	22	「テキスタイルってなに?」ワークショップ	ユニコムプラザさがみはら

		プ	
	23	「YOKOHAMA バイクフォトコンテスト」受賞作品の選考	横浜市道路局
	24	青葉区火災予防ポスター審査	青葉消防署
	25	荏田西小学校 看板製作アドバイス	横浜市立 荏田西小学校
	26	ペットのグルーミング啓もう企画「抜け毛でモフッとアート」制作	スペクトラムジャパン株式会社
	27	「ゾートロープをつくろう」ワークショップ	ユニコムプラザさがみはら
	28	ミツウロコ ハマボール 10 周年記念イベント ボウリングピン展示	(株)ミツウロコスポーツ
	29	第 22 回未来に残そう青い海・海上保安庁 図画コンクールにおける作品審査、選考	第三管区海上保安本部
	30	トキワ松学園小学校 ワークショップ実施「百鬼夜行なりきり体験」	トキワ会小学校
	31	青葉 6 大学連携特別講座	横浜市青葉区区政推進課
	32	第 6 回交通安全・詐欺対策標語ポスターコンクール」作品審査	恩田連合自治会
	33	あおば de ツナガル・ツヅケル(仮)フライヤー制作	スパイスアップ編集部 あおば地域活動ホームすてっぷ
	34	川崎市子ども会連盟高津区子ども会連合会イベント書初め・絵画・ちぎり絵大会	一般社団法人川崎市子ども会連盟
	35	交通安全標語看板イラスト制作	青葉交通安全協会
	36	ソアロンを用いた伝統技法による染色ワークショップ	三菱ケミカル株式会社、マナブデザイン
	37	こどもの国牧場「ポニーの首飾り」制作	雪印こどもの国牧場
	38	三越伊勢丹大船店作品展示	(株)三越伊勢丹
2023	1	相模大野アートクラフト市 春の市	相模大野駅周辺商店会連合会 ユニコムプラザさがみはら
	2	三越伊勢丹横浜店「FOOD&ART」作品展示	(株)三越伊勢丹
	3	「PomPon ポコスのフラワーポット」ワークショップ開催	青葉台東急スクエア
	4	うちわの制作	青葉区民まつり運営委員会 青葉区地域振興課
	5	矢上小学校 50 周年記念 プロジェクションマッピング&ワークショップ(～12/2 まで)	横浜市立矢上小学校
	6	青葉区制 30 周年ロゴマーク案の制作	青葉区役所

7	オーサズカフェ 内田均先生 講演会	相模原市さがまちコンソーシアム
8	ワークショップ「フェルトでコースターを つくろう」	雪印こどもの国牧場
9	第6回あおば美術公募展 協賛、審査	あおば美術公募展実行委員会（青 葉区役所地域振興課文化・コミュニ ティ）
10	青葉区役所区長室等の作品展示	青葉区総務課
11	着物 de 文化フォト未来事業 団体ロゴマーク制作	着物 de 文化フォト未来事業
12	横浜エリアにおける新人クリエイター支 援プログラム事業における連携協力	PILE Route Design 合同会社
13	トキワ松連携ワークショップ 「ゆらゆら揺れるマーブルモビール」	トキワ松学園小学校
14	ナイト金沢 ZOO 竹灯籠制作	公益財団法人横浜市緑の会
15	青葉台東急スクエア 23 周年 アニバーサリー連携事業	青葉台東急スクエア
16	牛乳石鹸「赤箱 AWA-YA」学生作品展示	牛乳石鹸共進社株式会社
17	石工連組合実技講習	横浜石工連組合
18	「手軽に楽しむキッチン染色」講座開講	横浜市鴨志田地域ケアプラザ
19	まちづくりフェスタ ワークショップ	相模原市立市民・大学交流センタ ーユニコムプラザさがみはら
20	青葉火災予防ポスター審査	青葉消防署
21	絵本の巡回「くるくる絵本サーカス」実施	青葉区こども家庭支援課
22	FIND LOCAL FES メインビジュアル制作	株式会社東急モールズデベロッ PMENT
23	DIVERCITY ART FLOWERS OF KINDSーやさし さの花ー展示、ワークショップ、チャリティ ショップ	一般社団法人 LITTLE ARTISTS LEAGUE
24	相模大野アートクラフト市 秋の市	相模大野駅周辺商店会連合会 ユニコムプラザさがみはら
25	第28回若草台地区センターまつりワーク ショップ	横浜市若草台地区センター
26	ミツウロコ ハマボールイベント ボウリ ングピン展示	(株)ミツウロコスポーツ
27	第23回未来に残そう青い海・海上保安庁 図画コンクールにおける作品審査、表彰	第三管区海上保安本部
28	青葉6大学連携特別講座	横浜市青葉区区政推進課
29	「なしかちゃん」2027 年国際園芸博覧会	横浜市青葉区区政推進課

		PR 版 制作	
2024	1	相模大野アートクラフト市 春の市	相模大野駅周辺商店会連合会 ユニコムプラザさがみはら
	2	間伐材から横浜ブランドの木の布を創る	株式会社こもれ陽 ナイス株式会社
	3	うちわの制作	青葉区民まつり運営委員会 青葉区地域振興課
	4	江の島国際芸術祭 2024 産学連携企画 SPEED FLAT/ROW	多摩美術大学 SPEED FLAT/LOW
	5	横浜開港祭 2024「サーキュラーエコノミ ー」上映イベント	横浜青年会議所、サーキュラーエ コノミー委員会
	6	第6回あおば美術公募展 協賛、審査	あおば美術公募展実行委員会(青 葉区役所地域振興課文化・コミュニ ティ)
	7	「街角詩人口ロボットヘレンカ」講義・講習	トキワ松学園中学校高等学校
	8	文化祭で企画展示のクオリティ向上を目 指す取り組み	トキワ松学園中学校高等学校
	9	青葉台東急スクエア 24 周年アニバーサリ ーデザイン	青葉台東急スクエア
	10	ナイト金沢 ZOO 竹灯籠制作	公益財団法人横浜市緑の会
	11	生活困窮者自立支援ポスター制作	横浜市保健福祉局生活支援課
	12	フェルトでコースター・ミニバッグをつく ろうワークショップ	雪印こどもの国牧場
	13	美大生と共に描こう！5m越え巨大チョー クアート	青葉台東急スクエア
	14	城熱プロジェクト	横浜市立小机小学校
	15	めぐる布市ハギレ活用コンテスト審査、講 評	NPO 法人 森ノオト
	16	PomPon ポコスのフラワーポットワークシ ョップ	青葉台東急スクエア
	17	まちづくりフェスタ 「スタイロフォームで彫刻体験」ワークシ ョップ	相模原市立市民・大学交流センタ ー ユニコムプラザさがみはら
	18	青葉火災予防ポスター審査	青葉消防署
	19	オクトス市ヶ尾 竹灯籠展示	横浜市住宅供給公社
	20	青葉台リビングラボ リサイクル技術を知ろう	三菱ケミカル株式会社 青葉台リビングラボプラザ
	21	学生有志団体青葉台プロジェクト「ヨコに	桜台商店会加盟店舗

		あるサクラ」展	
22		植物染料染めワークショップ「キッチン染め 秋の講座」	鴨志田ケアプラザ
23		相模大野アートクラフト市 秋の市	相模大野駅周辺商店会連合会 ユニコムプラザさがみはら
24		木の糸プロジェクト「木と暮らしの博覧会」 出展	ナイス株式会社
25		JA 横浜 横浜産メロンサワー缶デザイン	横浜農業協同組合
26		第 23 回未来に残そう青い海・海上保安庁 図画コンクールにおける作品審査、表彰	第三管区海上保安本部
27		「簡単塗り絵で世界に一つだけのクリスマスカードをつくろう」ワークショップ	青葉台東急スクエア
28		青葉 6 大学 FES 「ジェスモナイトで手乗り彫刻をつくろう」	横浜市青葉区区政推進課
29		ミニ絵本をつくろうワークショップ	横浜人形の家
30		ごみのリサイクルに関するポスターアート作品制作	横浜市立美保小学校

本学の「社会の健全な発展と地域文化の振興に寄与する」という目的を達成するため、学則第 56 条において公開講座を規定している（根拠資料 1－1）。

2020 年度は、COVID-19 の影響により、当初予定していた生涯学習公開講座やその他の小中校生対象の公開講座などの中止を余儀なくされた。その後、オンラインでの実施を模索し、教職員の創意工夫により、2021 年 1 月に客員教授によるオンライン講座を開講したほか、2021 年度には生涯学習公開全 10 講座をオンラインで開講している（根拠資料 9－13【ウェブ】）。2023 年度は、COVID-19 の影響前の状態に戻し、オンライン受講は取り止め、生涯学習公開全 17 講座を開講した。

また、本学の履修証明プログラム「PAS（プラクティカル・アート・スペシャリスト）」は、一部例外を除いて生涯学習公開講座を必修科目とし、所定の正課授業を一部履修することで認定しており（根拠資料 9－14【ウェブ】）、2022 年度は 1 名に修了証を授与している。

さらに、かながわ大学生涯学習推進協議会に加入しており、大学相互及び大学と県が連携・協力を図りながら、大学での生涯学習の取り組みを総合的に推進するとともに、「生涯学習フェア」などのイベントに参画している。

国際交流としては、韓国嶺南大学校デザイン美術大学と「横浜美術大学と嶺南大学校デザイン美術大学との間における学術国際交流に関する協定書」を締結し、教員交流展を 2014 年 6 月に実施した（根拠資料 9－15）。また、2016 年度には台湾の正修科技大学や、イタリアフィレンツェで最も権威のある修復保存教育研究機関であるパラッツォ・スピネッリ芸術修復学院とそれぞれ協定書を締結している（根拠資料 9－16、根拠資料 9－17）。さらに、2019 年度にはイタリアのスクオーラ・デル・リプロウルビーノ美術専門学校の学生による絵本とイラストレーションの合同展覧会を実施し、ペルージャ美術館に本学学生

の作品が展示される（根拠資料 9－18【ウェブ】）など、近年国際交流を深めている。さらに強化するべく国際交流委員会を設置し（根拠資料 9－19）、2025 年度までに 10 校と提携することを目標としたが、COVID-19 の影響により中断を余儀なくされている。2021 年から 2022 年度にかけて、チェコセンター東京との連携企画「街角の詩人ロボット」プロジェクトを推進した。廃材を用いて作成されたロボットを渋谷・たまプラーザの商業施設、チェコセンター等で展示イベントを開催、国際交流事業を再開している。

点検・評価項目③

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性については、方針及び手続に則り、所掌する地域連携センターにおいて点検・評価を行っている。この結果は自己点検・評価委員会に提出され、全学的な観点で点検・評価を行ったうえで運営協議会でさらに精査している。運営協議会は、点検・評価結果の検証と必要があれば改善活動の監理を行っている（根拠資料 2－1）。

前回の点検・評価において、地域連携事業を一部の教職員が兼任することによる負担の集中が課題として挙げられ、内部質保証推進責任者である学長も改善の必要性を認めたため、改善計画を立案することとなった。この改善計画に基づいて地域連携事業の受け入れや実施に向けた基本的な考え方について協議し、決定したうえで複数の案件に取り組み、改善が図られていることを確認している。将来計画・経営戦略委員会（現運営協議会）に報告を行った結果、改善の完了が認められ、フィードバックが行われた（根拠資料 2－7）。

（２）「長所・特色」

教育研究の成果をもって社会の健全な発展と地域文化の振興に寄与することを目的とし、地域連携センターが中心となって、社会連携・社会貢献事業を適切に推進している。

青葉区にある団体、企業との連携について実績が評価されつつある。また、地方においても本学の教育研究成果を生かし、地域社会の課題解決に向けて協力している。さらに地域連携事業を、学生が培った学修成果を発揮・確認する場としても機能させることができている。

生涯学習公開講座は、多様なプログラムを用意し、幅広い世代に向けた講座を展開している。2020 年度は、COVID-19 の影響により、キャンパスでの実技指導が難しくなるが、教職員の創意工夫によりオンライン講座での実施となった。2021 年度および 2022 年度は、感染対策を施しながら、生涯学習の場を提供し、社会の健全な発展に貢献している。2023 年度は通常の状態に戻し、引き続き地域に貢献するとともに社会の健全な発展に寄与するよう努力していく所存である。

（３）「問題点」

特段なし。

（４）「全体のまとめ」

社会連携及び社会貢献事業は、美術大学としての特性を最大限に発揮し、教育研究成果を社会に還元することが肝要と捉えている。地域連携事業等は、第２期認証評価でも長所として評価されているが、地域や地方社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全な育成など、今後ますます重要となるはずである。

教員の負担が増すことで、教育研究そのものが阻害されることは看過できなかったが、前述した改善活動に取り組んだことで、この課題も解消されている。

以上のことから、大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にあると評価できる。

10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状の説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

第1章で述べたとおり、建学の精神に則り、大学及び学部学科の教育研究目的等を実現するため、2020年4月1日に「横浜美術大学中期的な計画」（根拠資料1－8）を策定している。この計画において、「教育」「研究」「学生支援」「学生募集」「社会貢献」「管理・運営」の6項目の方向性を明らかにし、合計21項目の計画を立案し、現在進捗を図っているところである。そのなかで基本方針及び管理・運営の目標・計画は次のとおりとしている。

基本方針

横浜美術大学の前身、トキワ松学園女子短期大学の創立者である室谷早の教育理念を具現化するため、次の3つを教育目標として、豊かな人間性と創造性を培い、社会に貢献できる人材を育成する。

1. 美術・デザインの専門的な表現技術の修得
2. 美術・デザインの理論的な知識の修得
3. 社会性と幅広い教養の修得

管理・運営の目標・計画

安定した経営を行うために、認証評価を踏まえた、学内外の予測に基づく適切な計画を検討・策定し、横浜美術大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化して、価値の向上を目指す。

2022年度に受診した大学基準協会による認証評価において大学基準に適合しているとの認定を受けたもののその際に改善事項として指摘を受けた項目があり、改善事項については単年度の事業計画の中で具体的な対応事項を明記した。この事業計画は理事会・評議員会の承認後に、大学教授会で学長より教職員に周知している。

大学の管理運営については、認証評価において教授会をはじめ、各種委員会の役割や意思決定プロセスが不明確であるとの指摘を受けたため、2024年度に規程と意思決定プロセスの見直しを行い、2025年度から新内部質保証システムに移行することになった。（根拠資料2－4、2－9、10－1）。

学則変更や財政支出を伴う重要事項については、運営委員会での協議及び教授会での審議を経て、理事会の議決により決定している。理事である法人事務局長が大学教授会に陪席し、教授会と理事会との調整を図っている。

上記の管理運営に関する決定事項については、教員に対しては助教以上の全専任教員が構成員となる教授会を経ることから、着実に周知が図られている。事務職員に対しては、事

務主任以上を構成員とする事務連絡会において事務局長から共有が図られた後、各部署の構成員に周知することとしている。

点検・評価項目②

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点

○適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

○適切な危機管理対策の実施

○ 学長及び役職者の選任方法と権限の明示

学長及び役職者の選任方法、権限はそれぞれの規程により明示している。学長の選任方法は、「学校法人トキワ松学園学長・校長選考規程」に基づき、理事会が行っている（根拠資料10-2）。同規程第5条及び第6条に基づき、理事会に学長選考委員会が設置され、理事長が指名した理事4名、専任教員の人事に関し審議する教授会から選出された教授または准教授2名で構成されている。選考委員会は学長候補者を選考のうえ理事会に答申し、理事会が学長を選考する。なお、学長の任期は2年である。学長の権限と責任については、「横浜美術大学教育研究組織に関する規程」第2条により、「本学の校務を総括し、教職員を統督する。」として、大学の最高責任者であることを明示している（根拠資料3-2）。

学部長の選出については、「横浜美術大学教育研究組織に関する規程」第3条に基づき、教授のうち学長が候補者を選考し、理事長に内申のうえ、理事長はこの内申に基づき選任することとしている。なお、学部長の任期は2年である。「横浜美術大学教育研究組織に関する規程」第3条に「学長を補佐し、学部に関する校務を統括し、学長に事故がある場合にはその職務を代理する。」とし、権限を明示している（根拠資料3-2）。

さらに、学長を補佐する役職として副学長を置くことができるとしている。その職務権限として、「横浜美術大学副学長の任用に関する規程」第2条に「学長の職務を助け、命を受けて校務を掌理する。ただし、学長の職務権限を行使することはできない。」と規定している（根拠資料6-7）。

○ 教授会の役割の明確化

教授会の審議事項として、「横浜美術大学教授会規程」第3条において、次のように定めており、役割を明示している（根拠資料6-8）。

（審議事項）

第3条 教授会は、学則第49条第2項第3号及び第3項の規定に基づき、原則として経営に関わるものを除き、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育・研究に関する重要事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 退学、除籍、休学及び復学等の認定に関する事項
- (4) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- (5) その他学長が必要と認める事項

○ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

学長は寄附行為第6条により理事に就任することとしている（根拠資料1-6【ウェブ】）。理事会における決定事項は「学校法人トキワ松学園理事会業務委任規程」第2条に記されており、その中で大学運営に関する基本方針、事業計画、学則等の規程制定や変更は理事会決定事項として明確にしている（根拠資料10-3）。また大学事務局長はオブザーバーとして理事会に参加するほか、理事会での議事内容は教授会において学長から報告を行うことで、教学組織と法人組織の情報共有や意思の疎通を図っている。法人事務局長は原則、大学の教授会にオブザーバーとして参加しており、組織間における情報共有及び意思疎通を図っている。

○ 学生等からの意見への対応

学生等からの意見への対応として、「授業評価アンケート」や「学生生活アンケート」、「卒業制作展に関する意見交換会」等を実施している。授業評価アンケートは、学期末に授業（クラス）毎にアンケートを実施し、シラバスとの内容の整合性や満足度等を聴取したうえで、授業内容やその実施方法について改善を図っている（根拠資料4-18、4-19）。学生生活アンケートは毎年同時期に実施し、学生生活の実態や学生からの要望等の把握に努めている（根拠資料7-27）。2017年度には要望が多かったトイレを改修し、2018年度には教室や学生が使用できるスペースが不足しているとの意見を受けて、N棟を改修し、1階に総合工房、2階に多目的スペースを整備している。また、2019年度は食堂の老朽化について言及した意見が多かったことから、カフェテリアとして改修することとなった。自動ドアを導入するなど一部バリアフリー化を施し、2020年4月に快適な学生生活に資する施設として竣工している。卒業制作展は、第4章点検・評価項目⑤でも述べたとおり、本学では学修の集大成となる重要な場であるが、この卒業制作展に関する要望等を聴取し、同展覧会の改善向上を図っている（根拠資料10-4）。

○ 適切な危機管理対策の実施

危機管理については、「横浜美術大学危機管理規程」を制定し、対応している（根拠資料2-11）。この規程の第3条において、学長は「本学における危機管理を統括する責任者であり、危機管理のために必要な措置を講じなければならない」と役割を明確にしている。また、同規程第5条及び第7条に、学長、学部長、図書館長、教務部長、学生部長、事務局長といった本学の要職にある教職員を構成員とする危機管理委員会を設置することを定め、

第6条で次の事項を審議することについて規定している。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 危機管理体制の整備に関すること。
- (2) 危機管理教育、研修の企画、立案、訓練等に関すること。
- (3) その他、危機管理に関し必要とする事項。

2020年度には同委員会において、学生や教職員の安全を最優先とする考えのもと、教職員への業務負担を考慮しながら、学生や保護者の不安払拭と手厚い対応の実施を目指し、COVID-19への対応・対策を検討している。授業や各委員会の遠隔化等実際の方針を学内に発信する一方、2020年8月には「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 対応ガイドライン」を策定し、基本方針を定めるほか、同年9月には「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針」を定め、感染状況に応じてレベルを6段階に分け、そのレベルに応じて教育研究活動や課外活動の制限について考え方や実際の運用方法を示すに至っている(根拠資料10-5、10-6)。2023年度は、2023年5月 COVID-19の5類感染症への移行したことを踏まえ、危機対応の枠組みを再検討し、対応した。

点検・評価項目③

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点

○予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算の編成及び執行については「トキワ松学園経理規程」第50条において、「予算は、教育研究その他の学事計画と密接な関係をもって明確な方針に基づき、かつ財政上の諸要件と調和を図ったうえで編成し、経営の円滑な運営に資することを目的とする。」と規定している(根拠資料10-7)。

予算は、この規程に沿い、事業計画書と連関して編成している。具体的なプロセスとしては、まず、予算編成の基本方針を法人事務局において策定し、理事会の承認を経たうえで各部門(大学から小学校まで)に通知される(根拠資料10-8、10-9)。次に、部門では年間事業計画の内容に応じて予算措置が必要な項目を盛り込み、予算原案を作成・申請する。そして、財務担当理事である法人事務局長による聴取を行ったうえ、学園全体の予算案として評議員会の諮問を経て理事会が決定している。

予算の執行状況については、各部門経理担当者が会計システムに伝票入力することにより、毎月自動的に小科目毎の予算遂行状況及び前年度同月比較を把握できる帳票が作成されている。経理担当者はこの帳票を利用して予算残高を確認し、前年度比較において著差のある科目の点検を行ったうえ、経理責任者に報告を行っている。年度内で予算に計上されていない支出が発生した場合は、原則理事長決裁を経ることとしている。

予算の適正な執行を担保するため、公認会計士による監査を実施している。監査時間は公認会計士協会が公開する監査実施状況調査による同規模学校法人の平均監査時間より多

いことから、詳細な監査が行われていると評価できる。また、監事は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事長及び理事から業務の報告を聴取し、かつ重要な決裁書類等を閲覧するなどの業務監査を行っている。会計監査については、現職の公認会計士である監事のうち1名が、公認会計士の監査に立会い、意見交換を行いながら事業報告書、計算書類、財産目録等について検討するなど、必要な監査を実施している（根拠資料10-10）。予算の執行結果については、決算時において部門別・費目別の予算及び決算差異の分析を行い、差異の大きな費目についてはその要因を部門に確認している。

また、各種計算書類のほか、監事による監査報告書をウェブサイトにおいて公開しており、事業報告書においては法人や大学といった部門ごとの事業報告に加え、決算については用語の解説や経年比較等を掲載して学外者が理解しやすいよう配慮している（根拠資料10-11【ウェブ】）。

点検・評価項目④

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点

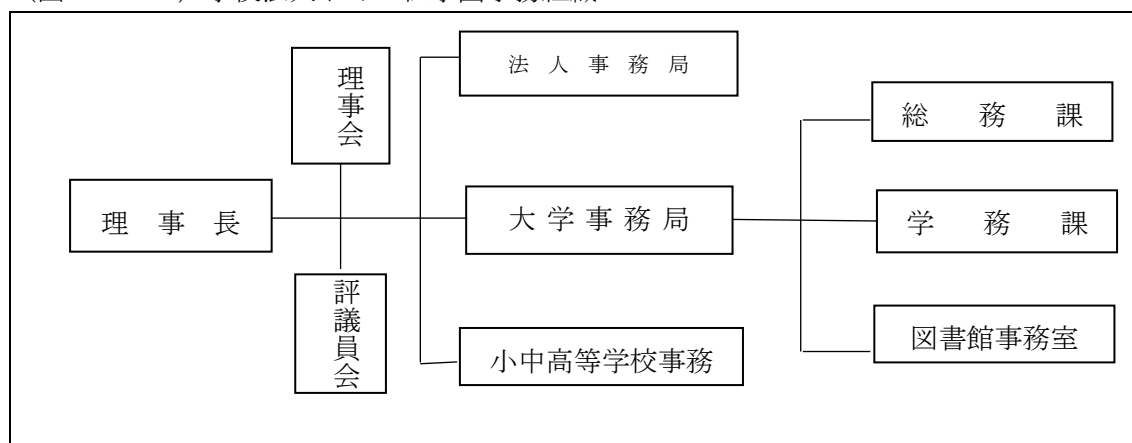
○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務組織は、「トキワ松学園事務組織規程」に基づき、法人事務局、大学事務局及び小中高等学校事務室を置いている（根拠資料10-12）。法人事務局及び小中高等学校事務室は、小学校・中学校・高等学校の所在地である目黒区碑文谷に設置し、大学事務局は横浜市青葉区にある大学キャンパスに設置している。（図10-1）

大学事務局には、総務課、学務課、図書館事務室を置いており、総務課・学務課は本館1階に、図書館事務室は本館4階図書館内にそれぞれ配置している。これらの組織の業務分掌及び業務量を勘案した人員配置については、法人事務局が調整し実施している。

（図10-1）学校法人トキワ松学園事務組織



○ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備と運用状況、業務評価及び処遇改善

職員の採用については、「トキワ松学園人事事務取扱要綱」に基づき行っている（根拠資料 10-13）。大学の専任職員を採用するにあたっては、学長が採用選考の実施について、理事長の承認を受けたうえで、大学事務局長が、法人事務局長とともに学長及び理事長の了承のもと、募集要項を作成し、ウェブサイトや求人情報サイトに掲載し公募している。なお、応募者の書類・面接審査は、法人事務局長、大学事務局長を中心に実施している。

職員の昇格については、事務組織が小規模かつ職位の関連があるため、規程の整備までには至っていないが、職員の処遇改善の一環として「学校法人トキワ松学園教職員の役付手当に関する規程」、「教職員給与規程」及び「トキワ松学園事務組織規程」を一部改正し、2018 年 4 月から事務主任を置き、役付手当の支給を規定している（根拠資料 10-12、10-14、10-15）。

さらに、適正配置については、2016 年度より現在の職務への適性、満足度、異動希望部署等を意向調査として自己申告させており、法人事務局が管理のうえ、人事配置の参考としている（根拠資料 10-16）。

○ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

大学の事務処理は、法人事務局と連携を図りながら、事務局長、総務課長、学務課長、総務課長代理及び事務主任（総務担当、広報・IT 担当、学生担当、図書館）で構成する事務連絡会を通じて、決定事項、各部署の予定、業務進行状況等を全職員に周知し、教育・研究活動の支援が円滑に行われるよう努めている。また、この事務連絡会において、業務の効率化を検討・実施するとともに多様化する業務内容について横断的に対処できるよう協力体制を整備している。

また、2020 年度より各種アセスメントの結果を分析、検証することで内部質保証活動を充実させることを目的に、IR 職員の配置を人事発令により行っている（根拠資料 10-17）。このことにより、各種アンケートの分析結果を IR レポートとして所轄委員会に報告することで、点検・評価や改善・向上を図るための資料として活用されているほか、方針及び手続の策定から IR 室による改善活動の支援など円滑な内部質保証活動を行うことができている。

○ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

本学では、学内における各種委員会には職員が事務担当として参加している。また、2024 年度に教員及び職員間の意思疎通の向上を図るために「横浜美術大学学長室会議規程」を制定し、(1) 大学経営に係る戦略的施策に関する事項、(2) 教育研究、施設等の将来計画に関する事項、(3) 教員人事に関する事項、(4) その他学長が必要と認める事項について審議する学長室会議を設置した。構成員は学長・学部長・図書館長・事務局長の他、事務局管理職が参加しており、教職協働が制度として図られている。

点検・評価項目⑤

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では、2013年5月に「横浜美術大学スタッフ・ディベロップメント実施要項」を制定し、これに基づきSD研修会を実施している（根拠資料10－18）。この成果として2013年度に実施した研修会にて職員像を次のとおり定めている。

- ・建学の精神を理解し、愛校心に溢れ、教育を支援する心を持つ。
- ・本学の教育目標に基づき自分の役割を理解し、創造的に実践しよう。
- ・経営的視点を持ち、社会や大学をとりまく変化や変革に対応できるようになろう。
- ・学生及び教職員とのチームワークを大切に、関係者に対しても相手の立場を理解し行動しよう。
- ・社会の様々なことに興味と関心を持ち、自己研鑽に励もう。

2020年度はFD・SD研修として、ハラスメント防止研修会を実施したほか、2021年度は内部質保証や教学改革をテーマとしたSD研修会をそれぞれ開催し、教職員の意欲及び資質の向上に努めている（根拠資料10－19）。2023年度には小中高事務職員と大学事務職員合同で心理的安全性の高い職場を目指してとして、学園を取り巻く状況、日常の諸課題、中長期的な課題等について議論・検討し、情報共有を実施した。

点検・評価項目⑥

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○監査プロセスの適切性

○点検・評価結果に基づく改善・向上

○ 定期的な点検・評価の実施とその結果に基づく改善・向上

方針及び手続に則り、運営方針は運営協議会、予算及び組織編制は法人事務局、さらにSDについては総務課が点検・評価を行い、自己点検・評価委員会が取りまとめを行った結果を運営協議会が精査を行うこととしている。この点検・評価結果において必要な改善事項があった場合は、運営協議会が監理を担っている（根拠資料2－1）。2023年度自己点検・評価の結果について、本節に係る問題点は特段確認されなかったことから、改善計画の立案には至っていない。

○ 監査プロセスの適切性

監事による監査は、「学校法人トキワ松学園寄附行為」第14条及び「トキワ松学園監事監査規程」に規定されている（根拠資料1－6，10－25）。監事監査規程第3条において監査の対象は次のとおりである。

- （1）中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況
- （2）組織及び制度全般の運営状況

- (3) 予算の執行に関する事項
- (4) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- (6) その他監査の目的を達成するために必要な事項

事業年度当初に提出される監査計画書に基づき、業務監査及び会計監査が行われている。
業務監査については、監事が理事会及び評議員会に出席するほか、理事長及び理事から業務の報告を聴取し、かつ重要な決裁書類等を閲覧するなどの監査を行っている。

会計監査については、現監事2名のうち1名の現職が公認会計士であるため、公認会計士監査に立会い、意見交換を行いながら事業報告書、計算書類、財産目録等につき検討を行うなど、必要な監査を実施している。

2024年度の監査の結果は、学園の業務に関する決定及び執行は適正であり、不正の行為または法令もしくは「学校法人トキワ松学園寄附行為」に違反する重大な事実はないものと認められている。さらに、計算書類並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、学園の収支及び財産の状況を正しく示しているものと併せて認められている（根拠資料10－10）。

（2）「長所・特色」

大学の運営管理に関する事項について、学長を委員長とし、各委員会の委員長を構成員とする運営協議会で協議を行うことで、各委員会において、大学の運営方針を適宜踏まえた教育研究活動等を実践することができている。

学生からの意見への対応として、アンケートの収集や意見交換の場を設け、これらの結果を大学運営や教育活動へ着実に反映させるなど、学修者本位の大学運営に努めようとする風土が醸成されている。

（3）「問題点」

2022年度の大学基準協会による第3期認証評価においては、改善課題として「大学としての意思決定について、学則及び「教授会規程」において、学長と教授会の役割を定めているものの、教授会と各種委員会の関係性や意思決定プロセスが、規程上明確になっていない。また、議事録等も審議の過程が分かるものとなっていないため、大学運営における学長・教授会・各種委員会の相互の役割と連関が不明確であり、改善が求められる」との提言を受領している。上記の改善課題に関しては、2023年度に学長、教授会、各種委員会の関係性及び役割と意思決定が明確なプロセスにて運営される見直しを図り、2024年度から運用を開始している。

（4）「全体のまとめ」

本学では、建学の精神に則り、大学や学部学科の教育研究目的と教育目標の実現に向けて、学長を委員長とし、各委員会の委員長を構成員とする運営協議会で管理運営に関する事項を協議し、協議内容に即した委員会活動を行うなど全学一体となった大学運営を実施している。また、長所・特色でも述べたとおり、学生からの意見に対し、真摯に対応するよう努めている。

さらに、大学運営を支える事務組織を整備し、各部署が教員と連携を図りながら業務を遂行しているほか、SD 研修や職員の適切な配置により、業務内容の多様化、専門化に対応している。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に実施し、それを支える各種方策に取り組んでいると評価できる。

第2節 財務

(1) 現状の説明

点検・評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点

○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

○当該大学の財務関係比率に関する指標または目標の設定

第1章点検・評価項目③で述べたとおり、大学の中・長期計画は学園全体の中期的な計画に合わせ、2020年度からの5年間の計画として策定している（根拠資料1－8）。

法人は大学から小学校まで学生生徒児童定員総数が2,212人の小規模法人であり、単独の部門収支よりも学園全体で収支均衡を図ることに主眼を置いてきた。このため、各部門の中期計画には具体的な財務に関する計画は示していないものの、法人の中期的な計画には、「安定財政に関する目標として各部門が損益分岐点となる入学者数を確保すること。支出超過が他部門の収入に大きく依存する場合は、該当部門の翌年度経常経費を一定割合で削減すること。」とし、中期計画における予算・収支等の基本的な考え方として明示している（根拠資料1－7）。単年度の予算編成においては、点検・評価項目②に記載のとおり、各部門の入学者が順調に増加し、財務状況も大幅に改善していることから、2024年度予算の基本方針では「(1) 黒字（基本金組入前収支差額）目標額：1億円、(2) 各部門とも黒字予算編成とすること。」とし、決算でこの基本方針どおりの黒字化を達成している。

部門別の財務比率に関する目標設定は行っていないが、事業報告書において、各種の財務比率の中で、特に重要指標となる人件費比率、教育研究費比率、管理経費比率、学生生徒等納付金比率、事業活動収支差額比率を部門別で経年比較が可能となるよう記載している（根拠資料2－15【ウェブ】）。また、日本私立学校振興・共済事業団の私学情報提供システムを利用し、各部門の主要財務比率について同規模・同系統の学校と比較した資料を作成し、理事会等で確認している（根拠資料10－26）。

点検・評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

法人は安定した財務基盤を確立するため、2016年度から2018年度まで学園財政健全化3ヶ年計画により、人件費の大幅な削減と管理経費の見直しを行い、収支（基本金組入前当年度収支差額）のプラス化を達成したが、当時より教育研究活動に影響を与えないよう配慮している。2019年度以降も情報機器の充実など、教育上必要な事項では新規投資を行い、さらに、2020年度はCOVID-19の対応・対策の観点から遠隔授業に向けて設備投資を行っている。管理経費比率は同系統大学に比しても低い水準にあり、今後もこれを維持することで、教育研究活動への安定的な資金充当が可能である。

大学予算は予算編成の基本方針に基づき、翌年度の事業計画（教学・人事）とこれに伴う費用、各研究室からの経費予算の申請額等を大学事務局総務課が中心となり取りまとめを行っている。この過程で申請部門（研究室単位）にヒアリングを行い、申請予算内容について精査することで、適正な予算配分を実現している。教育研究経費比率は同系統大学に比して低い水準となっていたため、経費節減に努めながらも教育研究活動へのさらなる資金充当を行うことで改善を図っており、2020年度28.0%から2024年度32.3%に改善された。

安定した財政基盤の確立については、入学者確保が最重要課題であり、教職員に対しては、日本私立学校振興・共済事業団による財務分析手法に則った損益分岐点となる人数について、大学、中学・高等学校及び小学校の部門毎に示し、共有を図っている（根拠資料10－8）。学生生徒児童数は2020年度1,617人（大学817人）であったが、2024年度には1,821人（大学855人）と大幅に増加し、これにより法人として8年連続で基本金組入前当年度収支差額がプラス（黒字で純資産が増加）となった。私学事業団経営判断指標において「正常状態」と判断される「A3」区分となり、財務状況は好転している。

外部資金については、科学研究費採択件数が2020年度2件、2021年度3件、2022年度3件、2023年度6件、2024年度7件と件数は少ないが着実に実績をだしている。資産運用は学園資産運用規程に沿って元本償還が確実な運用を基本としている。このため運用の中心は定期預金となっているが、低金利が続いているため、メガバンクの劣後債など安全性が高く、一定の利息収入が獲得できる商品での運用を一定の範囲で行い、運用収入の増加を図っている。寄付金収入は入学者及び在校生が中心となるが、卒業生団体との連携を強化し、卒業生からの寄付金受入れ実績も上がっている。その他外部資金獲得として、休日などに施設を外部に貸し出し、施設利用料収入の増を図っている。

（2）「長所・特色」

法人は安定した財務基盤を確立するため、学園財政健全化3ヶ年計画により、人件費の大幅な削減と管理経費の見直しを実施し支出の大幅な削減を達成した。また一方では各部門とも入学者が増加しており、8年連続黒字となるなど財政状況はV字回復している。

（3）「認証評価における改善指摘事項への対応」

2022年度の大学基準協会による第3期認証評価においては、改善課題として「教育目標を達成するための十分な財政基盤を確立しているとはいえず、財政基盤の確立に向けて、具

体的な数値目標を含む中・長期財政計画を策定・実行することが求められる。」との提言を受領している。

2020 年度から 2024 年度までの 5 か年計画においては数値目標を設定していなかったが、2025 年度からの第 2 期中期的な計画においては、十分な財政基盤を確保すべく運用資産の保有状況を示す「積立率」の目標数値を定め、この指標を着実に計画期間内で達成していくこととしている。

（４）「全体のまとめ」

第 2 期認証評価においては、財務状況が悪化傾向にあるとして、改善勧告が付されている。この勧告を真摯に受け止め、財政健全化を目指し、人件費の大幅な見直しと管理経費の削減を行いつつ、教学改革とこれと連動した広報活動の強化を図った結果、入学定員が回復し、財務状況は大幅に改善した。日本私立大学振興・共済事業団の財務に関する定量的な経営判断指標において、正常状態の「A 3」ランクとなっていることがその証左である。以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を有していると判断できる。

終 章

学校法人トキワ松学園は、1916年に端を発し、100年以上の歴史を有している。この法人による運営のもと、1966年には前身である短期大学が設立され、2010年に4年制大学として横浜美術大学を開学した。50年以上にわたり、建学の精神に則った大学及び学部学科の教育研究目的や教育目標の実現を目指し、社会の健全な発展と地域文化の振興に資する教育研究活動を行ってきた。

本学の特色は、1年次に美術・デザインに関する基礎分野を横断的に学修し、2～3年次の10コースで専門的な技術や知識を培い、4年次の12専攻において社会が必要とする表現力を培うという、美術・デザインについて基礎から専門的な技術・知識及び表現力を修得しうる体系的な教育課程にある。これと広報活動が連関し、高校生や高等学校の指導現場に少しずつ浸透したことで、2020年度には4年制大学への移行以来の課題であった定員充足を達成している。この期間に学修成果も徐々に現れ始めている。顕著な例として、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部が公募した「beyond2020プログラム」のロゴマークに、2019年度には国土交通省が推進している「太平洋岸自転車道」の統一ロゴマークに、学生作品がそれぞれ採用されている。

また、地域連携事業も本学の特色である。この地域連携事業は、学則に掲げる「社会の健全な発展と地域文化の振興に寄与」という目的を達成するためのみならず、学生が美術・デザインに関する技術や知識を培い、学修成果として在学中に社会で実際に生かせる、教育の場として重要なものでもある。2022年度から2024年度にかけての実績は97件にのぼり、社会に対し日頃の教育研究成果を十二分に還元している。

課題であった財務状況も、2016年度から財政健全化3ヶ年計画が始まり、この間に徹底的な支出削減を行ったこと、さらに4年制大学への移行以来課題であった大学部門における学生数確保の目途がついたことで、学園全体として収支状況は好転しており、日本私立大学振興・共済事業団の財務に関する定量的な経営判断指標において、正常状態のAランクとすることができた。

内部質保証の確立に向けた取り組みの成果も現れ始めている。第2期認証評価では大学基準協会から適合評価を受けたものの、認定にあたり努力課題1件と改善勧告2件の求めがあったため、改善策に取り組み、2019年には改善報告書を提出した。この改善報告書を提出してなお「一層の改善が望まれる」とされた「編入学定員に対する編入学生数比率の改善」については、全学内部質保証推進組織のマネジメントのもと、改善計画を立案し、改善活動及び改善報告を行うという内部質保証の方針及び手続きに則って改善活動がなされ、改善完了が確認されたところである。外部評価委員会からも本学の内部質保証システムは「適切である」と評価されている。但し、方針及び手続きに則った内部質保証活動の運用開始から日が浅く、「PDCAサイクルの継続的な運用が望まれる」ともされている。

2022年度の第3期認証評価において大学基準に適合していると認定された中、改善課題4件の提言を受けたが、いずれの課題についても対応済である。

内部質保証の考え方の基本は、適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し、証明することに他ならず、この実現のためには全学一体となって内部質保証活動を行うという理念を共有していくことが必要である。本学もこの「質の文化」を着実に醸成し、継続的かつ

恒常的な内部質保証システムを機能させることで、教育研究の質向上に努め、学修者本位の教育に向けて絶え間なく改革を行う所存である。